

大崎上島町地域防災計画

資料編

令和8年3月

内容

[防災関係施設]	1
○防災関係機関及び連絡先一覧	1
○指定避難所一覧	5
○指定福祉避難所一覧	8
○指定緊急避難場所一覧	9
○避難路一覧	12
○医療機関一覧	20
○町内薬局薬店一覧	21
○指定給水工事事業者一覧	22
○観測施設一覧	24
○排水施設一覧	25
[条例等]	26
○大崎上島町防災会議条例	26
○大崎上島町災害対策本部条例	28
○広島県災害救助法施行細則（別表第1・別表第2）	29
[協定]	35
○県内市町村の災害時の相互応援に関する協定	35
○広島県内航空消防応援協定書	37
○広島県内広域消防相互応援協定書	39
○広島県内広域消防相互応援協定実施細目	41
○広島中央地域連携中枢都市圏における災害時の相互応援に関する協定	50
○武蔵野市交流市町村協議会 災害時相互支援について （安曇野市サミット宣言）	55 55
○災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	56
○災害時における船舶の使用に関する協定書	59
○大崎上島町と町内郵便局の地域における協力に関する協定	61
○大崎上島町と町内郵便局の災害発生時における協力に関する協定	62
○災害時における連絡体制及び協力体制に関する取扱い	64

○災害時における船舶の使用に関する協定書	66
○災害時における物資の調達に関する協定書	74
○災害時における宿泊施設等の提供に関する協定書	76
○災害時における生活関連物資の供給等に関する協定書	78
○火災時の消防水の確保に関する協定	80
○防災パートナーシップに関する協定書	86
○災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書	88
○災害時における復旧支援協力に関する協定	90
○災害支援協定	92
○災害時における被災車両の撤去等に関する協定	96
○災害時における物資供給に関する協定	98
○災害救助物資の調達に関する協定	100
○大崎上島町と株式会社ユアーズとの包括的連携に関する協定	107
○「瀬戸内レモンの振興」を目的とした包括協定	109
○全国コンサルタント協会災害時支援協定書	111
○災害時等における物資の保管等に関する協定書	113
○災害時における連絡体制および協力体制に関する協定書	117
○大崎上島町と中国電力株式会社との地方創生に係る包括的連携に関する協定書	120
○災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	122
 [災害危険箇所]	 127
○土石流危険溪流一覧	127
○急傾斜地崩壊危険箇所一覧	130
○急傾斜地崩壊危険区域指定箇所一覧	141
○山地災害危険地一覧	146
○海岸保全区域一覧	153
○防災重点農業用ため池の現況	155
○港湾の現況	156
○危険物施設の状況	158
○毒物・劇物製造所	158
 [資 機 材]	 159
○町有給水器具一覧	159

○林野火災対策用資機材保有状況	159
○町有救難用資材の状況	159
○陸上建設機械保有状況	160
○海上流出油対策用資機材保有状況	160
○し尿、ごみ処理施設及び運搬車等の状況	161
 〔輸 送〕	 162
○船舶の状況	162
○ヘリポート適地の状況	163
○緊急通行車両の標章及び確認証明書	164
 〔消 防〕	 166
○消防水利の現況	166
○大崎上島消防署の消防力	167
○大崎上島町消防団の消防力	167
 〔様 式〕	 168
○様式第1号「災害発生報告」	168
○様式第2号「被害総括表」	169
○用語の定義	171
 〔文化財〕	 174
○文化財一覧	174
 〔本町の自然的・社会的条件〕	 177
○自然的条件	177
○社会的条件	180
 〔既往地震の概要〕	 182
○発生地震による地震タイプの特徴	182
○広島県内に被害を及ぼした近年の歴史地震	184
○発生メカニズムによる地震の分類	186
○広島県周辺における既往地震・津波	186
 〔被害想定〕	 187

○地震被害想定調査	187
○想定地震	187
○想定結果	194
[津波浸水想定]	210
○津波浸水想定	210

〔防災関係施設〕

○防災関係機関及び連絡先一覧

1 町

名 称	所在地	電話番号 (F A X番号)
役場総務課	大崎上島町東野 6625-1	0846-65-3111 (0846-65-3198)
大崎支所	大崎上島町中野 2067-1	0846-64-3510 (0846-64-3514)
木江支所	大崎上島町木江 4968	0846-62-0300 (0846-62-0304)
町教育委員会	大崎上島町中野 2067-1	0846-64-2074
大崎上島文化センター	大崎上島町中野 2067-5	0846-64-3055
大崎上島環境センター	大崎上島町大串 19-1	0846-64-3800
大崎上島クリーンセンター	大崎上島町明石 869	0846-63-0367
大崎上島町火葬場大峰苑	大崎上島町中野 2894-1	0846-64-3627
大崎産業会館	大崎上島町中野 4098-4	0846-64-3505
木江保健福祉センター	大崎上島町木江 5-9	0846-62-1430
東野保健福祉センター	大崎上島町東野 6625-1	0846-65-3160

2 県関係

名 称	所在地	電話番号 (F A X番号)
県危機管理課	広島市中区基町 10-52	082-228-2111 内線 2785~2787 082-513-2785(直) (082-227-2122)
西部建設事務所東広島支所	東広島市西条昭和町 13-10	082-422-6911
西部農林水産事務所東広島農林事務所	東広島市西条昭和町 13-10	082-422-6911
西部東厚生環境事務所西部東保健所	東広島市西条昭和町 13-10	082-422-6911
西部教育事務所	呉市西中央 1-3-25	0823-22-5400

3 警察

名 称	所在地	電話番号
竹原警察署	竹原市中央 1-1-13	0846-22-0110
竹原警察署 大崎上島分庁舎	大崎上島町木江 4952-1	0846-62-0110
竹原警察署 大崎警察官駐在所	大崎上島町中野 3917-2	0846-64-2046
竹原警察署 白水警察官駐在所	大崎上島町東野 2644-2	0846-65-2110
竹原警察署 鯉崎警察官駐在所	大崎上島町東野 5482-11	0846-65-3302

4 消防

名 称	所在地	電話番号 (FAX番号)
東広島市消防局	東広島市西条町助実 1173-1	082-422-0119 (082-426-8243)
東広島市消防局 大崎上島消防署	大崎上島町東野 4154-1	0846-65-2056 (0846-65-3519)

5 指定地方行政機関

名 称	所在地	電話番号
中国管区警察局	広島市中区上八丁堀 6-30	082-228-6411
中国四国農政局広島地域センター	広島市中区上八丁堀 6-30	082-228-5840
広島地方気象台	広島市中区八丁堀 6-30	082-223-3953
中国地方整備局港湾空港部	広島市中区東白島町 14-15 N T T クレド白島ビル 13F	082-511-3900
海上保安庁第六管区海上保安本部	広島市南区宇品海岸 3-10-17 広島港湾合同庁舎	082-251-5111
呉海上保安部	呉市宝町 9-25	0823-26-0118
呉海上保安部木江分室	大崎上島町木江 5067-9	0846-62-0807

6 自衛隊

名 称	所在地	電話番号
陸上自衛隊第13旅団司令部 第3部(防衛班)	海田町寿町 2-1	082-822-3101 内線 2412
海上自衛隊呉地方総監部防衛部	呉市幸町 8-1	0823-22-5511 内線 2823
航空自衛隊西部航空方面隊 司令部防衛部	福岡県春日市原町 3-1-1	092-581-4031 内線 2311

7 指定公共機関

名 称	所在地	電話番号 (FAX番号)
西日本電信電話(株)広島支店	広島市中区基町 6-77	082-505-4757
中国電力ネットワーク(株) 東広島ネットワークセンター	東広島市西条下見 5-5-15	082-424-0245 (082-424-0291)
中国電力(株)大崎発電所	大崎上島町中野 6208-1	0846-64-3211
日本赤十字社広島県支部	広島市中区千田町 2-5-64	082-241-8811
日本放送協会広島放送局	広島市中区大手町 2-11-10	082-504-5111
大崎郵便局	大崎上島町中野 4610-1	0846-64-2400
木江明石郵便局	大崎上島町明石 2408-1	0846-63-0044
木江沖浦郵便局	大崎上島町沖浦 1010-3	0846-63-0040
木江郵便局	大崎上島町木江 4970-1	0846-62-0400
白水郵便局	大崎上島町東野 2429-1	0846-65-2344
鯉崎郵便局	大崎上島町東野 5483-25	0846-65-3300
安芸西野簡易郵便局	大崎上島町原田 639-9	0846-64-2021

8 指定地方公共機関

名 称	所在地	電話番号
(一社)広島県医師会	広島市西区観音本町 1-1-1	082-232-7211
中国旅客船協会連合会	広島市南区宇品海岸 1-13-26	082-253-6907
広島地区旅客船協会	広島市南区宇品海岸 1-13-26	082-253-6907
広島県内航海運組合東部支部	尾道市古浜町 27-284	0848-25-3458
(社)広島県トラック協会	広島市東区光町 2-1-18	082-264-1501
(一社)広島県エルピーガス協会	広島市西区己斐本町 3-8-5	082-275-1804
(株)中国放送	広島市中区基町 21-3	082-222-1141
広島テレビ放送(株)	広島市中区中町 6-6	082-249-1212
(株)広島ホームテレビ	広島市中区白島北町 19-2	082-221-7111
(株)テレビ新広島	広島市南区出汐 2-3-19	082-256-2200
広島エフエム(株)	広島市南区皆実町 1-8-2	082-251-2200

9 公共的団体

名 称	所在地	電話番号 (F A X 番号)
さんようバス(株)	大崎上島町東野 4034-1	0846-65-3531 (0846-65-3533)
豊田郡医師会	大崎上島町中野 4322-3 円山医院 (副会長) 内	0846-64-2062
J A 広島ゆたか 明石支所	大崎上島町明石 2402-1	0846-63-0021 (0846-63-0078)
J A 広島ゆたか 中野支所	大崎上島町中野 4079-4	0846-64-3565 (0846-64-4107)
J A 広島ゆたか上島アグリセンター	大崎上島町中野 4594-6	0846-64-2637 (0846-64-3344)
J A 広島ゆたか 原田 S S	大崎上島町原田 532-1	0846-64-3570 (0846-64-3572)
J A 広島ゆたか 東野 S S	大崎上島町東野 2431-1	0846-65-3545 (0846-65-2010)
大崎内浦漁業協同組合	大崎上島町中野 4930-21	0846-64-4217
大崎上島漁業協同組合	大崎上島町沖浦 1138-1	0846-63-0302
大崎上島町商工会	大崎上島町中野 4098-4	0846-64-3505 (0846-65-3552)
大崎上島町社会福祉協議会	大崎上島町木江 5-9 木江保健福祉センター内	0846-62-1718 (0846-62-0816)
大崎上島町社会福祉協議会大崎支所	大崎上島町中野 4098-4 大崎老人福祉センター内	0846-64-4178 (0846-64-4287)
大崎上島町社会福祉協議会東野支所	大崎上島町東野 6625-1 東野保健福祉センター内	0846-65-2210 (0846-65-4096)
大崎上島町観光協会	大崎上島町東野 6625-61	0846-65-3455 (0846-65-3522)

○指定避難所一覧

(令和8年3月現在)

番号	収容対象地域	名称	所在地	管理者	連絡先	収容人員	備考
1	山尻	山尻老人集会所	中野 535、 536-2	区長		30	
2	東原下	東原下老人集会所	中野 1204-2	区長		30	
3	原下	原下集会所	中野 1626-1	区長		30	
4	原下	大崎上島学習交流センター	中野 1600-1	町長	67-5500	30	
5	本郷	本郷老人集会所	中野 3806-2	区長		30	
6	片浜	大崎上島開発総合センター	中野 2067-1	教育長	64-3055	50	
7	片浜	大崎上島文化センター	中野 2067-5	教育長	64-3055	50	
8	大西	大崎産業会館	中野 4098-4	商工会長	64-3505	50	
9	向山	大崎上島中学校	中野 5603	校長	64-2055	200	
10	向山	向山老人集会所	中野 5249-2	区長	64-4020	30	
11	長島	長島集会所	中野 6520-11	区長		30	
12	瀬井	瀬井集会所	原田 1752-3	区長		30	
13	原田	西野公民館	原田 638-7	区長	64-2021	50	
14	原田	西野屋内運動場	原田 1128-4	教育長	64-3055	200	
15	大串	大崎上島町ふれあいの館	大串 10-1	町長	64-4200	30	
16	大串	大串老人福祉センター	大串 1893-1	区長		30	
17	外表	地域芸能文化伝承館	東野 5372-16	区長		20	
18	鮎崎	鮎崎老人集会所	東野 5482-10	区長		20	
19	垂水	垂水老人集会所	東野 129-8	区長		20	
20	垂水	東野産品開発センター	東野 249	町長		20	
21	古江	古江老人集会所	東野 759	区長	65-3579	20	

番号	収容対象地域	名称	所在地	管理者	連絡先	収容人員	備考
22	盛谷	盛谷老人集会所	東野 5924	区長	65-2042	40	
23	盛谷	東野小学校体育館	東野 1845	校長	65-2026	190	
24	白水	東野屋内運動場	東野 1854-1	教育長	64-3055	300	
25	白水	東野文化センター	東野 6625-1	教育長	65-3111	100	
26	白水	東野保健福祉センター	東野 6625-1	社会福祉協議会長	65-2210	100	
27	小原	小原老人集会所	東野 1956-1	区長	65-3730	20	
28	上組	上組老人集会所	東野 3414-1	区長		20	
29	下組	観光農林漁業経営管理所	東野 3522	区長		40	
30	矢弓	矢弓老人集会所	東野 2750	区長	65-4081	20	
31	大田	東野解放教育集会所・大田集会所	東野 3960	部落解放同盟東野支部長・区長	65-2052	50	
32	脇之浦	脇之浦集いの館	東野 4494-1	区長		10	
33	生野島	生野島老人集会所	東野 6174	区長		20	
34	木江	岩白会館	木江 5228-1	区長		100	
35	木江	宇浜地域集会所	木江乙 5146-10	区長		30	
36	木江	木江屋内運動場	木江 5028-2	教育長	64-3055	200	
37	木江	木江会館	木江 4968-6	町長		100	
38	木江	木江公民館	木江 4968	教育長	62-0300	100	
39	木江	木江交流倶楽部かもめ館	木江 141-8	区長	62-0360	100	
40	木江	木江保健福祉センター	木江 5-9	社会福祉協議会	62-1430	100	
41	沖浦	上の谷集会所	沖浦 1272-2	区長		30	
42	沖浦	大崎上島漁業協同組合	沖浦 1138-1	組合長	62-0302	100	
43	沖浦	沖浦漁村センター	沖浦 896-4	町長		100	

番号	収容対象地域	名称	所在地	管理者	連絡先	収容人員	備考
44	沖浦	沖浦漁港観光物産館	沖浦 727-14	大崎上島 漁業協同 組合 組合 長		30	
45	沖浦	沖浦農業開発センター	沖浦乙 712-3	区長		100	
46	沖浦	木江小学校	沖浦 253	校長	63-0303	500	
47	沖浦	大崎上島幼稚園	沖浦 125	園長	63-0304	100	
48	明石	明石会館	明石 2564-37	町長		100	
49	明石	明石地域集会所	明石 2350-1	区長		100	

※ 災害発生の危険性があり避難した住民、災害により家に戻れなくなった住民等を避難、生活させる施設。

※ 災害種に限らず、次の基準を満たす施設を町長が指定。

- 1 想定される災害の影響が比較的少ない。
- 2 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模（収容人員は、1階部分から使用した場合目安）。
- 3 速やかに被災者等を受け入れ、生活関連物資を配布できること。
- 4 車両などによる輸送が比較的容易であること。

○指定福祉避難所一覧

名称	所在地	受入対象者	その他
特別養護老人ホーム 大崎荘	大崎上島町沖浦 1539 番地 1	要配慮者	
特別養護老人ホーム 大崎美浜荘	大崎上島町大串 3032 番地 1	要配慮者	
特別養護老人ホーム みゆき	大崎上島町東野 2701 番地	要配慮者	
グループホーム オレンジハウス	大崎上島町中野 5552 番地 11	強度行動障害の ある要配慮者	
グループホーム ひまわり	大崎上島町中野 5522 番地 36	強度行動障害の ある要配慮者	

※家族等も受入対象とする。

○指定緊急避難場所一覧

(令和6年3月現在)

番号	収容対象地域	名称	所在地	管理者	連絡先	収容人員	対応災害			
							地震	津波	土砂	高潮
1	山尻	山尻老人集会所	中野 535, 536-2	区長		30	○	○		○
2	東原下	東原下老人集会所	中野 1204-2	区長		30	○			○
3	原下	原下集会所	中野 1626-1	区長		30	○		○	○
4	原下	大崎上島学習交流センター	中野 1600-1	町長	67-5500	30	○		○	○
5	本郷	本郷老人集会所	中野 3806-2	区長		30	○	○	○	○
6	片浜	大崎上島開発総合センター	中野 2067-1	教育長	64-3055	50	○		○	○
7	片浜	大崎上島文化センター	中野 2067-5	教育長	64-3055	100	○	②	○	○
8	大西	大崎産業会館	中野 4098-4	商工会長	64-3505	50	○	②	○	○
9	向山	大崎上島中学校	中野 5603	校長	64-2055	200	○	②	○	○
10	向山	向山老人集会所	中野 5249-2	区長		30	○			○
11	長島	長島集会所	中野 6520-11	区長		30	○	○	○	○
12	瀬井	瀬井集会所	原田 1752-3	区長		30	○		○	○
13	原田	西野公民館	原田 638-7	区長		50	○	○	○	○
14	原田	西野屋内運動場	原田 1128-4	教育長	64-3055	200	○	○		○
15	大串	大崎上島町ふれあいの館	大串 10-1	町長	64-4200	30	○	○	○	○
16	大串	大串老人福祉センター	大串 1893-1	区長		30	○		○	○
17	外表	地域芸能文化伝承館	東野 5372-16	区長		20	○		○	
18	外表	荒神社						○		○
19	鮎崎	鮎崎老人集会所	東野 5482-10	区長		20	○			
20	鮎崎	金毘羅神社						○		○
21	垂水	垂水老人集会所	東野 129-8	区長		20	○		○	○

番号	収容対象地域	名称	所在地	管理者	連絡先	収容人員	対応災害			
							地震	津波	土砂	高潮
22	垂水	垂水神社						○		○
23	古江	古江老人集会所	東野 759	区長		20	○		○	
24	古江	古社八幡神社	東野 798					○	○	○
25	盛谷	盛谷老人集会所	東野 5924	区長		40	○			○
26	盛谷	東野小学校体育館	東野 1845	校長	65-2026	190	○		○	○
27	白水	東野屋内運動場	東野 1854-1	教育長	64-3055	300	○	○		○
28	白水	東野文化センター	東野 6625-1	教育長	65-3111	100	○	②	○	○
29	白水	東野保健福祉センター	東野 6625-1	社会福祉協議会長	65-2210	100	○		○	○
30	小原	小原老人集会所	東野 1956-1	区長		20	○	○		○
31	上組	上組老人集会所	東野 3414-1	区長		20	○	○	○	○
32	下組	観光農林漁業経営管理所	東野 3522	区長		40	○	○	○	○
33	矢弓	矢弓老人集会所	東野 2750	区長		20	○		○	○
34	矢弓	大崎公園	東野 2650-2					○	○	○
35	大田	東野解放教育集会所・大田集会所	東野 3960	部落解放同盟東野支部長・区長	65-2052	50	○			○
36	大田	広島商船高等専門学校	東野 4272-1	校長	65-3101			○		○
37	脇之浦	脇之浦集いの館	東野 4494-3	区長		10	○		○	○
38	生野島	生野島老人集会所	東野 6174	区長		20	○	○		○
39	木江	岩白会館	木江 5228-1	区長		100	○			
40	木江	木江解放集会所	木江 5178-35	部落解放同盟木江支部長	62-0613	30	○	○		○
41	木江	宇浜地域集会所	木江 5146-10	区長		30	○		○	○
42	木江	木江屋内運動場	木江 5028-2	教育長	64-3055	100	○	○		○

番号	収容対象地域	名称	所在地	管理者	連絡先	収容人員	対応災害			
							地震	津波	土砂	高潮
43	木江	木江会館	木江 4968-6	町長		100	○		○	②
44	木江	木江公民館	木江 4968	教育長	62-0300	100	○	○		○
45	木江	浄泉寺	木江 4946-1		62-0048	50	○	○		○
46	木江	木江交流倶楽部 かもめ館	木江 141-8	区長		100	○			○
47	木江	金剛寺	木江 134-2		62-0161			○		○
48	木江	木江保健福祉セ ンター	木江 5-9	社会福祉 協議会	62-1718	100	○	○		○
49	木江	ふれあい郷土資 料館	沖浦 1911	教育長	62-0555			○		○
50	沖浦	上の谷集会所	沖浦 1272-2	区長		30	○			○
51	沖浦	大崎上島漁業協 同組合	沖浦 1138-1	組合長	62-0302	100	○			○
52	沖浦	沖浦漁村センタ ー	沖浦 896-4	町長		100	○		○	○
53	沖浦	沖浦漁港観光物 産館	沖浦 727-14	大崎上島 漁業協同 組合 組 合長		30	○		○	○
54	沖浦	円妙寺	沖浦 945-2		63-0045	100	○	○		○
55	沖浦	沖浦農業開発セ ンター	沖浦 712-3	区長		100	○			○
56	沖浦	木江小学校	沖浦 253	校長	63-0303	500	○			○
57	沖浦	大崎上島幼稚園	沖浦 125	園長	63-0304	100	○	○		○
58	明石	明石会館	明石 2564-37	町長		100	○		○	②
59	明石	明石地域集会所	明石 2350-1	区長		100	○	○		○

※ 災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、その危険から逃れるための避難場所。

※ 災害ごとに町長が指定。

※②：2階以上に限り安全な施設

○避難路一覧

1 大崎地区

道路種別	路線番号	路線名
1 級	1040	東原下向山線
1 級	1050	原田原下線
1 級	1060	大串大西線
1 級	1070	沖浦本郷線
1 級	1080	明石原田線
2 級	2070	横浜 1 号線
2 級	2080	石摺笹ヶ浜線
2 級	2090	犬ヶ浜 1 号線
2 級	2100	浜尻大田浜 1 号線
2 級	2110	七々見丸山線
2 級	2120	浜谷片首 1 号線
2 級	2130	瀬井新治 1 号線
2 級	2140	大門池尻 1 号線
2 級	2150	畑倉田中線
2 級	2160	吉枝片浜 1 号線
2 級	2170	山尻原下 1 号線
その他	10	福浦板摺 1 号線
その他	20	布浦 1 号線
その他	30	布浦 2 号線
その他	40	福浦板摺 2 号線
その他	50	福浦板摺 3 号線
その他	60	福浦板摺 4 号線
その他	70	福浦板摺 5 号線
その他	80	月之浦女島線
その他	100	本山横浜線
その他	110	黒崎塔之越 1 号線
その他	120	黒崎塔之越 2 号線
その他	130	塔之越団地線
その他	140	向山配水池線
その他	150	西横浜線
その他	160	本山横浜号線
その他	170	横浜団地 1 号線
その他	180	横浜団地 2 号線
その他	190	横浜団地 3 号線

道路種別	路線番号	路線名
その他	410	加淵団地 1 号線
その他	420	加淵団地 2 号線
その他	430	加淵団地 3 号線
その他	440	大清谷片浜 1 号線
その他	450	船隠 1 号線
その他	460	西唐樋 1 号線
その他	470	西唐樋 2 号線
その他	480	船隠 2 号線
その他	490	大清谷片浜 2 号線
その他	500	大清谷片浜 3 号線
その他	510	大清谷片浜 4 号線
その他	520	沖菅原団地 1 号線
その他	530	沖菅原団地 2 号線
その他	540	沖菅原団地 3 号線
その他	550	沖菅原団地 4 号線
その他	560	沖菅原団地 5 号線
その他	570	沖菅原団地 6 号線
その他	580	沖菅原団地 7 号線
その他	590	沖菅原団地 8 号線
その他	600	大清谷片浜 5 号線
その他	610	沖菅原線
その他	630	幸田尻 1 号線
その他	640	丸山船隠線
その他	650	石摺団地 1 号線
その他	660	石摺団地 2 号線
その他	670	石摺団地 3 号線
その他	680	原 下 線
その他	690	東原下石摺 1 号線
その他	700	石摺奥団地線
その他	710	殿堀団地線
その他	710	殿堀東原下線
その他	720	舞鶴新開線
その他	730	平 岩 線
その他	740	東原下石摺 2 号線

道路種別	路線番号	路線名
その他	200	横浜団地4号線
その他	210	横浜団地5号線
その他	220	横浜団地6号線
その他	230	広田松ヶ鼻線
その他	240	広田杉之谷線
その他	250	奥谷杉之谷線
その他	260	向山1号線
その他	270	奥谷塔之越線
その他	280	向山団地線
その他	290	向山線
その他	300	横浜2号線
その他	310	横浜団地7号線
その他	320	横浜団地8号線
その他	330	横浜団地9号線
その他	340	横浜3号線
その他	350	横浜4号線
その他	360	横浜5号線
その他	370	横浜6号線
その他	380	横浜7号線
その他	390	横浜8号線
その他	960	東火葬場線
その他	970	中山線
その他	980	寺山線
その他	990	幸田尻2号線
その他	1000	笹ヶ浜1号線
その他	1010	笹ヶ浜2号線
その他	1020	大田浜稲積2号線
その他	1030	大田浜稲積3号線
その他	1040	吉枝片浜2号線
その他	1050	吉枝片浜3号線
その他	1060	浜尻大田浜2号線
その他	1070	浜尻団地1号線
その他	1080	浜尻団地2号線
その他	1090	浜尻団地3号線
その他	1100	浜尻太田浜3号線
その他	1110	長江加瀬1号線

道路種別	路線番号	路線名
その他	750	東原下石摺3号線
その他	760	洲之戸線
その他	770	東原下線
その他	780	殿堀1号線
その他	790	殿堀2号線
その他	800	殿堀3号線
その他	810	殿堀4号線
その他	820	宝崎線
その他	830	幸口線
その他	840	高辻洲之戸線
その他	850	尼池線
その他	860	田尾浜線
その他	870	原下団地1号線
その他	880	原下団地2号線
その他	890	原下団地3号線
その他	900	稲積丸山1号線
その他	910	稲積丸山2号線
その他	920	入道鼻戸線
その他	930	稲積郷渡線
その他	940	郷渡沖線
その他	1530	川谷友松1号線
その他	1540	川谷友松2号線
その他	1550	原田原下支線1号線
その他	1560	原田原下支線2号線
その他	1570	江良田中線
その他	1580	尾末線
その他	1590	尾末新治1号線
その他	1600	尾末新治2号線
その他	1610	落山東射場谷線
その他	1620	瀬井一ツ浜1号線
その他	1630	瀬井一ツ浜2号線
その他	1640	瀬井川東線
その他	1650	瀬井一ツ浜3号線
その他	1660	大串大西3号線
その他	1670	大串大西4号線
その他	1680	大串大西5号線

道路種別	路線番号	路線名
その他	1120	長江加淵2号線
その他	1130	大西住宅団地線
その他	1140	大串大西1号線
その他	1160	平野山5号線
その他	1170	平野山支線
その他	1180	平野山線
その他	1190	加淵線
その他	1200	長江中之江線
その他	1210	中之江1号線
その他	1220	中之江2号線
その他	1230	焼山線
その他	1240	奥谷線
その他	1250	大田浜団地1号線
その他	1260	大田浜団地2号線
その他	1270	大田浜団地3号線
その他	1280	大田浜団地4号線
その他	1290	池田団地線
その他	1300	三軒屋半田線
その他	1310	吉枝大田線
その他	1320	本郷片浜線
その他	1330	幸田線
その他	1340	東部配水池線
その他	1350	半田五反田線
その他	1360	吉枝片浜4号線
その他	1370	神田五反田線
その他	1380	神田五反田1号線
その他	1390	神田五反田2号線
その他	1400	菅原耳道線
その他	1410	本郷線
その他	1420	大谷本郷1号線
その他	1421	大谷本郷3号線
その他	1422	大谷本郷4号線
その他	1430	本郷原下線
その他	1440	光末線
その他	1450	祇園平大門線
その他	1460	山尻原下2号線

道路種別	路線番号	路線名
その他	1690	久蔵谷井浜1号線
その他	1700	久蔵谷井浜2号線
その他	1710	峠陸線
その他	1720	大串大西6号線
その他	1730	大田線
その他	1740	来留間寺笹山1号線
その他	1750	来留間寺笹山2号線
その他	1760	瀬井新治2号線
その他	1770	池尻線
その他	1780	池尻新治線
その他	1790	瀬井新治3号線
その他	1810	西野干拓北1号線
その他	1820	西野干拓北2号線
その他	1830	七々見外浜線
その他	1840	干拓大串港線
その他	1841	西野干拓東線
その他	1850	七々見金番所線
その他	1860	干拓丸山線
その他	1870	西崎線
その他	1880	浜谷片首2号線
その他	1890	入相新開線
その他	1900	外浜浜谷1号線
その他	1910	外浜浜谷2号線
その他	1920	原谷線
その他	1930	大川3号線
その他	1940	大川1号線
その他	1950	大川2号線
その他	1960	大串郷谷1号線
その他	1970	大串郷谷2号線
その他	1980	大串郷谷3号線
その他	1990	浜谷片首3号線
その他	2000	大串大西7号線
その他	2010	浜谷片首4号線
その他	2020	井浜線
その他	2030	井浜平線
その他	2040	井浜清水2号線

道路種別	路線番号	路線名
その他	1470	源田線
その他	1480	山尻原下3号線
その他	1490	不動根田尾1号線
その他	1500	不動根田尾2号線
その他	1510	神峰山線
その他	1520	大谷本郷2号線
その他	2110	大門池尻2号線
その他	2120	大門池尻3号線
その他	2130	郷一西線
その他	2140	原田原下支線3号線
その他	2150	郷森の下1号線
その他	2160	郷森の下2号線

道路種別	路線番号	路線名
その他	2050	井浜片首1号線
その他	2060	草木恋地線
その他	2070	大串配水池線
その他	2080	西火葬場線
その他	2090	菓研谷中之谷線
その他	2100	新治線
その他	2170	尾首線
その他	2180	原田配水池線
その他	2190	大地原線
その他	2200	大畑森の下1号線
その他	2210	大畑森の下2号線

2 東野地区

道路種別	路線番号	路線名
1級	1010	白水森ヶ迫線
1級	1020	大田小原線
2級	2011	生野島循環1号線
2級	2012	生野島循環2号線
2級	2020	咽口上土手線
2級	2030	咽口上豊広線
2級	2040	古江線
2級	2050	森谷平黒線
2級	2060	矢弓下組線
その他	10	生野島契島線
その他	20	生野島5号線
その他	30	生野島3号線
その他	40	生野島2号線
その他	50	生野島1号線
その他	60	白水生野島線
その他	70	生野島4号線
その他	80	馬取線
その他	90	鮎崎線
その他	100	上豊広線
その他	101	柳ヶ迫線
その他	110	中道線
その他	120	咽口3号線

道路種別	路線番号	路線名
その他	292	高田側3号線
その他	293	古江2号線
その他	300	古江1号線
その他	310	磯田線
その他	320	多賀浜線
その他	330	盛谷線
その他	340	白水1号線
その他	350	白水2号線
その他	360	沖條1号線
その他	370	沖條2号線
その他	380	沖条線
その他	381	花篠線
その他	390	白水線
その他	400	大久保1号線
その他	410	平黒線
その他	420	盛谷平黒線
その他	430	大久保線
その他	440	赤通線
その他	450	白水小原線
その他	460	夏更線
その他	470	椀谷線
その他	480	森ヶ迫味原線

道路種別	路線番号	路線名
その他	130	咽口1号線
その他	140	咽口2号線
その他	141	咽口4号線
その他	150	古社谷線
その他	160	古社谷5号線
その他	170	古社谷4号線
その他	180	古社谷3号線
その他	190	古社谷2号線
その他	200	古社谷6号線
その他	210	古社谷1号線
その他	220	中山線
その他	230	咽口赤羽根線
その他	240	垂水線
その他	250	宮ヶ浜1号線
その他	260	宮ヶ浜2号線
その他	270	宮ヶ浜3号線
その他	280	宮ヶ浜4号線
その他	290	高田側線
その他	291	高田側2号線
その他	50	大楡団地線線1号
その他	60	岡田配水池線
その他	70	岡田中野線
その他	80	正島岡田線
その他	90	宇浜海岸1号線
その他	91	宇浜線
その他	100	宇浜正島線
その他	110	東側1号線
その他	120	東側2号線
その他	130	東側3号線
その他	140	東側4号線
その他	150	浜側線
その他	160	木江山尻1号線
その他	170	木江山尻2号線
その他	180	正島浄泉寺線
その他	190	天五尾派汰線
その他	200	尾派汰1号線

道路種別	路線番号	路線名
その他	490	小原1号線
その他	500	小原2号線
その他	501	城山線
その他	510	味原線
その他	520	小原3号線
その他	530	紅石線
その他	540	矢弓小原線
その他	550	上組1号線
その他	560	上組2号線
その他	570	矢弓上組線
その他	580	矢弓線
その他	590	下組線
その他	600	大田白崎線
その他	610	大田新開線
その他	620	先大田線
その他	630	岩白線
その他	640	脇之浦支線
その他	650	脇之浦線
その他	660	中ノ谷線
その他	670	脇之浦木江線
その他	540	円妙寺三里浜線
その他	550	沖浦本郷線
その他	560	木越三里浜線
その他	561	木越・浜線
その他	570	三里浜線
その他	580	三里浜山手線
その他	590	三里浜南北1号線
その他	600	奥田中線
その他	610	三里浜東西線
その他	620	三里浜南北2号線
その他	630	三里浜南北3号線
その他	640	小学校三里浜線
その他	650	南小学校連絡線
その他	660	沖浦明石線
その他	670	戸野浜線
その他	680	三里浜向井浜1号線

道路種別	路線番号	路線名
その他	210	尾派汰2号線
その他	220	岡條薬師線
その他	230	宮の崎海岸1号線
その他	240	天満1号線
その他	250	天満2号線
その他	260	天満～柿の浦線
その他	270	天満3号線
その他	280	天満5号線
その他	290	金毘羅線
その他	300	都志阿納線
その他	310	柿の浦線
その他	320	伊佐岐線
その他	330	柿の浦伊佐岐線
その他	340	木江沖浦2号線
その他	350	伊佐岐野賀線
その他	360	木江沖浦線
その他	370	木江沖浦3号線
その他	380	岩白谷線
その他	390	上の谷2号線
その他	400	上の谷1号線
その他	410	沖浦線
その他	420	柏谷1号線
その他	430	柏谷2号線
その他	440	柏谷3号線
その他	450	柏谷4号線
その他	460	柏谷5号線
その他	470	柏谷6号線
その他	480	丈太場1号線
その他	490	丈太場2号線
その他	500	浜1号線
その他	510	中浜円妙寺線
その他	520	木越円妙寺線
その他	530	沖浦配水池線

道路種別	路線番号	路線名
その他	690	三里浜向井浜2号線
その他	700	向浜山手線
その他	710	向浜浜南北2号線
その他	720	向浜神社線
その他	730	向浜東部線
その他	740	向浜中通線
その他	750	向浜南北1号線
その他	760	支所前線
その他	770	向浜本浜線
その他	780	向浜1号線
その他	790	向浜海岸3号線
その他	800	向浜海岸1号線
その他	810	向浜海岸2号線
その他	820	本浜東側線
その他	830	支所本浜線
その他	840	本浜海岸線
その他	850	本浜境谷線
その他	860	奥山線
その他	870	岡部中線
その他	880	岡部中支線
その他	890	岡部南線
その他	900	塩入線
その他	910	西郷線
その他	920	奥山連絡線
その他	930	本浜線
その他	931	塩入線
その他	940	行岡線
その他	950	神地線
その他	960	半六線
その他	970	箕越線
その他	980	外郷線
その他	990	柿ヶ迫線
その他	1000	松田線
その他	1010	草木線
その他	1020	池田1号線

3 木江地区

道路種別	路線番号	路線名
2 級	2180	宮の崎大久保線
2 級	2190	本浜岡部線
その他	10	岩白小頃子線
その他	50	大楡団地線線 1 号
その他	60	岡田配水池線
その他	70	岡田中野線
その他	80	正島岡田線
その他	90	宇浜海岸 1 号線
その他	91	宇 浜 線
その他	100	宇浜正島線
その他	110	東側 1 号線
その他	120	東側 2 号線
その他	130	東側 3 号線
その他	140	東側 4 号線
その他	150	浜 側 線
その他	160	木江山尻 1 号線
その他	170	木江山尻 2 号線
その他	180	正島浄泉寺線
その他	190	天五尾派汰線
その他	200	尾派汰 1 号線
その他	210	尾派汰 2 号線
その他	220	岡條薬師線
その他	230	宮の崎海岸 1 号線
その他	240	天満 1 号線
その他	250	天満 2 号線
その他	260	天満～柿の浦線
その他	270	天満 3 号線
その他	280	天満 5 号線
その他	290	金毘羅線
その他	300	都志阿納線
その他	310	柿の浦線
その他	320	伊佐岐線
その他	330	柿の浦伊佐岐線
その他	340	木江沖浦 2 号線
その他	350	伊佐岐野賀線

道路種別	路線番号	路線名
その他	20	大楡団地線 4 号
その他	30	大楡団地線 2 号
その他	40	大楡団地線 3 号
その他	540	円妙寺三里浜線
その他	550	沖浦本郷線
その他	560	木越三里浜線
その他	561	木越・浜線
その他	570	三里浜線
その他	580	三里浜山手線
その他	590	三里浜南北 1 号線
その他	600	奥田中線
その他	610	三里浜東西線
その他	620	三里浜南北 2 号線
その他	630	三里浜南北 3 号線
その他	640	小学校三里浜線
その他	650	南小学校連絡線
その他	660	沖浦明石線
その他	670	戸野浜線
その他	680	三里浜向井浜 1 号線
その他	690	三里浜向井浜 2 号線
その他	700	向浜山手線
その他	710	向浜浜南北 2 号線
その他	720	向浜神社線
その他	730	向浜東部線
その他	740	向浜中通線
その他	750	向浜南北 1 号線
その他	760	支所前線
その他	770	向浜本浜線
その他	780	向浜 1 号線
その他	790	向浜海岸 3 号線
その他	800	向浜海岸 1 号線
その他	810	向浜海岸 2 号線
その他	820	本浜東側線
その他	830	支所本浜線
その他	840	本浜海岸線

道路種別	路線番号	路線名
その他	360	木江沖浦線
その他	370	木江沖浦3号線
その他	380	岩白谷線
その他	390	上の谷2号線
その他	400	上の谷1号線
その他	410	沖浦線
その他	420	柏谷1号線
その他	430	柏谷2号線
その他	440	柏谷3号線
その他	450	柏谷4号線
その他	460	柏谷5号線
その他	470	柏谷6号線
その他	480	丈太場1号線
その他	490	丈太場2号線
その他	500	浜1号線
その他	510	中浜円妙寺線
その他	520	木越円妙寺線
その他	530	沖浦配水池線

道路種別	路線番号	路線名
その他	850	本浜境谷線
その他	860	奥山線
その他	870	岡部中線
その他	880	岡部中支線
その他	890	岡部南線
その他	900	塩入線
その他	910	西郷線
その他	920	奥山連絡線
その他	930	本浜線
その他	931	塩入線
その他	940	行岡線
その他	950	神地線
その他	960	半六線
その他	970	箕越線
その他	980	外郷線
その他	990	柿ヶ迫線
その他	1000	松田線
その他	1010	草木線
その他	1020	池田1号線

○医療機関一覧

1 広島中央保健医療圏災害協力病院

(令和6年1月1日現在)

病院名	所在地	電話番号	F A X	病床数	医療救護班数
独立行政法人国立病院機構東広島医療センター	東広島市西条町寺家 513	082-423-2176	082-422-4675	一般 381 結核 16 感染症 4	1

2 東広島地域保健所管内国立公立病院

(令和6年1月1日現在)

病院名	所在地	電話番号	F A X	病床数
独立行政法人国立病院機構東広島医療センター	東広島市西条町寺家 513	082-423-2176	082-422-4675	一般 381 結核 16 感染症 4
独立行政法人国立病院機構賀茂精神医療センター	東広島市黒瀬町南方 92	0823-82-3000	0823-82-7352	一般 100 精神 312
広島県立身体障害者リハビリテーションセンター医療センター	東広島市西条町田口 295-3	082-425-1455	082-425-1094	一般 275
広島県立障害者療育支援センターわかば療育園	東広島市八本松町米満 198-1	082-428-6671	082-428-6670	一般 55
呉共済病院忠海分院	竹原市忠海中町 2-2-45	0846-26-0250	0846-26-2577	一般 44 療養 20
県立安芸津病院	東広島市安芸津町三津 4388	0846-45-0055	0846-46-0015	一般 98

3 町内医療機関

医療機関名	所在地	電話番号	F A X	診療科目
射場医院	大崎上島町東野 5481-4	65-3304	65-3021	外科・内科・整形外科
寺元医院	大崎上島町中野 1608-5	64-2093	64-2313	内科
円山医院	大崎上島町中野 4322-3	64-2062	64-3523	内科
医療法人妙好会 ときや内科	大崎上島町沖浦 1001	63-0001	63-0170	内科・消化器科・放射線科
医療法人社団 田村医院	大崎上島町明石 2700	63-0311	63-1090	内科・胃腸内科・婦人科・消化器内科
正島歯科医院	大崎上島町木江 246	62-0064	62-1661	歯科
平田歯科診療所	大崎上島町中野 2201-2	64-4321	64-4321	歯科
山本歯科クリニック	大崎上島町東野 2572	65-2045	65-2045	歯科
好中歯科医院	大崎上島町中野 1737-1	64-4012	64-4011	歯科

○町内薬局薬店一覧

薬局薬店名	所在地	電話番号	F A X
あゆみ薬局	大崎上島町沖浦 1001-2	0846-63-1052	0846-63-0345
セブン薬局	大崎上島町中野 4102-1	0846-67-5070	0846-67-5060
パール薬局明 石店	大崎上島町明石 2696-1	0846-67-4020	0846-67-4020

○指定給水工事事業者一覧

会社名	住 所	電話番号
信谷建設(株)	大崎上島町明石 2508	0846-63-0746
津田工業(株)	福山市柳津町 2271-39	0849-33-5310
(有)木村設備	大崎上島町大串 2167	0846-64-2519
(株)中電工広島中部支社	東広島市西条中央三丁目 6-12	0846-62-0324
中央設備(株)	東広島市西条町寺家 4724	0824-22-2471
(有)渡辺設備工業所	広島市安芸区矢野一丁目 1-15	082-888-0600
(株)今栄	竹原市中央 3 丁目 4 番 6 号	0846-22-2243
(有)菅原建設	大崎上島町東野 316-6	0846-65-4011
上島瓦斯(株)	大崎上島町東野 4146-4	0846-65-2875
二興商事	大崎上島町中野 5530-45	0846-64-3102
(有)モリシタデンキ	大崎上島町東野 1730-1	0846-65-2054
(有)吉岡鉄工所	大崎上島町中野 4958	0846-64-3920
(株)中国工業開発	竹原市西野町 1625	0846-29-1111
中野建設(株)	大崎上島町中野 4653-2	0846-64-3013
(有)樽本建設	大崎上島町原田 1067-1	0846-64-2676
アサノ総合住設	三原市本郷町本郷 4313-4	0848-86-1647
(株)トモタニ	竹原市竹原町本郷 3572	0846-22-2189
(有)平田住宅設備工業	府中町本町一丁目 3-2	082-282-6701
(株)森重建設	大崎上島町中野 5698-2	0846-64-2704
(有)菅建設	大崎上島町中野 4778-4	0846-64-2648
(有)野谷工業	竹原市中央四丁目 11-33-1	0846-22-1061
(株)アサ・テクノ	広島市東区戸坂惣田二丁目 3-4	082-229-5311
(株)河本建設	大崎上島町中野 5522-11	0846-64-4356
(株)高西工業	東広島市西条町御菌宇 1665-3	082-422-4411
(有)エコー設備	安芸郡熊野町 1505-4	082-854-5783
(株)いとう設備	大崎上島町中野 5522-22	0846-64-2213
S・カミモト工事店	大崎上島町中野 1620-1	0846-64-5022
(有)三基工業	海田町南本町 4-14	082-823-8122
(有)吉本ガス産業	竹原市竹原町 3526-29	0846-22-3682
(株)土居鉄工	東広島市安芸津町木谷 351-2	0846-45-1043
(株)岩城	東広島市西条町田口 2931-29	0846-64-2603
三菱電機システムサービス(株)	広島市安佐南区川内 6-22-5	082-870-3711

会社名	住 所	電話番号
ダン環境設備(株)	広島市安佐北区上深川町 244-1	082-840-1311
光元設備工業	東広島市西条町寺家 7959-3	082-422-5438

○観測施設一覧

1 気象観測所（広島県）

（令和6年3月1日現在）

観測所名	観測地点	設置機関	観測項目	水系名	摘要
大崎	大崎上島町役場大崎支所内	広島県	雨量	原田川	自系テレ・自記
上組	大崎上島町字下中垣内 3424、3425 番地	広島県	雨量		砂防局
沖浦	大崎上島町大字沖浦字水野元 127 番地	広島県	雨量		砂防局

2 気象観測所（町有）

（令和6年3月1日現在）

観測所名	観測場所	観測項目	
		雨量	その他
町役場	東野 6625-1	自記	風速
大崎支所	中野 2067-1	自記	
地域芸能文化伝承館	東野 5372-3		風向、風速

3 潮位観測所

（令和6年3月1日現在）

観測所名	位置	港名	設置者
木江	大崎上島町野賀棧橋沖	木江	広島県
東野	大崎上島町盛谷沖	鮎崎	大崎上島町

4 地震計設置状況

（令和6年3月1日現在）

設置場所所在地	計測震度計等座標					
	北緯			東経		
	度	分	秒	度	分	秒
東野 6625-1 役場敷地内	34	14	6	132	54	47
中野 2067-1 大崎支所敷地内	34	14	32	132	53	18
木江 4968 木江支所敷地内	34	16	10	132	54	54

○排水施設一覽

排水機	名 称	設置地区
	原下新開樋門	大崎（原下）
○	西唐樋排水機	大崎（原下）
	塔浜樋門	大崎（向山）
	大清谷樋門	大崎（向山）
○	広田排水機	大崎（向山）
	笹ヶ浜樋門	大崎（向山）
○	笹ヶ浜排水機	大崎（向山）
	長島北樋門	大崎（向山）
	加淵樋門	大崎（大西）
	瀬井樋門	大崎（瀬井）
	入相新開樋門	大崎（大串）
○	西野干拓排水機	大崎（大串）
	入相新開基幹排水樋門	大崎（大串）
○	垂水地区樋門・排水機	東野（垂水）
	矢弓樋門	東野（矢弓）
	大田樋門	東野（大田）
	舞鶴新開樋門	東野（脇ノ浦）
	草木樋門	木江（明石）

[条 例 等]

○大崎上島町防災会議条例

平成 15 年 4 月 1 日
条例 第 11 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、大崎上島町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 大崎上島町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指命する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 広島県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 広島県警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (3) 町長がその部内の職員のうちから指命する者
 - (4) 教育長
 - (5) 消防署長及び消防団長
 - (6) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- 6 委員の定数は、25 人以内とする。
- 7 第 5 項第 6 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、広島県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

○大崎上島町災害対策本部条例

平成 15 年 4 月 1 日
条例 第 12 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条第 7 項の規定に基づき、大崎上島町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

- 2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

- 2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

○広島県災害救助法施行細則（別表第1・別表第2）

最終改正 令和元年11月25日規則第38号

別表第1

救助の方法	支出の限度	使 途	適用範囲	期 間	備 考
避難所の設置	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所設置費 1人1日当たり、320円以内 2 冬期(10月から3月まで)については、前号の金額に、知事が別に定める額を加算することができる。 3 高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)であって、避難所での生活において特別な配慮を必要とする者を収容する福祉避難所を設置した場合、第一号の金額(前号の規定が適用される場合にあつては、同号の規定による加算後の金額)に、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができる。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 賃金職員等雇上費 2 消耗器材費 3 建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費 4 光熱水費 5 仮設炊事場又は便所の設置費 	<p>収用し得る者は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者</p>	<p>開設期間は災害発生の日から7日以内</p>	
応急仮設住宅	<p>1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とする。1戸当たり5,610,000円以内。同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できるとし、1施設当たりの規模及びその設置のために支出できる費用は知事が別に定める。</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 収容し得る者は住家が全焼、全壊又は流失し、居住する住家のない者であつて、自らの資力では、住宅を得ることができない者 2 高齢者等であつて、日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設を有する施設(以下「福祉仮設住宅」という。)を応急仮設住宅として設置できる。この場合の応急仮設住宅の設置戸数は、被災者に提供される福祉仮設住宅の部屋数とする。 3 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これらに収容することができる。 	<p>供与期間は、完成の日から2年以内</p>	<p>着工は災害発生の日から20日以内</p>
炊出し その他 による 食品の 給与	<p>1人1日当たり 1,140円以内</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 主食費 2 副食費 3 燃料費 4 器物等の使用謝金 5 消耗器材費 6 雑費 	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受けて炊事のできない者 3 住家に被害を受け、一時縁故地等へ避難する必要のある者 	<p>災害発生の日から7日以内</p>	
飲料水の供給	<p>実費</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 水の購入費 2 給水及び浄水に必要な機械、器具の借上費、修繕費、燃料費並びに薬品及び資材費 	<p>災害のため飲料水を得ることができない者</p>	<p>前項に準ずる。</p>	

救助の方法	支出の限度		使 途	適用範囲	期 間	備 考	
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	1 住家の全焼、全壊又は流失により被害を受けた世帯			住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水、船舶の遭難等により生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失し、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。 1 寝具 2 外衣 3 肌着 4 身の回り品 5 炊事用具 6 食器 7 日用品 8 光熱材料	災害発生の日から10日以内	季別は、災害発生の日をもって決定する。	
	世帯区分	夏季 (4月から9月まで)					冬季 (10月から3月まで)
	1人世帯	18,500円以内					30,600円以内
	2人世帯	23,800円以内					39,700円以内
	3人世帯	35,100円以内					55,200円以内
	4人世帯	42,000円以内					64,500円以内
	5人世帯	53,200円以内					81,200円以内
	6人以上の世帯	49,700円に、5人を超える世帯人員1人につき、7,700円を加算した額以内					75,700円に、5人を超える世帯人員1人につき、11,200円を加算した額以内
	2 住家の半焼、半壊又は床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。)により被害を受けた世帯						
	世帯区分	夏季 (4月から9月まで)					冬季 (10月から3月まで)
	1人世帯	6,000円以内					9,700円以内
	2人世帯	8,000円以内					12,800円以内
	3人世帯	12,200円以内					18,100円以内
4人世帯	14,800円以内	21,500円以内					
5人世帯	18,700円以内	27,100円以内					
6人以上の世帯	17,500円に、5人を超える世帯人員1人につき、2,600円を加算した額以内	25,400円に、5人を超える世帯人員1人につき、3,500円を加算した額以内					

救助の方法	支出の限度	使 途	適用範囲	期 間	備 考
医療の 給付	1 救護班により医療を受けた場合 使用した薬剤、治療材料及び破損 した医療器具の修繕費等の実費 2 一般の病院又は診療所において 医療を受けた場合 国民健康保険の診療報酬の額以 内 3 あん摩マッサージ指圧師、はり 師、きゆう師等に関する法律（昭和 22年法律第217号）及び柔道整復 師法（昭和45年法律第19号）に規 定するあん摩マッサージ指圧師、はり 師及びきゆう師並びに柔道整復 師（以下「施術者」という。）によ り医療を受けた場合 協定料金の額以内		1 災害のため医療の みちを失った者に対 して、応急的に処置す る。 2 救護班によって行 う。ただし、急迫した 事情がありやむを得 ない場合は、一般の病 院又は診療所（施術者 を含む。）において医 療（施術者が行うこ ののできる範囲の施術 を含む。）を行うこと ができる。 3 医療は、次の範囲内 で行う。 (1) 診察 (2) 薬剤又は治療材 料の支給 (3) 処置、手術その 他の治療及び施術 (4) 病院又は診療所 への収容 (5) 看護	災害発 生の日か ら14日以 内	
助産の 給付	1 救護班等により助産を受けた場 合 使用した衛生材料等の実費 2 助産師により助産を受けた場合 慣行料金の2割引以内		災害発生の日以前又 は以後7日以内に分べ んした者であって、災害 のため助産のみちを失 った者に対し次の範囲 内に行う。 1 分べんの介助 2 分べん前及び分べ ん後の処置 3 脱脂綿、ガーゼその 他の衛生材料の支給	分べん した日か ら7日以 内	
災害に かかっ た者の 救出	実費	舟艇その他救 出のための機械、 器具等の借上費 又は購入費、修繕 費及び燃料費等	災害のため現に救出 を要する状態にある者 又は生死不明の状態に ある者	災害発 生の日か ら3日以 内	
災害に かかっ た住宅 の応急 修理	1世帯当たり584,000円以内		1 災害のため住家が 半焼又は半壊し、自ら の資力では応急修理 をすることができな い者又は大規模な補 修を行わなければ居 住することが困難で ある程度に住家が半 壊した者 2 応急修理の規模は、 居室、炊事場及び便所 等日常生活に欠くこ とのできない部分と し現物をもって行う。	災害発 生の日か ら1月以 内に完成	

救助の方法	支出の限度	使 途	適用範囲	期 間	備 考
学用品の給与	<p>1 教科書代</p> <p>(1) 小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）及び中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材を給与するための実費</p> <p>(2) 高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）正規の授業で使用する教材を給与するための実費</p> <p>2 文房具及び通学用品費</p> <p>(1) 小学校児童1人につき 4,200円以内</p> <p>(2) 中学校生徒1人につき 4,500円以内</p> <p>(3) 高等学校等生徒1人につき 4,900円以内</p>	<p>1 教科書</p> <p>2 文房具</p> <p>3 通学用品</p>	住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水により学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒に対して現物をもって行う。	災害発生の日から教科書は1月以内、その他の学用品は15日以内	
埋葬	<p>1 体当たり</p> <p>大人 208,700円以内</p> <p>小人 167,000円以内</p>		<p>災害の際死亡した者について、死体の応急的処理を行うため次の範囲内においてなるべく棺又は棺材等の現物をもって実際に埋葬を実施する者に支給する。</p> <p>1 棺（附属品を含む。）</p> <p>2 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）</p> <p>3 骨つぼ及び骨箱</p>	災害発生の日から10日以内	
応急救助のための輸送費	実費		<p>応急救助のための輸送費として支出するのは、次に掲げる場合の移送又は輸送とする。</p> <p>1 り 災者の避難</p> <p>2 医療及び助産</p> <p>3 り 災者の救出</p> <p>4 飲料水の供給</p> <p>5 救済用物資</p> <p>6 死体の搜索</p> <p>7 死体の処理</p>	救助の実施が認められる期間	

救助の方法	支出の限度	使 途	適用範囲	期 間	備 考
応急救助のための賃金職員等雇上費	実費		<p>応急救助のための賃金職員等雇上費として支出するものは、次に掲げる場合とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災者の避難 2 医療及び助産における移送 3 災者の救出 4 飲料水の供給 5 救済用物資の整理、配分及び輸送 6 死体の捜索 7 死体の処理（埋葬を除く。） 	救助の実施が認められる期間	
死体の捜索	当該地域における通常の実費	舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等	災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により既に死亡していると推定される者	災害発生の日から10日以内	
死体の処理	<ol style="list-style-type: none"> 1 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置費は、1体当たり3,400円以内 2 死体の一時保存費 <ol style="list-style-type: none"> (1) 既存建物を利用する場合は、当該施設の借上費について通常の実費 (2) 既存建物を利用できない場合は、1体当たり5,300円以内 (3) ドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算することができる。 3 検案 当該地域の慣行料金の額以内 	<ol style="list-style-type: none"> 1 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置費 2 死体の一時保存費 3 死体の検案費 	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害により死亡した者 2 検案は、原則として救護班が行う。 	災害発生の日から10日以内	
災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去	1戸当たり 134,300円以内	ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費等	<ol style="list-style-type: none"> 1 自らの資力では障害物を除去することのできない者 2 居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運び込まれているため、一時的に居住できない状態にある者 	災害発生の日から10日以内	

別表第2

種別 職別	日当	旅費及び宿泊料	超過勤務手当
医師及び歯科医師	1人1日当たり 21,500円以内	職員の旅費に関する 条例(昭和28年広島県 条例第23号)に定める 行政職5級の職務相当 額	勤務1時間当たりの給与 額(日当を7.75で除した額) に、職員の給与に関する条例 (昭和26年広島県条例第22 号)第15条第1項に規定す る割合を乗じて得た額
薬剤師	1人1日当たり 16,050円以内		
保健師、助産師、看護 師及び准看護師	1人1日当たり 17,300円以内		
救急救命士	1人1日当たり 14,050円以内		
土木技術者及び建築 技術者	1人1日当たり 17,050円以内		
大工	1人1日当たり 21,200円以内		
左官	1人1日当たり 20,100円以内		
とび職	1人1日当たり 21,700円以内		
令第10条第5号から 第10号までに規定す る者	業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてそ の100分の10の額を加算した額以内		

〔協 定〕

○県内市町村の災害時の相互応援に関する協定

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第8条第2項第12号の規定に基づき、広島県(以下「県」という。)及び広島県内の市町村は、広島県内で災害が発生し、災害を受けた市町村(以下「被災市町村」という。)が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、広島県内の他の市町村に応援要請する応急措置等を迅速かつ円滑に遂行するため、また、県を通じて行う他の都道府県の市町村との災害時の相互応援を迅速かつ円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結した。

(応援の種類)

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 救援活動等に必要な車両、舟艇、航空機及び資機材の提供
- (4) 医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の人的応援
- (5) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (6) 前各号に定めるもののほか特に要請のあった事項

(応援要請の手続等)

第2条 応援を受けようとする市町村は、原則として、次の事項を明らかにして、第4条に定める県又は市町村の連絡担当部局(以下「連絡担当部局」という。)を通じて、電話、ファクシミリ等により要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況
 - (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
 - (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職種別人員
 - (4) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあっては、収容を要する被災者の状況及び人数
 - (5) 応援を必要とする区域並びに受入地点及び受入地点への経路
 - (6) 応援を必要とする期間
 - (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- 2 被災市町村以外の市町村は、通信の途絶等により被災市町村との連絡が取れず、災害の実態に照らし特に緊急を要し、被災市町村が前項の要請を行ういとまがないと認められるときは、同項の要請を待たないで、必要な応援を行うことができるものとする。この場合には、同項の要請があったものとみなす。
- 3 他の都道府県の市町村の応援を受けようとする市町村は、県の連絡担当部局を通じて要請するものとする。
- 4 県を通じて他の都道府県の市町村から応援要請を受けた市町村は、速やかに応援の諾否を県に通報するものとする。
- 5 県は、市町村間の応援について必要な指示又は調整を行うものとする。

(応援経費の負担)

第3条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた市町村の負担とする。

- 2 応援を受けた市町村が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた市町村から要請があった場合には、応援した市町村は一時繰替支弁するものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか経費の負担等に関し必要な事項は、別紙「応援経費の負担基準」に定めるところによる。

(連絡担当部局)

第4条 県及び市町村は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡するものとする。

(連絡協議会の設置)

第5条 県及び市町村は、この協定に基づいて応援が円滑に行われるよう、広島県災害時相互応援連絡協議会を設置し、定期的に研究・協議するものとする。

(他の協定との関係)

第6条 この協定は、市町村が別に締結した災害時の相互応援に関する協定その他災害応援に関して定められた他の手続きを排除するものではない。

(その他)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、県及び市町村が協議して定めるものとする。

(施行)

第8条 この協定は、平成8年12月2日から施行する。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、この協定書87通を作成し、県及び各市町村が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

平成8年12月2日

広島県	福山市	府中町
広島市	府中市	海田町
呉市	三次市	熊野町
竹原市	庄原市	坂町
三原市	大竹市	江田島町
尾道市	東広島市	音戸町
因島市	廿日市市	倉橋町
下蒲刈町	向原町	内海町
蒲刈町	黒瀬町	沼隈町
大野町	福富町	神辺町
湯来町	豊栄町	新市町
佐伯町	大和町	油木町
吉和村	河内町	神石町
宮島町	本郷町	豊松村
能美町	安芸津町	三和町
沖美町	安浦町	上下町
大柿町	川尻町	総領町
加計町	豊浜町	甲奴町
筒賀村	豊町	君田村
戸河内町	大崎町	布野村
芸北町	東野町	作木村
大朝町	木江町	吉舎町
千代田町	瀬戸田町	三良坂町
豊平町	御調町	三和町
吉田町	久井町	西城町
八千代町	向島町	東城町
美土里町	甲山町	口和町
高宮町	世羅町	高野町
甲田町	世羅西町	比和町

○広島県内航空消防応援協定書

広島市を甲とし、大崎上島町を乙として、甲乙両当事者は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 21 条の規定に基づき、甲の所有する回転翼航空機（以下「航空機」という。）を用いた災害の応援について、次のとおり協定を締結した。

（目的）

第 1 条 この協定は、乙の区域内において発生した災害に甲は、航空機を活用して応援することにより、災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

（対象とする災害）

第 2 条 この協定の対象とする災害は、消防組織法第 1 条に規定する水火災又は地震等の災害で、航空機の特性を十分に発揮することができ、かつ、その必要性が認められる災害とする。

（運営経費の負担）

第 3 条 乙は、甲の航空機を活用することに対し、航空機の運営に要する経費を負担するものとする。

（運航の基準）

第 4 条 航空機による災害の応援要請その他運航について必要な事項は、別に定める「広島県航空消防の運航に関する要綱」によるものとする。

（航空機の指揮）

第 5 条 乙の要請に基づく航空機の運航の指揮は、乙の長又は消防長が航空機の長に対して行うものとする。

2 航空機の長は、航空機運航上、気象条件が運航に適しない場合又は航空機の性能限界をこえる場合等支障があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、必要な措置をとることができる。

（応援経費の負担）

第 6 条 航空機の応援に要する経費の負担は、次の各項に定めるところによるものとする。

2 応援中に発生した事故の処理に要する経費で次に掲げる経費は、要請した乙の負担とする。ただし、甲の重大な過失により発生した損害は、甲の負担とする。

(1) 土地、建物、工作物等に対する補償費

(2) 一般人の死傷に伴う損害補償

3 前項に定める乙の負担額は、航空保険により支払われる金額を控除した額とする。

4 前各項に定める経費以外の諸経費については、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

（協定期間）

第 7 条 この協定の有効期間は、協定施行の日から平成 16 年 3 月 31 日までとする。ただし、協定期間の満了する日までに、甲又は乙からなんらの意思表示がないときは、協定の有効期間は更に 1 年間延長されるものとし、その後も同様とする。

（疑義の解決）

第 8 条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その 1 通を所持するものとする。

附 則

1 この協定は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 2 年 3 月 7 日付で、大崎町、東野町及び木江町が広島市と締結していた広島県内航空消防応援協定に基づく経費の負担については、大崎上島町がこれを引き継ぐものとする。

2 航空機による応援については、広島県内広域消防相互応援協定（昭和 62 年 10 月 1 日施行）及び広島県内高速道路消防相互応援協定（昭和 62 年 10 月 1 日施行）は、適用しない。

平成 15 年 4 月 1 日

甲 広島市

代表者 広島市長 印
乙 大崎上島町
代表者 大崎上島町長 印

○広島県内広域消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、広島県内において災害が発生した場合に、広島県内の市町村及び消防組合がそれぞれの消防力を活用して、消防の相互応援を行うことにより、災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

(協定の実施区域)

第2条 この協定の実施区域は、広島県の区域とする。

(対象とする災害)

第3条 この協定の対象とする災害は、消防組織法第1条に規定する水火災又は地震等の災害（以下「災害」という。）で、協定を締結した市町及び消防組合（以下「協定市町村」という。）の応援を必要とするものとする。

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請（以下「応援要請」という。）は、災害発生の場所を行政区域とする市町及び消防組合（以下「災害発生市町等」という。）の長又は管理者若しくは消防長が、次の各号のいずれかに該当する場合に、他の協定市町等の長又は管理者若しくは消防長に対して行うものとする。

- (1) 災害が、他の協定市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれがあると認められる場合
- (2) 災害発生市町等の消防力のみによっては、災害防ぎょが著しく困難と認められる場合
- (3) 災害を防ぎょするため、他の協定市町村等が保有する車両、資機材等が必要であると認められる場合
- (4) その他特別な理由により他の協定市町等の応援が必要であると認められる場合

2 応援要請は、次の各号に掲げる事項を明確にして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- (3) 必要とする車両、資機材等の種別及び数量並びに人員
- (4) 応援隊（消防団を含む。以下同じ。）の到着希望日時及び集結場所
- (5) その他必要な事項

(応援隊の派遣)

第5条 応援要請を受けた協定市町等（以下「応援市町等」という。）の長又は管理者若しくは消防長（以下「応援市町等の長等」という。）は、特別の理由がない限り応援を行うものとする。

2 応援市町等の長等は、応援隊を派遣するときは、出発日時等必要事項を遅滞なく要請をした協定市町等（以下「要請市町等」という。）の長又は管理者若しくは消防長（以下「要請市町等の長等」という。）に連絡するものとする。

3 応援市町等の長等は、応援要請に応ずることができない場合は、その旨をすみやかに要請市町等の長等に連絡するものとする。

(応援隊の指揮)

第6条 応援隊の指揮は、要請市町等の長等が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は、直接応援隊の隊員に対して行うことができる。

(報告)

第7条 応援市町等の長等は、応援の結果を応援活動終了後すみやかに要請市町等の長等に報告するものとする。

2 要請市町等の長等は、災害活動終了後すみやかに災害の概要を応援市町等の長等に報告するものとする。

(経費の負担)

第8条 応援に要する経費の負担については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 応援市町等が負担する経費
 - ア 人件費、消費燃料費等の経費
 - イ 応援隊員（消防団員を含む。以下同じ。）が応援活動により負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費
 - ウ 応援隊員が、その出発地と災害発生の場所との間の往復中に第三者に損害を与えた場合の賠償費
- (2) 要請市町等が負担する経費
 - ア 要請による救援物資等の調達経費
 - イ 応援が長期間にわたる場合の燃料の補給及び食料の支給に要する経費
 - ウ 応援隊員が、応援活動中に第三者に損害を与えた場合の賠償費
- (3) 前各号に定める経費以外の経費については、その都度応援市町等と要請市町等が協議し定めるものとする。

（実施細目）

第9条 この協定の実施に関して必要な事項は、協定市町等が協議して別に定めるものとする。

（疑義の協議）

第10条 この協定について、疑義の生じた事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市町村等が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書 25 通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自その 1 通を所持するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成 22 年 3 月 16 日から施行する。
- 2 広島県内広域消防相互応援協定書（昭和 62 年 10 月 1 日施行）は、この協定の施行の日の前日をもって廃止する。

広島市長	大竹市長	坂町長
呉市長	東広島市長	安芸太田町長
竹原市長	廿日市町長	北広島町長
三原市長	安芸高田市市長	大崎上島町長
尾道市長	江田島市長	世羅町長
福山市市長	府中町長	神石高原町長
府中市市長	海田町長	備北地区消防組合管理者
三ツ市市長	熊野町長	福山地区消防組合管理者
庄原市長		

○広島県内広域消防相互応援協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、広島県内広域消防相互応援協定書(以下「協定」という。)第9条に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(応援の特例)

第2条 応援要請がない場合であっても、次のいずれかに該当する場合に、協定市町等の長又は管理者若しくは消防長(以下「協定市町等の長等」という。)は、応援隊を派遣して応援を行うことができるものとする。

(1) 行政区域外で発生した災害を、災害発生市町等が覚知する前に覚知し、災害内容から判断して、応援の必要があると認めた場合

(2) 通信網の途絶毎により災害発生市町等との連絡が取れない場合で応援の必要があると認めた場合

2 前項の規定による応援を行った場合及び行政区域外で発生した災害を行政区域内の災害と判断して出勤した場合は、応援要請による応援があったとみなす。

(応援要請)

第3条 応援要請を迅速かつ的確に行うため、協定市町等の長等は、あらかじめ連絡担当課又は係を連絡指定先として別表により定めるものとし、連絡指定先に変更があった場合は、別記様式第1号により他の協定市町等に届け出るものとする。

2 応援要請は、前項に定める連絡指定先に電話等により応援を要請し、速やかに別記様式第2号による応援要請書を応援市町等の長等に送付して行うものとする。

(応援隊の派遣計画)

第4条 協定第5条第1項に規定する応援隊の派遣を迅速かつ的確に行うため、協定市町等の長等は、あらかじめ応援隊の派遣計画を定めておくものとする。

(応援隊の派遣)

第5条 応援市町等の長等は、応援隊を派遣する場合は派遣する隊の種別、人員、車両及び出発日時並びに応援隊の長の職、氏名等を、応援要請に応ずることができない場合はその旨を要請市町等の連絡指定先に電話等により連絡するものとする。

2 応援隊は、災害の状況に応じ、必要な装備資器材、被服等を携行するものとする。

(応援隊の活動)

第6条 要請市町等の長等は、応援隊を効率的に運用するため、所属の消防職員又は消防団員に現場への誘導及び応援業務の指示を行わせるとともに、必要に応じて、応援活動上必要な資器材等を応援隊に貸し与えるものとする。

2 応援隊と要請市町等との無線通信は、県内共通波を使用するものとする。

3 要請市町等の長等は、県内共通波を有する無線局のうちから特定局を指定し、応援隊に連絡するものとする。

(緊急消防援助隊要請時の対応)

第7条 災害発生市町の長が、緊急消防援助隊の要請を行った場合、県内の応援隊は、広島県隊として活動し、県に設置される広島県消防応援活動調整本部の調整により活動する。

(報告)

第8条 協定第7条第1項に規定する報告は別記様式第3号の応援隊活動結果報告書により行うものとし、同条第2項に規定する報告は別記様式第4号の災害概要報告書により行うものとする。

2 前項に定めるほか、応援隊の長は応援活動開始前及び応援活動終了後、要請市町等の現場最高指揮者に対し、次の事項を口頭で報告するものとする。

(1) 応援活動開始前

① 応援隊の現場到着日時

② 応援隊の車両、資器材等の種別及び数量並びに人員

(2) 応援活動終了後

① 応援隊の活動概要

② 応援隊員の負傷及び資器材等の損傷の有無

③ 応援隊の現場引揚日時

(経費の請求)

第9条 応援市町等の長等は、協定第8条第2号又は第3号の規定により応援に要した経費を要請市町等の長等に請求するときは、別記様式第5号により請求するものとする。

(情報交換等)

第10条 協定市町等の長等は、次に掲げる情報等を相互に交換するものとする。

- (1) 消防力及び消防概況
- (2) その他応援に関し必要な事項

(合同訓練の実施)

第11条 協定市町等の長等は、円滑な応援活動を確保するため、協定市町等間で協議の上、合同で訓練を実施するよう努めるものとする。

(連絡会議)

第12条 協定市町等は、協定第10条に規定する疑義事項等を協議するほか協定の適正な運用を図るため、協定市町等間において、必要の都度連絡会議を開くものとする。

(他の協定との関係)

第13条 協定と協定市町等が締結している他の協定が競合する場合は、あらかじめ当該市町間において協議しておくものとする。

(その他)

第14条 この実施細目の実施に関して必要な事項は、協定市町等が協議して運用する。

附 則

- 1 この実施細目は、協定の施行の日から施行する。
- 2 広島県内広域消防相互応援協定実施細目（昭和62年10月1日施行）は、協定の施行の日の前日をもって廃止する。

別 表

連絡指定先一覧表

区分	時間帯別	連絡・要請窓口	電話		ファクシミリ	
			有線	衛星 (自局特番)	有線	衛星 (自局特番)
広島県	昼間	危機管理監消防保安課	082-228-2159	101-2778	082-227-2122	101-119
	夜間	危機管理監危機管理連絡員	082-228-0999	101-2786	082-227-2122	101-119

※ 広島県への連絡 ～ 夜間及び時間外はFAX前に電話連絡すること。

広島県内消防本部

区分	時間帯別	連絡・要請窓口	電話		ファクシミリ	
			有線	衛星 (自局特番)	有線	衛星 (自局特番)
広島市消防局	昼間	警防部警防課	082-546-3451	201-92312	082-249-1160	201-92319
	夜間	警防部警防課指令係	082-546-3456	201-92371	082-542-1007	201-92369
呉市消防局	昼間	警防課	0823-26-0314	623-312	0823-26-0308	623-393
	夜間	通信指令課	0823-26-0119	623-380	0823-26-0309	623-393
三原市消防局	昼間	総務課	0848-62-2101	610-13	0848-62-5119	610-17
	夜間	警防課通信係	0848-62-2101	610-38	0848-62-5119	610-17
尾道市消防局	昼間	警防課	0848-55-9122	611-452	0848-55-9132	611-601
	夜間	通信指令課	0848-55-0119	611-511	0848-55-9130	611-601
大竹市消防本部	昼間	通信指令室	0827-54-0119	616-201	0827-53-2928	616-223
	夜間	通信司令室	0827-54-0119	616-201	0827-53-2928	616-223
東広島市消防局	昼間	警防課指令指揮支援係	082-422-0119	621-390	082-423-8243	621-522
	夜間	警防課指令指揮支援係	082-422-0119	621-390	082-423-8243	621-522
廿日市市消防本部	昼間	警防課	0829-30-9233	617-80	0829-32-4119	617-81
	夜間	通信指令課	0829-32-8111	617-80	0829-31-2739	617-81
安芸高田市消防本部	昼間	消防課	0826-42-0931	608-16	0826-42-0877	608-33
	夜間	通信指令室	0826-42-0931	608-11	0826-42-0877	608-33
江田島市消防本部	昼間	警防課	0823-40-0119	622-43	0823-42-1965	622-68
	夜間	警防課通信指令係	0823-40-0119	622-43	0823-42-1965	622-68
府中町消防本部	昼間	消防課警防係	082-286-3119	606-704	082-288-6337	606-799
	夜間	警備通信室	082-286-3119	606-720	082-288-6337	606-799
北広島町消防本部	昼間	消防課	0826-72-0119	619-31	0826-72-5145	619-19
	夜間	消防課	0826-72-0119	619-55	0826-72-7172	619-19
備北地区消防組合消防本部	昼間	警防課	0824-63-9575	609-32	0824-63-3446	609-49
	夜間	通信指令課	0824-63-1191	609-12	0824-63-3446	609-49
福山地区消防組合消防局	昼間	警防課	084-928-1193	614-1311	084-928-1220	614-1081
	夜間	指令課	084-928-1194	614-1411	084-921-9357	614-1081

広島県内消防団事務局

区分	時間帯別	連絡・要請窓口	電話		ファクシミリ	
			有線	衛星 (自局特番)	有線	衛星 (自局特番)
広島市消防団	昼間	広島市消防局 消防団室	082-546-3421	201-92231	082-247-1645	201-92239
	夜間	〃 警防課 指令係	082-546-3456	201-92371	082-542-1007	201-92369
呉市消防団	昼間	消防総務課消防団係	0823-26-0305	623-305	0823-26-0308	623-393
	夜間	通信指令課	0823-26-0119	623-392	0823-26-0309	623-393
竹原市消防団	昼間	総務部総務課	0846-22-7719	203-215	0846-22-8579	203-599
	夜間	宿直室	0846-22-2270	203-215	0846-22-8579	203-599
三原市消防団	昼間	消防本部総務課	0848-62-2101	610-13	0848-62-5119	610-17
	夜間	消防本部警防課通信係	0848-62-2101	610-38	0848-62-5119	610-17
尾道市消防団	昼間	消防局警防課	0848-55-9122	611-452	0848-55-9132	611-601
	夜間	消防局通信指令課	0848-55-0119	611-511	0848-55-9130	611-601
福山市消防団	昼間	福山地区消防組合消防局 警防課	084-928-1193	614-1311	084-928-1220	614-1081
	夜間	福山地区消防組合消防局 指令課	084-928-1194	614-1411	084-921-9357	614-1081
府中市消防団	昼間	総務課生活安全係	0847-43-7211	208-224	0847-46-3450	208-81
	夜間	宿日直室	0847-43-7111	208-555	0847-46-3450	208-81
三次市消防団	昼間	総務部危機管理課	0824-62-6116	209-6116	0824-62-2951	209-597
	夜間	夜間窓口	0824-62-6111	209-2001	0824-62-2951	209-597
庄原市消防団	昼間	総務課危機管理係	0824-73-1123	210-2020	0824-72-3322	210-2091
	夜間	警備	0824-73-1111	210-2097	0824-72-3322	210-2091
大竹市消防団	昼間	消防本部消防団係	0827-53-7708	616-303	0827-52-7338	616-223
	夜間	消防本部通信指令室	0827-54-0119	616-201	0827-53-2928	616-223
東広島市消防団	昼間	消防局消防総務課	082-422-6062	—	082-423-0363	—
	夜間	消防局警防課	082-422-0119	621-390	082-423-8243	621-522
廿日市市消防団	昼間	消防本部警防課	0829-30-9233	617-80	0829-32-4119	617-81
	夜間	消防本部通信指令課	0829-32-8111	617-80	0829-31-2739	617-81
安芸高田市消防団	昼間	総務企画部危機管理室 (消防防災係)	0826-42-5625	381-417 381-419 381-420	0826-42-4376	381-499
	夜間	宿直	0826-42-2111	381-180	0826-42-4376	—
江田島市消防団	昼間	消防本部総務課	0823-40-0355	622-43	0823-42-3164	622-68
	夜間	消防本部警防課通信指令係	0823-40-0119	622-43	0823-42-1965	622-68
府中町消防団	昼間	消防課警防係	082-286-3119	606-706	082-288-6337	606-799
	夜間	警備通信室	082-286-3119	606-720	082-288-6337	606-799
海田町消防団	昼間	生活安全課	082-823-9208	304-158	082-823-7927	304-159
	夜間	宿直室	082-822-2121	—	082-823-9635	—
熊野町消防団	昼間	民生部生活環境課	082-820-5606	307-205	082-854-6351	307-499
	夜間	宿直室	082-820-5600	307-158	082-854-6351	307-499
坂町消防団	昼間	民生部環境防災課	082-820-1506	309-262	082-820-1522	—
	夜間	役場 宿直室	082-820-1500	309-102	082-820-1522	—
安芸太田町消防団	昼間	総務課	0826-28-2111	363-101	0826-28-1622	363-79
	夜間	宿直室	0826-28-2111	363-180	0826-28-1622	363-79
北広島町消防団	昼間	総務課総務係	0826-72-2111	366-2121	0826-72-5242	366-299
	夜間	本庁宿直室	0826-72-2115	366-2121	0826-72-5242	366-299
大崎上島町消防団	昼間	総務課	0846-65-3111	428-122	0846-65-3198	—
	夜間	宿直室	0846-65-3111	—	0846-65-3198	—
世羅町消防団	昼間	総務課	0847-22-1111	461-214	0847-22-2768	461-401
	夜間	総務課	0847-22-1111	461-290	0847-22-2768	461-401
神石高原町消防団	昼間	総務課	0847-89-3330	544-120	0847-85-3394	544-791
	夜間	宿直	0847-89-3330	544-700	0847-85-3394	544-791

※ 時間帯別昼間とは、平日 8 時 30 分～17 時 15 分の間。夜間とは、平日 17 時 15 分～翌 8 時 30 分の間及び土日祝日。

連絡指定先変更届

		令和 年 月 日 指定	
		市 町 等 名	
		所 在 地	
連絡体制		昼 間 (8 : 30~17 : 15)	夜 間 (17 : 15~8 : 30)
① 連絡担当課又は係名			
② 電話番号 (有線)			
③ 防災行政無線 (衛星)	設 置 場 所		
	無 線 番 号		
	F A X 番 号		
④ 電話 F A X 番号			
⑤ その他連絡に必要な事項			

- 注 1 土日祝は、夜間扱いとする。
 2 防災行政無線は、広島県の防災行政無線をいう。
 3 届出事項に変更がある場合は、その都度遅滞なく届け出ること。

別記様式第2号

文 書 番 号
令和 年 月 日

様

要 請 者

市町等名

職・氏名

印

応援要請書

広島県内広域消防相互応援協定書第4条の規定により、次のとおり応援要請します。

①災害の種別	
②災害発生日時	
③災害発生場所	
④被害の状況	

⑤必要とする車両、資器材等の種別及び数量並びに人員	
⑥応援隊の主な活動	
⑦応援隊の到着希望日時	
⑧集結場所	
⑨使用する無線局	
⑩その他必要な事項	

応援隊活動結果報告書

市町等名

災害種別		災害発生場所													
災害の発生日時		令和 年 月 日 時 分				応援要請受信時分				月 日 時 分 受信				発信者	
														覚知方法	
応援隊の行動経過													特記事項		
消防隊	隊名	車種	人員	出動時分	距離	到着時分	放水有無	開始時分	終了時分	使用水利	引揚時分	帰署時分	使用資器材		
救急隊	隊名	車種	人員	出動時分	距離	到着時分	搬送有無	現場発	病院着	搬送人員	引揚時分	帰署時分	傷病者搬送医療機関		
救助隊	隊名	車種	人員	出動時分	距離	到着時分	救助有無	開始時分	終了時分	救助人員	引揚時分	帰署時分	使用した救助器具等		
その他	隊名	車種	人員	出動時分	距離	到着時分	応援有無	開始時分	終了時分		引揚時分	帰署時分	任 務		
応援活動の概要															
資器材等の使用状況	応援市町等のもの						事故 応援活動に起因する	職・団員の負傷							
	要請市町等のもの							資器材等の損傷							

注 応援隊の活動状況図を添付すること。
 出動時分は、自消防本部（局）を出発した時間を記入すること。
 到着時分は、災害現場に到着した時間を記入すること。

災 害 概 要 報 告 書

市町等名

発生場所		業態事業所名				関係者		市町等名							
日時	令和 年 月 日 () 時 分	覚知 令和 年 月 日 () 時 分	覚知方法		放水開始日時 (活動開始日時)	月 日 時 分	火勢鎮圧 月 日 時 分	鎮 火 (活動終了日時)	月 日 時 分						
発生原因		災害の概要													
損害 程 度	建物	全焼	棟	m ²	死者 及 び 負 傷 者	区 分		死 者		負 傷 者		気 象 状 況	観測	場所	
		半焼	棟	m ²		消防吏員	男 人	女 人	男 人	女 人	日 時 分				
		部分焼	棟	m ²		消防団員	男 人	女 人	男 人	女 人	天候		積雪	cm	
	林野			関係者		男 人	女 人	男 人	女 人	風向	火災警報				
	車両			応急消火義務者(関係者を除く)		男 人	女 人	男 人	女 人	風速	気象上の参考事項				
	船舶			協力義務者		男 人	女 人	男 人	女 人	気温	℃				
	その他			その他		男 人	女 人	男 人	女 人	相対湿度	%				
	推定損害額		千円			計	男 人	女 人	男 人	女 人	実効湿度		%		
出 動 状 況	時 分 隊				応 援 出 動 状 況	応援機関	人 員	車 両			資 器 材	要請状況	補給状況		
	時 分 隊					名	台			(時分・品名・数)		(時分・品名・数)			
	時 分 隊					名	台								
	時 分 隊					名	台								
	時 分 隊					名	台								
	時 分 隊					名	台								
	時 分 隊					名	台								
	時 分 隊					名	台								
要請市 町等	出動隊	活動隊	出動人員	活動人員	名	台			本 災 害 の 教 訓						
					名	台									
応援市 町等	出動隊	活動隊	出動人員	活動人員	名	台									
					名	台									
				合計	名	台									
発見、通報の状況						本 災 害 の 問 題 点					死 傷 者 の 生 じ た 理 由				
先着隊到着時の 状況及び防ぎよ 概要															
避難誘導及び 救助等の概要															

注 1 現場略図(付近見取図等)及び消防活動状況図を添えること。
 2 出動状況は、覚知から鎮火に至るまでの間の出動状況を記載すること。

文 書 番 号
 令和 年 月 日

様

請 求 者

市町等名

職・氏名

印

応援に要した経費の請求について

このことについて、令和 年 月 日 時 分ごろ
 で発生した災害への応援出動したので、
 広島県内広域消防相互応援協定第8条及び同実施細目第9条の規定により次のとおり応援に要した経費を請求します。

請 求 金 額		金	
請 求 金 額 の 内 訳	経 費 の 区 分	請 求 金 額	摘 要

○広島中央地域連携中枢都市圏における災害時の相互応援に関する協定

広島中央地域連携中枢都市圏における災害時の相互応援に関する協定

呉市
竹原市
東広島市
江田島市
海田町
熊野町
坂町
大崎上島町

広島中央地域連携中枢都市圏における災害時の相互応援に関する協定

呉市、竹原市、東広島市、江田島市、海田町、熊野町、坂町及び大崎上島町（以下「協定市町」という。）は、圏域の防災力強化のため、災害時における応急対策及び復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係る相互の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、協定市町の区域において災害が発生し、当該被害を受けた協定市町（以下「被災市町」という。）が独自では十分な応急対策等を実施できない場合において、応急対策等に係る協定市町相互の応援が円滑に実施されるよう、協定市町が相互に協力することを確認し、必要な事項を定めるものとする。

（事前対策）

第2条 協定市町は、平常時から次の事項を実施し、災害時における相互の応援に備えるものとする。

- (1) 連絡体制の整備
- (2) 応援要請及び呼応に係る訓練その他の必要な訓練
- (3) 備蓄物資の情報共有
- (4) 防災意識の啓発のための教育、研修活動等に係る情報共有
- (5) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の種類）

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急対策等に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 救護及び救助活動に必要な車両及び資機材の提供
- (4) 救助及び応急対策等に必要な職員の派遣
- (5) 被災者等へ発信する必要がある情報のホームページ等への掲載
- (6) 前各号に掲げるもののほか、被災市町から特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第4条 応援を要請しようとする被災市町は、次の事項を明らかにし、第6条の規定により定めた担当部局を通じて電話、ファクシミリ等により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあつては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員の職種及び人員並びに業務内容
- (4) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあつては、災害の概要、情報通信機器の状況、被害状況、避難場所、ライフライン情報その他の被災者等へ発信する必要がある情報
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援の期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の実施)

- 第5条 被災市町から前条の規定による応援要請を受けた協定市町(以下「応援市町」という。)は、極力、応援要請に応じるよう努めるものとする。
- 2 被災市町の応援を実施する場合は、応援市町が相互に連携協力の上、行うものとする。
 - 3 激甚な災害が発生し、通信の途絶等により連絡が取れない被災市町がある場合には、連絡が可能な協定市町が相互に連絡調整し、自主的な応援活動を行うことができる。

(連絡担当部局)

- 第6条 協定市町は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは速やかに被災状況等の情報を相互に交換できる体制を整えておくものとする。

(応援等経費の負担)

- 第7条 第2条の規定による事前対策に要した経費の負担については、協定市町が協議して別に定めるものとする。
- 2 第3条の規定による応援に要した経費の負担については、原則として応援を受けた被災市町の負担とする。
 - 3 応援を受けた被災市町が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた被災市町から要請があった場合には、応援した協定市町は一時繰替支弁するものとする。
 - 4 前3項に定めるもののほか、経費の負担等に関し必要な事項は、別紙に定めるとおりとする。

(その他)

- 第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市町が協議して定めるものとする。

(協定の発効)

- 第9条 この協定は、平成30年8月1日から効力を発するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書8通を作成し、各協定市町が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年8月1日

広島県呉市中央4丁目1番6号
呉市
呉市長 新原 芳明

広島県竹原市中央5丁目1番35号
竹原市
竹原市長 今榮 敏彦

広島県東広島市西条栄町8番29号
東広島市
東広島市長 高垣 廣徳

広島県江田島市大柿町大原505番地
江田島市
江田島市長 明岳 周作

広島県安芸郡海田町上市14番18号
海田町
海田町長 西田 祐三

広島県安芸郡熊野町中溝1丁目1番1号
熊野町
熊野町長 三村 裕史

広島県安芸郡坂町平成ヶ浜1丁目1番1号
坂町
坂町長 吉田 隆行

広島県豊田郡大崎上島町東野6625番地1
大崎上島町
大崎上島町長 高田 幸典

応援経費の負担基準

1 職員の派遣に要する経費の負担等

第7条第2項に定める経費のうち、第3条第4号に掲げる職員（以下「応援職員」という。）の派遣に要する経費の負担については、次のとおりとする。

- (1) 応援を受けた被災市町が負担する経費の額は、応援をした協定市町の規程により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 応援職員が応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における公務災害補償に要する経費は、応援市町の負担とする。
- (3) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を受けた被災市町が、応援を受けた被災市町への往復の途中において生じたものについては応援をした協定市町が賠償の責めに任ずる。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、応援職員の派遣に要する経費については、応援を受けた被災市町及び応援をした協定市町が協議して定める。

2 経費の一時繰替支弁等

- (1) 応援をした協定市町は、第7条第3項の規定により応援に要する経費を一時繰替支弁した場合は、次に掲げる経費に相当する額を、応援を受けた被災市町に請求する。

区 分	経 費
第3条第1号及び第2号の物資に係るもの	購入費及び輸送費
第3条第1号、第2号及び第3号の資機材（同条第3号の車両を含む。）に係るもの	借上料、燃料費、輸送費、維持管理費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
第3条第4号の職員の派遣に係るもの	1に定める経費
第3条第6号の特に要請のあった事項に係るもの	実施に要した経費

- (2) 前号の規定による請求は、応援をした協定市町の長名による請求書により、連絡担当部局を経由して応援を受けた被災市町の長にするものとする。
- (3) 前2号により難いときは、応援を受けた被災市町及び応援をした協定市町が協議して定める。

○武蔵野市交流市町村協議会 災害時相互支援について (安曇野市サミット宣言)

武蔵野市交流市町村協議会 災害時相互支援について
(安曇野市サミット宣言)

(主旨)

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、国内観測史上最大のマグニチュード9.0の大地震による大津波などにより、2万3,000人を超える死者、行方不明者をもたらし、今なお8万人を超える人々が避難生活を送っている。

今回の震災で、武蔵野市交流市町村協議会（以下、「協議会」という。）の会員自治体の地域内では直接の犠牲者は出なかったが、岩手県遠野市は岩手県沿岸の被災地の後方支援という極めて重要な役割を担い、被災地の支援に大きく貢献している。

協議会会員の自治体は、遠野市の後方支援活動に対し、いち早く物的・人的支援活動、義捐金活動などを行い、国や県の支援とは別に、現地のニーズに応じた素早い支援を実現した。

こうした支援の形を今後も続く東日本大震災の支援・復興や、将来別の地域でも起こりうる災害に活かすため、ここに協議会を構成する10の自治体が、災害時における相互支援の仕組みを確認し、長年の友好交流が創り出した絆を大きな力として、相互に助け合い、支えあうことをここに宣言する。

(災害時相互支援の骨子)

- 1 災害時相互支援は、協議会会員10市町村が実情に応じた実施可能な方法と範囲で自主的に行う。
- 2 災害時相互支援は、会員自治体が被災した場合に限らず、他の被災した自治体を会員自治体が後方支援する場合も含むものとする。
- 3 災害時相互支援の種類は物的支援、人的支援、金銭的支援、その他支援要請に基づく支援とするが、事情によりこれらを直接行うことができない場合は、他の会員自治体を通じて間接的に行うものとする。

平成23年7月6日

武蔵野市交流市町村協議会

富山県 南砺市	長野県 安曇野市	長野県 川上村
千葉県 南房総市	岩手県 遠野市	新潟県 長岡市
広島県 大崎上島町	山形県 酒田市	鳥取県 岩美町
東京都 武蔵野市		

○災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定



災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

大崎上島町（以下「甲」という。）と医療法人社団ひがしの会（以下「乙」という。）は、災害発生時における福祉避難所の設置運営に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大崎上島町内に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合における災害時要援護者への避難援護について、甲が乙に対して福祉避難所の設置運営に関する協力を要請することができること及びその場合の手続きを定めるものとする。

（対象者）

第2条 この協定における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者及びその者を介護する者をいう。

（受入れの要請）

第3条 甲は、災害時において、前条の対象者を把握した場合は、乙に対し、当該対象者の受入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に出来る限り応じるよう努めるものとする。

（指定する施設）

第4条 福祉避難所として指定する福祉施設は、別表のとおりとする。

（手続き）

第5条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

- (1) 対象者の住所、名前、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（福祉避難所の運営）

第6条 乙は、対象者への相談等に応じるとともに日常生活上の支援や状況の急変等に応じて関係機関への連絡又は斡旋を行うものとする。

（経費の負担）

第7条 福祉避難所として、乙が対象者の受入れに要した経費については、甲が所要の実費を負担するが、介護保険法の例により算定したショートステイの単価を超えないものとする。

（対象者の移送）



第8条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族と支援者が行うものとする。

(管理運営の期間)

第9条 この協定における福祉避難所の管理運営の期間は、災害発生時から一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情のあるときはこの限りでない。

(受入可能人数の把握)

第10条 甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

(個人情報の保護)

第11条 乙は、福祉避難所の管理運営にあたり業務上知り得た対象者又はその家族等の個人情報情報を漏らしてはならない。

(協定の解除)

第12条 甲は、乙がこの協定に基づく指示に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

(協定締結期間)

第13条 この協定の締結期間は平成26年3月31日までとする。ただし、甲乙いずれかより期間満了の1月前までに異議の申し立てがない限り、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

(疑義の解決)

第14条 この協定に定める事項その他業務上の必要な事項について疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成25年2月7日

(甲) 広島県豊田郡大崎上島町東野6625番地1

大崎上島町長

高田幸典



(乙) 広島県豊田郡大崎上島町東野2701番地

医療法人社団ひがしの会

理事長

大和田泰穂



別表（第4条関係）

法人名 (所在地)	施設名 (施設所在地)
社会福祉法人大崎福祉会 (豊田郡大崎上島町大串3032番地1)	特別養護老人ホーム大崎荘 (豊田郡大崎上島町沖浦1539番地1)
社会福祉法人大崎福祉会 (豊田郡大崎上島町大串3032番地1)	特別養護老人ホーム大崎美浜荘 (豊田郡大崎上島町大串3032番地1)
医療法人社団ひがしの会 (豊田郡大崎上島町東野2701番地)	介護老人保健施設みゆき (豊田郡大崎上島町東野2701番地)

○災害時における船舶の使用に関する協定書

大三島ブルーライン株式会社を甲とし、大崎上島町を乙として、甲と乙は、大崎上島町管内において災害が発生した場合に、甲が所有する船舶を使用することについて、次のとおり協定を締結した。

(目的)

第1条 この協定は、大崎上島町管内で発生した災害時において、被災者等の救援を円滑に進めるため、乙が甲に対して行う船舶による輸送等の要請に関し、必要な事項を定めるものとする。

(船舶使用の要請)

第2条 乙は、大崎上島町管内において災害が発生し、第4条に掲げる業務を遂行するため必要と認めるときは、甲に対し協力の要請をするものとし、甲は可能な限りこの要請に応じるものとする。

(要請の方法)

第3条 乙は、前条の要請をするときは、次の業務を円滑かつ適正に行うため、災害にかかる情報の収集を行い、電話、ファクシミリ等により、日時、場所、用途、その他必要な事項を明らかにして行うものとする。

(業務内容)

第4条 甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 災害救助に必要な救援物資等の貨物輸送業務
- (2) 災害応急対策の実施のために必要な資機材等の輸送業務
- (3) 被災者及び救援者等の人員輸送業務
- (4) その他、甲が必要とする船舶による応急対策業務

(船舶使用の確認)

第5条 甲は、乙から本件業務の要請を受けたときは、甲の所有する船舶の運航の可否を確認の上、乙の要請に応ずるものとする。

2 前項の場合において、甲は、四国運輸局に対し、乙から船舶使用の要請を受けた旨を報告し、必要な調整を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、事後において報告するものとする。

3 甲は、乙から本件業務の要請に応ずることが困難な事情がある場合は、その旨を速やかに乙に通報するものとする。

(情報業務)

第6条 甲は、港湾施設等が被害を受けていることを知ったときは、直ちに乙にその情報を提供するものとする。

(事故処理)

第7条 本件業務の遂行に際し、甲又は乙若しくは第三者に事故が発生した場合は、甲及び乙の双方が誠意をもってその事故処理に当たるものとする。

2 前項の場合において、当該事故の損害賠償については、乙において必要な手続きを行なうものとする。ただし、甲に責めがあると認められるときは、甲乙両者が協議して行うものとする。

(経費等の負担)

第8条 第2条の規定による乙の要請により、甲が実施した本件業務の遂行に要した次の費用は、甲の請求により乙が負担するものとする。

- (1) 船舶使用中に要した燃料等の運航のための実費
- (2) 船舶使用のため甲の従事者が、その者の責めに帰することができない理由により負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の災害補償
- (3) 船舶使用のため甲の責めに帰することができない理由により船舶又は設備が損傷した場合の修繕等に要する実費（甲の加入する損害保険等の支払金があるときは、当該額を控除した額）
- (4) 前各号に該当しない費用であって、この協定に基づき船舶使用した場合に必要なとした実費

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項は、甲乙両者が協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成27年12月1日からその効力を生ずる。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名・押印の上、各自その1通を所持する。

平成27年11月9日

甲 今治市片原町1丁目2番地
大三島ブルーライン株式会社
代表取締役 赤尾 宣宏

乙 豊田郡大崎上島町東野6625番地1
大崎上島町
代表者 大崎上島町長 高田 幸典

○大崎上島町と町内郵便局の地域における協力に関する協定

大崎上島町（以下「甲」という。）と、日本郵便株式会社大崎上島町内郵便局、三原郵便局（以下「乙」という。）は、地域における協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、住民が安心して暮らせる地域社会づくりに資するための甲乙間の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 乙は、大崎上島町内における業務中、次に掲げる場合には、業務に支障のない範囲で、甲に情報（乙の守秘義務に係るものを除く。以下同じ。）を提供することにより、甲に協力するものとする。

なお、緊急を要する場合には、直接消防又は警察等の関係機関に通報するものとする。

- (1) 高齢者、障がい者、子どもその他の甲の住民等の何らかの異変に気付いた場合
- (2) 道路の異状を発見した場合
- (3) 不法投棄が疑われる廃棄物等を発見した場合

2 前項の規定により乙が情報を提供した場合において、甲は、その個別の事実を第三者に開示しないものとする。

（免責）

第3条 乙は、前条第1項の規定による情報の提供をした場合及び提供しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

（有効期 間）

第4条 本協定の有効期 間は、締結日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期 間満了の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも申出がない場合は、当該期 間満了の日の翌日から起算して1年間、この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に関する疑義が生じた場合には、甲及び乙が協議の上、これを決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各1通を保有するものとする。

平成30年2月23日

甲 大崎上島町
町長 印

乙 日本郵便株式会社大崎上島町内郵便局、三原郵便局代表
日本郵便株式会社 白水郵便局
局長 印

○大崎上島町と町内郵便局の災害発生時における協力に関する協定

広島県大崎上島町(以下「甲」という。)と大崎上島町内郵便局、三原郵便局(以下「乙」という。)は、大崎上島町内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定を締結する。

(定義)

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。

(協力要請)

第2条 甲及び乙は、大崎上島町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

(1) 緊急車両等としての車両の提供

(車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。)

(2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供

(3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動

(4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除

(5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した災害発生時の道路等の損傷状況の甲への情報提供

(6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを実行するための必要な事項(避難者情報確認シート(避難先届)又は転居届の配布・回収を含む。)

(7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

(8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

(協力の実施)

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

(経費の負担)

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 大崎上島町総務企画課長

乙 日本郵便株式会社 白水郵便局長

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、締結日から平成30年3月31日までとする。

ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも申出がない場合は、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各1通を保有するものとする。

平成30年2月23日

甲 大崎上島町
町長

乙 日本郵便株式会社大崎上島町内郵便局、三原郵便局代表
日本郵便株式会社 白水郵便局
局長

○災害時における連絡体制及び協力体制に関する取扱い

大崎上島町（以下「甲」という。）と中国電力ネットワーク株式会社 東広島ネットワークセンター（以下「乙」という。）は、災害時の円滑な連絡体制及び協力体制の確立を図ることを目的として次のとおり確認する。

（連絡）

第1条 乙は、甲に対し、次に掲げる事項について、適時、情報提供するものとする。

- (1) 停電発生時刻
- (2) 停電発生地域
- (3) 停電発生戸数
- (4) 停電復旧見込み
- (5) 停電原因
- (6) 停電復旧時刻

（連絡責任者）

第2条 甲及び乙は、連絡を円滑に処理するため、あらかじめ正・副の連絡責任者を定めるものとする。

（協力）

第3条 甲は、停電に関し、次に掲げる乙からの協力要請内容に対して、適宜、協力するものとする。

- (1) 広報車による住民への周知
- (2) 防災無線、自治会等を活用した住民への周知（台風等災害発生前の広報を含む。）
- (3) 公民館等への掲示物等の設置場所の提供
- (4) 避難所へ避難した住民への周知
- (5) 住民からの問い合わせ対応
- (6) 道路等の被災・復旧状況の情報提供

（連携）

第4条 甲は、次に掲げる乙からの要請事項に関して、連携をとり、対応するものとする。

- (1) 土砂崩れ、倒木等による道路復旧
- (2) 除雪対応状況の情報提供
- (3) 電力復旧に必要な箇所の優先的な除雪
- (4) 港湾の使用（大西・白水・木江・明石港）

(要員派遣)

第5条 大規模災害が発生した場合において、甲から要請されたとき又は乙が派遣すべきと判断したときは、乙は甲へ要員派遣を行うものとする。

2 派遣要員の役割は、停電情報・復旧状況等の甲への情報提供及び道路等の被災・復旧状況の甲からの情報収集とする。

(防災訓練)

第6条 甲及び乙は、災害対策を円滑に推進するため、甲又は乙の実施する防災訓練への参加の要請があれば可能な限り参加するものとする。

(取扱いの変更)

第7条 この取扱いに定める事項につき、変更すべき事由が生じたときは、甲及び乙は、いずれからその変更を申し出ることができる。この場合において、甲及び乙は、誠意をもって協議するものとする。

(運用)

第8条 この取扱いの実施に必要な細目については、甲及び乙が協議の上、別に定めるものとする。

(その他)

第9条 この取扱いに定めた事項について疑義が生じたとき、又は定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この取扱いの証として、本書2通を作成し、甲及び乙が記名・押印のうえ、各自その1通を所持する。

なお、本取扱い締結をもって、平成27年3月2日付で中国電力(株)と締結した「災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱い」については失効するものとする。

令和2年4月1日

甲 豊田郡大崎上島町東野6625-1
大崎上島町長 高田 幸典

乙 東広島市西条下見5丁目5番15号
中国電力ネットワーク株式会社
東広島ネットワークセンター
所長 石田 満彦

○災害時における船舶の使用に関する協定書

山陽商船株式会社を甲とし、大崎上島町を乙として、甲と乙は、大崎上島町管内において災害が発生した場合に、甲が所有する船舶を使用することについて、次のとおり協定を締結した。

(目的)

第1条 この協定は、大崎上島町管内で発生した災害時において、被災者等の救援を円滑に進めるため、乙が甲に対して行う船舶による輸送等の要請に関し、必要な事項を定めるものとする。

(船舶使用の要請)

第2条 乙は、大崎上島町管内において災害が発生し、第4条に掲げる業務を遂行するため必要と認めるときは、甲に対し協力の要請をするものとし、甲は可能な限りこの要請に応じるものとする。

(要請の方法)

第3条 乙は、前条の要請をするときは、次の業務を円滑かつ適正に行うため、災害にかかる情報の収集を行い、電話、ファクシミリ等により、日時、場所、用途、その他必要な事項を明らかにして行うものとする。

(業務内容)

第4条 甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 災害救助に必要な救援物資等の貨物輸送業務
- (2) 災害応急対策の実施のために必要な資機材等の輸送業務
- (3) 被災者及び救援者等の人員輸送業務
- (4) その他、甲が必要とする船舶による応急対策業務

(船舶使用の確認)

第5条 甲は、乙から本件業務の要請を受けたときは、甲の所有する船舶の運航の可否を確認の上、乙の要請に応ずるものとする。

2 前項の場合において、甲は、中国運輸局に対し、乙から船舶使用の要請を受けた旨を報告し、必要な調整を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、事後において報告するものとする。

3 甲は、乙から本件業務の要請に応ずることが困難な事情がある場合は、その旨を速やかに乙に通報するものとする。

(情報業務)

第6条 甲は、港湾施設等が被害を受けていることを知ったときは、直ちに乙にその情報を提供するものとする。

(事故処理)

第7条 本件業務の遂行に際し、甲又は乙若しくは第三者に事故が発生した場合は、甲及び乙の双方が誠意をもってその事故処理に当たるものとする。

2 前項の場合において、当該事故の損害賠償については、乙において必要な手続きを行なうものとする。ただし、甲に責めがあると認められるときは、甲乙両者が協議して行うものとする。

(経費等の負担)

第8条 第2条の規定による乙の要請により、甲が実施した本件業務の遂行に要した次の費用は、甲の請求により乙が負担するものとする。

- (1) 船舶使用中に要した燃料等の運航のための実費
- (2) 船舶使用のため甲の従事者が、その者の責めに帰することができない理由により負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の災害補償
- (3) 船舶使用のため甲の責めに帰することができない理由により船舶又は設備が損傷した場合の修繕等に要する実費（甲の加入する損害保険等の支払金があるときは、当該額を控除した額）

(4) 前各号に該当しない費用であって、この協定に基づき船舶使用した場合に必要なとした実費
(その他)

第9条 この協定に定めのない事項は、甲乙両者が協議して定めるものとする。

また、運用方法については、甲乙両者が協議して別紙で定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成27年12月1日からその効力を生ずる。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名・押印の上、各自その1通を所持する。

平成27年11月17日

甲 竹原市港町三丁目1番7号
山陽商船株式会社
代表取締役 日浦光徳

乙 豊田郡大崎上島町東野6625番地1
大崎上島町
代表者 大崎上島町長 高田 幸典

○災害時における船舶の使用に関する協定書

安芸津フェリー株式会社を甲とし、大崎上島町を乙として、甲と乙は、大崎上島町管内において災害が発生した場合に、甲が所有する船舶を使用することについて、次のとおり協定を締結した。

(目的)

第1条 この協定は、大崎上島町管内で発生した災害時において、被災者等の救援を円滑に進めるため、乙が甲に対して行う船舶による輸送等の要請に関し、必要な事項を定めるものとする。

(船舶使用の要請)

第2条 乙は、大崎上島町管内において災害が発生し、第4条に掲げる業務を遂行するため必要と認めるときは、甲に対し協力の要請をするものとし、甲は可能な限りこの要請に応じるものとする。

(要請の方法)

第3条 乙は、前条の要請をするときは、次の業務を円滑かつ適正に行うため、災害にかかる情報の収集を行い、電話、ファクシミリ等により、日時、場所、用途、その他必要な事項を明らかにして行うものとする。

(業務内容)

第4条 甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 災害救助に必要な救援物資等の貨物輸送業務
- (2) 災害応急対策の実施のために必要な資機材等の輸送業務
- (3) 被災者及び救援者等の人員輸送業務
- (4) その他、甲が必要とする船舶による応急対策業務

(船舶使用の確認)

第5条 甲は、乙から本件業務の要請を受けたときは、甲の所有する船舶の運航の可否を確認の上、乙の要請に応ずるものとする。

2 前項の場合において、甲は、中国運輸局に対し、乙から船舶使用の要請を受けた旨を報告し、必要な調整を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、事後において報告するものとする。

3 甲は、乙から本件業務の要請に応ずることが困難な事情がある場合は、その旨を速やかに乙に通報するものとする。

(情報業務)

第6条 甲は、港湾施設等が被害を受けていることを知ったときは、直ちに乙にその情報を提供するものとする。

(事故処理)

第7条 本件業務の遂行に際し、甲又は乙若しくは第三者に事故が発生した場合は、甲及び乙の双方が誠意をもってその事故処理に当たるものとする。

2 前項の場合において、当該事故の損害賠償については、乙において必要な手続きを行なうものとする。ただし、甲に責めがあると認められるときは、甲乙両者が協議して行うものとする。

(経費等の負担)

第8条 第2条の規定による乙の要請により、甲が実施した本件業務の遂行に要した次の費用は、甲の請求により乙が負担するものとする。

- (1) 船舶使用中に要した燃料等の運航のための実費
- (2) 船舶使用のため甲の従事者が、その者の責めに帰することができない理由により負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の災害補償
- (3) 船舶使用のため甲の責めに帰することができない理由により船舶又は設備が損傷した場合の修繕等に要する実費（甲の加入する損害保険等の支払金があるときは、当該額を控除した額）
- (4) 前各号に該当しない費用であって、この協定に基づき船舶使用した場合に必要なとした実費

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項は、甲乙両者が協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成27年12月1日からその効力を生ずる。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名・押印の上、各自その1通を所持する。

平成27年11月17日

甲 東広島市安芸津町三津4215番地
安芸津フェリー株式会社
代表取締役 日浦光徳

乙 豊田郡大崎上島町東野6625番地1
大崎上島町
代表者 大崎上島町長 高田 幸典

○災害時における船舶の使用に関する協定書

大崎汽船株式会社を甲とし、大崎上島町を乙として、甲と乙は、大崎上島町管内において災害が発生した場合に、甲が所有する船舶を使用することについて、次のとおり協定を締結した。

(目的)

第1条 この協定は、大崎上島町管内で発生した災害時において、被災者等の救援を円滑に進めるため、乙が甲に対して行う船舶による輸送等の要請に関し、必要な事項を定めるものとする。

(船舶使用の要請)

第2条 乙は、大崎上島町管内において災害が発生し、第4条に掲げる業務を遂行するため必要と認めるときは、甲に対し協力の要請をするものとし、甲は可能な限りこの要請に応じるものとする。

(要請の方法)

第3条 乙は、前条の要請をするときは、災害にかかる情報の収集を行い、電話、ファクシミリ等により、日時、区間、業務内容その他必要な事項を明らかにして行うものとする。

(業務内容)

第4条 甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 災害救助及び災害応急対策に必要な救援物資資機材等の輸送業務
- (2) 被災者及び救援者等の人員輸送業務

(船舶使用の確認)

第5条 甲は、乙から本件業務の要請を受けたときは、甲の所有する船舶の運航の可否を判断の上、乙の要請に応ずるものとする。

2 前項の場合において、甲は、中国運輸局に対し、乙から船舶使用の要請を受けた旨を報告し、必要な調整を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、事後において報告するものとする。

3 甲は、乙からの本件業務の要請に応ずることが困難な事情がある場合は、その旨を速やかに乙に通報するものとする。

(情報業務)

第6条 甲は、港湾施設等が被害を受けていることを知ったときは、直ちに乙にその情報を提供するものとする。

(事故処理)

第7条 本件業務の遂行に際し、甲又は乙若しくは第三者に事故が発生した場合は、甲及び乙の双方が誠意をもってその事故処理に当たるものとする。

2 前項の場合において、当該事故の損害賠償については、乙において必要な手続きを行なうものとする。ただし、甲に責めがあると認められるときは、甲乙両者が協議して行うものとする。

(経費等の負担)

第8条 第2条の規定による乙の要請により、甲が実施した本件業務の遂行に要した次の費用は、甲の請求により乙が負担するものとする。

- (1) 船舶使用に係る費用
- (2) 船舶使用のため甲の従事者が、その者の責めに帰することができない理由により負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の災害補償
- (3) 船舶使用のため甲の責めに帰することができない理由により船舶又は設備が損傷した場合の修繕等に要する実費（甲の加入する損害保険等の支払金があるときは、当該額を控除した額）

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項は、甲乙両者が協議して定めるものとする。

また、運用方法については、甲乙両者が協議して別紙で定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成27年12月1日からその効力を生ずる。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名・押印の上、各自その1通を所持する。

平成27年11月19日

甲 竹原市港町2-14-24
大崎汽船株式会社
代表取締役 川本 公夫

乙 豊田郡大崎上島町東野6625番地1
大崎上島町
代表者 大崎上島町長 高田 幸典

○災害時における船舶の使用に関する協定書

しまなみ海運株式会社を甲とし、大崎上島町を乙として、甲と乙は、大崎上島町管内において災害が発生した場合に、甲が所有する船舶を使用することについて、次のとおり協定を締結した。

(目的)

第1条 この協定は、大崎上島町管内で発生した災害時において、被災者等の救援を円滑に進めるため、乙が甲に対して行う船舶による輸送等の要請に関し、必要な事項を定めるものとする。

(船舶使用の要請)

第2条 乙は、大崎上島町管内において災害が発生し、第4条に掲げる業務を遂行するため必要と認めるときは、甲に対し協力の要請をするものとし、甲は可能な限りこの要請に応じるものとする。ただし、国等の対策本部から要請があった時は、国等の要請を優先する。

(要請の方法)

第3条 乙は、前条の要請をするときは、次の業務を円滑かつ適正に行うため、災害にかかる情報の収集を行い、電話、ファクシミリ等により、日時、場所、用途、その他必要な事項を明らかにして行うものとする。

(業務内容)

第4条 甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 災害救助に必要な救援物資等の貨物輸送業務
- (2) 災害応急対策の実施のために必要な資機材等の輸送業務
- (3) 被災者及び救援者等の人員輸送業務
- (4) その他、甲が必要とする船舶による応急対策業務

(船舶使用の確認)

第5条 甲は、乙から本件業務の要請を受けたときは、甲の所有する船舶の運航の可否を確認の上、乙の要請に応ずるものとする。

2 甲は、乙から本件業務の要請に応ずることが困難な事情がある場合は、その旨を速やかに乙に通報するものとする。

(事故処理)

第6条 本件業務の遂行に際し、甲又は乙若しくは第三者に事故が発生した場合は、甲及び乙の双方が誠意をもってその事故処理に当たるものとする。

2 前項の場合において、当該事故の損害賠償については、乙において必要な手続きを行なうものとする。ただし、甲に責めがあると認められるときは、甲乙両者が協議して行うものとする。

(経費等の負担)

第7条 第2条の規定による乙の要請により、甲が実施した本件業務の遂行に要した次の費用は、甲の請求により乙が負担するものとする。

- (1) 船舶使用中に要した燃料等の運航のための実費
- (2) 船舶使用のため甲の従事者が、その者の責めに帰することができない理由により負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の災害補償
- (3) 船舶使用のため甲の責めに帰することができない理由により船舶又は設備が損傷した場合の修繕等に要する実費（甲の加入する損害保険等の支払金があるときは、当該額を控除した額）
- (4) 前各号に該当しない費用であって、この協定に基づき船舶使用した場合に必要なとした実費

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項は、甲乙両者が協議して定めるものとする。

(適用)

第9条 この協定は、平成27年12月1日からその効力を生ずる。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名・押印の上、各自その1通を所持する。

平成27年11月19日

甲 尾道市因島土生町1684番地
土生商船株式会社
代表取締役 弓場 丞

乙 豊田郡大崎上島町東野6625番地1
大崎上島町
代表者 大崎上島町長 高田 幸典

○災害時における物資の調達に関する協定書

大崎上島町（以下「甲」という。）と広島県LPガス協会竹原地区協議会（以下「乙」という。）は、災害時における物資の調達について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における物資の円滑な調達に資するため、甲が乙に対し、物資の調達に係る協力の要請を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、乙に対し、その保有する物資の供給（借り受けを含む。以下同じ。）を要請することができる。

- （1） 町内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- （2） 町外の災害救助のため、国、県又は他の市町村から、物資の調達の斡旋を要請され、又は特に必要と認めて斡旋を行うとき。
- （3） その他緊急に必要となったとき。

2 前項の要請は、甲からの供給要請書（別記様式第1号）により行うものとする。ただし、文書により要請する時間がないときは、口頭により要請し、事後、速やかに文書を交付するものとする。

3 乙は、第1項の要請を受けたときは、その要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

（物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるものとし、乙は甲からの要請があったときは、可能な限り調達するものとする。

- （1） LPガス
- （2） その他甲が指定するもの（ガスコンロ、ガス炊飯器など）

（物資の優先供給）

第4条 乙は、甲から第2条に定める要請を受けたときは、乙の可能な範囲内において、優先的に甲に物資を供給するものとする。

（供給の価格）

第5条 物資の取引価格（甲が乙から借り受ける物資の借受価格を含む。）は、災害発生時直前における適正な価格（乙が引渡しのため搬送を行った場合は、その運賃を含む。）とすることを基本とし、甲乙協議して決定するものとする。

(物資の搬送及び引渡し)

第6条 乙は、物資の搬送及び引渡しについては、甲の指示（物資の供給先に関する指示を含む。）に従うものとする。

2 物資の搬送は、原則として乙が行うものとし、甲は、甲の指定する場所に職員又は甲の指定する者を派遣し、要請に係る物資を確認の上、乙から引渡しを受けるものとする。

(代金の支払)

第7条 甲は、乙から引渡しを受けた物資の費用は、乙からの請求書を受理した後、30日以内に支払うものとする。

(情報の交換)

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく協力を円滑に推進するため、平常時から必要な情報の交換を行うものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めがない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、その都度解決を図るものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、甲乙いずれかから、この協定を終了する旨の申出がない限り、継続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成28年2月22日

甲 広島県豊田郡大崎上島町東野6625番地1
大崎上島町
代表者 大崎上島町長 高田 幸典

乙 広島県竹原市中央1丁目9番11号
広島県LPガス協会 竹原地区協議会
会長 武田 孝治

○災害時における宿泊施設等の提供に関する協定書

災害時における宿泊施設等の提供に関する協定書

大崎上島町（以下「甲」という。）とホテル清風館（以下「乙」という。）は、災害時における宿泊施設等の提供に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大崎上島町内に地震及び風水害その他の災害（以下「災害等」という。）が発生した場合において、乙が甲に対して宿泊施設等を提供することに関し必要な事項を定めることにより、甲が実施する災害等における被災者等の避難に係る対応の迅速化を図り、もって被害の軽減に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、被災者等とは次に掲げる者とする。

- (1) 災害等により被災した者
- (2) 災害等による被災のおそれがある者
- (3) 災害時における交通の途絶による帰宅が困難になった者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、災害等により避難所を必要とする者で町長が認める者

（協力の要請）

第3条 甲は、大崎上島町内に災害等が発生し、その被災者等の一時的な避難所として宿泊施設等を確保する必要があるときは、乙が所有する宿泊施設等の提供に係る支援を要請するものとする。

2 前項の要請は、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

3 乙は、同項の要請を受けたときは、やむを得ない自由がある場合を除き、当該要請に応じるものとする。

（協力の範囲）

第4条 前条の要請に基づき乙が協力する業務の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が対応可能なものとする。

- (1) 乙が所有する宿泊施設等における被災者等の宿泊及び宿泊に付随する入浴の提供
- (2) 乙が所有する宿泊施設等への被災者等の移送
- (3) 前2号に掲げる業務のほか、甲と乙が必要と認める業務

（要請への対応）

第5条 乙は、第3条の要請を受けたときは、応諾の可否を書面により回答するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

2 乙は、要請に応じる場合は、被災者等の受入人数、期間その他必要な事項の見込みについて、甲に報告するものとする。

（協力の期間）

第6条 乙が所有する宿泊施設等への受入対象期間は、乙が受入可能となった日から避難所として利用する必要がなくなる日までとする。

（実績報告）

第7条 乙は、第3条第3項に規定により要請に応じたときは、書面により、被災者等の受

入れ人数、期間その他必要な事項の実績について甲に報告するものとする。

(費用負担)

第8条 甲は、乙が第4条各号に規定する業務を実施するために要した費用を負担するものとする。

2 甲が負担する費用は、災害等の発生時直前における適正価格を基準として、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

3 乙は、甲が第3条の要請後に当該要請の取消しを行った場合であっても、甲に対して当該取消しによって生じた損害の賠償を請求しないものとする。

(災害補償)

第9条 この協定に基づき、第4条各号に規定する業務に従事した者が、業務上の負傷、疾病、障害又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。

(協定の解除)

第10条 甲は、乙がこの協定に基づく指示に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

(協定締結期間)

第11条 この協定の締結期間は締結の日から、1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲又は乙から相手方に対し協定の解除に係る申し出がない場合は、更に1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(秘密の保持)

第12条 乙は、第4条各号に規定する業務上知り得た秘密を本契約期間中及び本契約終了後においても、第三者に漏洩してはならない。

(委任)

第13条 この協定の実施に関し必要な手続その他の事項については、実施細目で定めるものとする。

(疑義の解決)

第14条 この協定に定める事項の履行について疑義が生じた場合又はこの協定及び実施細目に定めのない事項で必要がある場合は、甲と乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印の上、各自その1通を所持するものとする。

令和2年6月 / 日

甲 広島県豊田郡大崎上島町東野6625番地1

大崎上島町

代表者 大崎上島町長 高田 幸典



乙

広島県豊田郡大崎上島町沖浦1900番地

株式会社ホテル清風館

代表取締役 角南正之



○災害時における生活関連物資の供給等に関する協定書

災害発生時における生活関連物資の供給等に関する協定書

広島県大崎上島町（以下「町」という。）と生活協同組合ひろしま（以下「事業者」という。）は、大崎上島町内において災害等が発生したとき又は災害等が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における生活関連物資（以下「物資」という。）の供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に町が事業者の協力を得て、被災者に対して、より速やかにかつ円滑に物資の提供ができるようにすることを目的とする。

（要請）

第2条 災害時において町が物資を必要とする場合は、事業者に対して物資の供給を要請する。

2 前項の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した要請書（別紙）をもって行うものとするが、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（協力の実施）

第3条 事業者は、町から前条の要請を受けたときは、事業者の営業に支障がない範囲において、要請事項について適切な処置を取り、町に対し、速やかに物資を供給するものとする。

（支援体制の整備）

第4条 事業者は、前条の規定により町から協力要請を受けたときは、事業者が加盟する生活協同組合連合会等（以下「連合会等」という。）に対して、連合会等が保有する物資の供給、輸送等について協力を要請し、連合会等と連携して、町の要請に応えるものとする。

（物資の種類）

第5条 町が、事業者に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、事業者が調達可能な物資とする。

- (1) 別表「災害支援物資調達リスト」に掲げる物資
- (2) その他町が指定する物資

（物資の運搬、引渡し）

第6条 物資の引渡し場所は町が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、原則として事業者が行うものとする。ただし、事業者による運搬が困難な場合は、別に町が指定する者が行うものとする。

(損害の負担)

第7条 第6条の規定に基づく、運搬業務により生じた損害の補償については町と事業者が協議をして定める

(費用負担)

第8条 事業者が供給した物資の対価及び事業者が行った搬送等の費用については、町がこれを負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害時直前における適正価格を基準として、町及び事業者が協議をして、その都度定めるものとする。

3 町の事業者に対する費用の支払い方法は、町の通常の支払方法によるものとする。

(平常時の活動)

第9条 町及び事業者は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報の交換や町が行う防災訓練への参加等に努め、緊急時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第10条 要請及び協力に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

(1) 町の連絡責任者は、総務企画課長とする。

(2) 事業者の連絡責任者は、総合企画室統括部長とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定書に関して疑義が生じた事項については、その都度、町及び事業者が協議して定めるものとする。

(有効期限)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、町又は事業者が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、町及び事業者が記名のうえ、各1通を保有する。

令和2年12月7日

町 広島県豊田郡大崎上島町東野6625番地1
大崎上島町
町長 高田 幸典

事業者 広島県廿日市町大野原一丁目2番10号
生活協同組合ひろしま
理事長 惠木 尚

○火災時の消防用水の確保に関する協定



火災発生時等における消防用水の確保に関する協定書

大崎上島町（以下「甲」という。）と日本生コン株式会社（以下「乙」という。）とロキ運輸株式会社（以下「丙」という。）は、火災発生時等に必要な消防用水（以下「用水」という。）の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大崎上島町内において、火災等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「火災発生時等」という。）において、乙及び丙への協力要請を適切かつ円滑な運営を期するため、必要な事項を定め、もって火災等による被害を軽減することを目的とする。



（協力の要請等）

第2条 甲は、火災発生時等において、用水の供給を必要とする事態が発生した場合は、乙に対して用水の供給要請を行い、乙は丙の所有するコンクリートミキサー車の配車を行い、丙は乙の配車により、用水の運搬を行うものとする。

2 前項の場合において、甲は、文書での要請をする時間がない場合、電話等により要請することができる。

3 乙は、直ちに電話等により応諾の意思を甲に示し、甲、乙及び丙は事後に遅滞なく協力要請書兼応諾書（別記第1号様式）を作成するものとする。

4 乙及び丙は、第1項に規定する要請があったときは、通常業務に支障がない範囲で甲の要請する用水の供給業務（以下「業務」という。）を実施するものとする。

5 乙及び丙は、車両が出動した場合は、現場到着と同時に現場指揮者の指揮により活動するものとする。

6 乙及び丙は、業務を実施する場合には、コンクリートミキサー車のフロントガラス内側下部に災害協力車両表示（別記第2号様式）を掲示するものとする。

（報告）

第3条 乙及び丙は業務を完了した時は、業務内容報告書（別記第3号様式）により甲に報告するものとする。

（秘密の保持）

第4条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく業務に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(費用負担)

第5条 業務に伴う用水及び燃料費については甲が負担し、その他については甲、乙及び丙が協議の上、負担額を決定するものとする。

(損害の負担)

第6条 業務に伴い、甲、乙及び丙のいずれの責にも帰することができない原因により、第三者に対し損害を及ぼした場合には、その損害の補償が必要なときは、甲がこれを負担するものとする。

2 業務に伴い、甲、乙及び丙のいずれの責にも帰することができない原因により乙及び丙の車両等の破損に伴う損害が生じたときは、乙及び丙はその事実の発生後、遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲、乙及び丙が協議して負担額を決定するものとする。

3 業務に伴い、甲の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたときは、甲がこれを負担するものとする。

4 業務に伴い、乙及び丙の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたときは、乙及び丙がこれを負担するものとする。

(災害補償)

第7条 業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合においては、消防法第36条の3の規定に基づき、甲がこれを補償するものとする。

(訓練の実施)

第8条 用水の供給業務を円滑に進めるため、甲、乙及び丙は協議して必要に応じ訓練を実施するものとする。

2 訓練の実施に伴う用水は甲が負担し、燃料費は甲、乙及び丙が各自負担するものとする。

3 訓練に従事した者が、そのために負傷等した場合には、甲が加入する保険でこれを補償するものとする。

4 第6条の規定は、第1項の訓練の実施について準用するものとする。

(連絡体制)

第9条 甲、乙及び丙は、協力の要請等を正確に行うため、連絡担当者を定めるものとする。

2 前項の規定により定めた連絡担当者及び連絡網を作成し、甲、乙及び丙で共有するものとする。なお、変更があった場合についても同様とする。

(有効期限)

第10条 この協定の有効期間は、締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、当該有効期間の満了の日の1か月前までに甲、乙及び丙から何らかの意思表示がないときは、さらに1年間同一の条件をもって更新されるものとし、その後も同様とする。

(協議)

第11条 甲、乙及び丙は、この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は、協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を3通作成し、甲、乙及び丙が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和5年1月25日

甲 広島県豊田郡大崎上島町東野6625-1
大崎上島町
代表者 大崎上島町長 高田 幸典



乙 広島県三次市吉舎町吉舎845番地
日本生コン株式会社
代表取締役 重森 健二



丙 広島県三次市東酒屋町354番地6
クロキ運輸株式会社
代表取締役 重森 健二



別記第1号様式（第2条関係）

協力要請書兼応諾書

日本生コン株式会社 代表取締役 様
クロキ運輸株式会社 代表取締役 様

大崎上島町長

火災発生時等における消防用水等の確保に関する協定第2条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

要 請 日 時	年 月 日 時 分	
要 請 理 由		
希 望 車 両 台 数		
給 水 場 所		
活 動 場 所		
災 害 の 状 況		
担 当 課 連 絡 先	所 属 ・ 職 ・ 氏 名	
	電 話	
	F A X	
上記の出動要請を応諾します。 年 月 日 日本生コン株式会社 代表取締役 クロキ運輸株式会社 代表取締役		

災害協力車両

(消防用水搬送中)

大崎上島町

別記第3号様式（第3条関係）

業務内容報告書

大崎上島町長 様

日本生コン株式会社 代表取締役
クロキ運輸株式会社 代表取締役

火災発生時等における消防用水等の確保に関する協定第3条の規定に基づき、次のとおり報告します。

活 動 日 時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
火災等発生場所	
活 動 内 容	1 給水場所 2 派遣車両数 3 派遣人数 4 具体的内容
走 行 距 離	k m
輸 送 回 数	回
そ の 他	
問 い 合 わ せ 先	担当者氏名： 電 話： メ ー ル：

○防災パートナーシップに関する協定書

防災パートナーシップに関する協定書

広島県大崎上島町(以下「甲」という。)と広島テレビ放送株式会社(以下「乙」という。)は、災害による被害の軽減と平常時における防災に連携して取り組むため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲と乙が連携して災害の被害を軽減するための防災情報の発信ならびに平常時の防災活動に取り組むことにより、住民の安全の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 2 災害とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象または大規模な火事もしくは爆発その他その及ぼす被害の程度において生ずる被害をいう。
- 3 防災とは、災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐとともにその復旧を図ることをいう。

(緊急時の情報発信の要請)

第3条 甲は、目的で定める災害被害を軽減するために、住民への情報伝達が急を要すると判断した場合、乙に対して電話または電子メール、ファックスなどにより情報発信を要請することができる。乙は、甲から要請を受けた際は、放送や通信を通じて速やかな情報発信に努める。

(平常時の連携)

第4条 甲および乙は、防災のために使用する目的のもと、甲が見舞われた災害の映像・写真・画像など防災関連資料の提供を相手方に可能な範囲で協力する。

- 2 甲および乙は、本協定の趣旨に基づき、それぞれが防災対策に資する取り組みを行うときは、可能な範囲で協力する。

(連絡担当者)

第5条 甲および乙は、相互に連絡を取り合うための担当者をそれぞれ指定し、担当者の連絡先・連絡手段などを運用連絡表に記載し、互いに確認する。

2 甲および乙は、毎年4月1日及び人事異動などによりそれぞれの担当者に変更が生じた場合、速やかに相手方に通知するとともに、新しい担当者の連絡先・連絡手段などを運用連絡表に記載し、互いに確認する。

(協定期間)

第6条 この協定は、締結の日から効力を生ずるものとし、甲または乙が相手方にこの協定の終了を通知しない限り継続する。

(協議事項)

第7条 この協定の定めのない事項について定める必要が生じたとき、またはこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、対応を決定する。

この協定の締結を証するために、本書2通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各自その1通を保管する。

令和4年(2022年)年9月22日

甲 広島県豊田郡大崎上島町東野6625-1

大崎上島町

代表者 大崎上島町長

高田章典



乙 広島県広島市東区二葉の里3丁目5番4号

広島テレビ放送株式会社

代表取締役社長

飯田政之



○災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書

災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書

大崎上島町（以下「甲」という。）及び広島県行政書士会（以下「乙」という。）は、大崎上島町内で地震、風水害等の自然災害その他大規模災害（火災、爆発等その及ぼす被害の程度においてこれらに類する事件、事故等を含む。）が発生したとき（以下「災害時」という。）における、乙が被災者への支援として実施する行政書士業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において乙が実施する支援可能な行政書士業務（以下「支援業務」という。）について、必要な事項を定める。

（業務の範囲）

第2条 支援業務は、次に掲げるものとする。

- （1）行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の2及び第1条の3の業務
- （2）被災者支援相談窓口の開設
- （3）その他甲が必要とする業務

2 乙は、被災者支援相談窓口を開設する際、その開設場所について、あらかじめ甲と協議するものとする。ただし、甲が被災等により協議することができない場合は、この限りでない。

（支援業務の要請）

第3条 甲は、災害時において、被災者支援のため甲が必要と認める場合は、乙に対して支援業務の実施を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、原則として災害時支援要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話、ファクシミリ等の方法により行い、後日速やかに災害時支援要請書を送付するものとする。

（行政書士の派遣）

第4条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、直ちに要請内容による支援業務を実施するための措置を行い、その措置の状況を甲に報告するとともに、甲の要請場所に会員を派遣するものとする。

（報告）

第5条 乙は、支援業務を実施した場合は、甲の定める期限までに、その状況について書面で報告を行うものとする。

（連絡体制）

第6条 甲及び乙は、災害時における被災者支援に支障のないように、常に連絡体制を整備するよう努めるものとする。

2 乙は、支援業務の実施に当たり、広島県行政書士会県内支部に対して必要な調整を行うものとする。

(費用負担)

第7条 第3条第1項の要請に基づき行う第4条に規定する行政書士の派遣に要する費用は、乙の負担とする。

2 支援業務の実施に要する費用は、乙の負担とする。ただし、第2条第1項第1号に掲げる業務のうち、行政書士法第1条の2及び第1条の3第1項第1号から第3号までに掲げる業務に係る費用は、相談者（業務上の依頼者をいう。）の負担とする。

(損害への対応)

第8条 この協定に基づく支援業務を行う際、乙又は乙の会員に損害が生じた場合、甲の責めに帰すべき事由によらないものについては、乙の責任において対処する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに甲乙双方又はいずれか一方から何らの意思表示がないときは、有効期間を更に1年延長するものとし、その後もまた同様とする。

(疑義の解決)

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙両者が押印の上、各自その1通を所持する。

令和4年6月23日

甲 広島県豊田郡大崎上島町東野6625番地1
大崎上島町
代表者 大崎上島町長 高田 幸典

乙 広島市中区中町8番18号 広島クリスタルプラザ10階
広島県行政書士会
会長 原田 誠

○災害時における復旧支援協力に関する協定

災害時における復旧支援協力に関する協定

大崎上島町（以下「甲」という。）と公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「乙」という。）とは、地震等の災害により甲の管理する管路施設（公共下水道及び集落排水）が被災したときに行う復旧支援協力に関して以下のとおり、下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2の規定に準ずる協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙の甲に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定め、災害等により被災した管路施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。なお、復旧支援協力に関して、下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2の規定は公共下水道に適用し、集落排水についてはこれを準用する。

（復旧支援協力の要請）

第2条 甲は、乙に対し災害等により被災した管路施設の復旧に関し次の業務の支援を要請することができる。

- （1）被災した管路施設の応急復旧のために必要な業務（巡視、点検、調査、清掃、修繕）
- （2）その他甲乙間で協議し必要とされる業務

2 前項の復旧支援協力の要請に関する甲の連絡窓口は大崎上島町上下水道課、乙の連絡窓口は公益社団法人日本下水道管路管理業協会中国・四国支部広島県部会とする。

3 甲の乙に対する復旧支援協力要請は支援内容を明らかにした書面により行うものとする。ただし、緊急時等で書面により難いときは電話等で行うことができるものとし、この場合は事後において書面を提出するものとする。

4 乙は、前3項により甲の要請する業務を行うために、必要な人員・機材等をもって要請された業務を遂行しなければならない。

（費用）

第3条 この協定に基づき甲が乙に対し要請した業務にかかる費用は甲の負担とする。

（報告）

第4条 乙は、甲の要請により行った支援業務が終了したときは、すみやかに甲に対し書面をもって報告を行うものとする。

2 乙は、毎年3月31日現在において災害時の支援に備えて、支援協力が可能な会社、提供可能な車輛等の機器及び人員を甲に対して報告するものとする。

（下水道台帳等データの提供）

第5条 甲は、管路施設の調査に必要な下水道台帳の図面等をPDF等の電子データとして、乙に提供するものとする。

2 乙は甲から提供を受けた電子データを適切に保管しなければならない。

3 甲は、下水道台帳に大幅な変更があった場合など、適宜、最新の電子データを乙に提供するものとする。

（下水道台帳等データの開示）

第6条 乙は、甲から支援要請があったとき、支援出動する乙の会員に対し甲から提供を受けた電子データを開示することができる。

2 支援出動した乙の会員は、甲から提供を受けた電子データを支援業務並びに必要な報告等以外に使用してはならない。

3 甲と乙の合同訓練を実施する場合も、第1項及び第2項を準用する。

(広域被災)

第7条 甲が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合には、下水道対策本部による活動を優先する。

(協定期間)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙双方から申出がない場合、この協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(その他)

第9条 本協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲、乙双方による協議の上決定するものとする。

2 甲又は乙がこの協定の定め違反した場合には、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 3年 7月 19日

甲 広島県豊田郡大崎上島町東野6625-1
大崎上島町
代表者 大崎上島町長 高田 幸典



乙 東京都千代田区岩本町2丁目5番11号
公益社団法人日本下水道管路管理業協会
会長 長谷川 健司



○災害支援協定

大崎上島町・地方共同法人日本下水道事業団災害支援協定

大崎上島町（以下「甲」という。）と日本下水道事業団（以下「乙」という。）とは、甲の所管する下水道施設について災害が発生した場合において乙が行う下水道施設の維持又は修繕に関する工事その他の支援（以下「災害支援」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的等）

第1条 この協定は、乙が行う災害支援に関して基本的な事項を定め、災害支援の円滑な実施により、災害が生じた下水道施設の機能の迅速な回復を図り、もって浸水被害の拡大その他の生活環境の悪化又は公共用水域の水質の悪化を防止することを目的とする。

2 この協定は、下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2に規定する災害時維持修繕協定である。

（対象）

第2条 この協定の対象となる災害は、次に掲げる原因により生ずるものとする。

一 暴風、竜巻、豪雨、落雷、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象

二 その他甲と乙の協議により定めるもの

2 この協定の対象となる下水道施設は、別記のとおり（以下「協定下水道施設」という。）とする。

（災害支援の内容）

第3条 乙が行う災害支援は、次に掲げるものとする。

一 災害の状況を確認するために行う現地調査（協定下水道施設の点検を含む。）

二 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和26年政令第107号）第5条1項の規定による災害報告に必要な資料の作成

三 協定下水道施設について、その応急工事又は復旧工事が完了するまでの間、暫定的にその機能を確保するために行う簡易消毒の実施、仮設ポンプの設置その他の維持又は修繕に関する工事

四 災害査定に必要な設計図書その他の関係資料の作成（作成のために行う現地調査を含む。）及び災害査定への立会

五 前各号に掲げる災害支援に附帯する支援

（災害支援の要請の方法）

第4条 甲は、乙に災害支援を要請しようとする場合には、対象施設及び支援内容を記載した文書により行うものとする。ただし、文書によることができない場合には、電子メール又はファクシミリ装置を用いた送信（これらの送信ができないときは、口頭又は電話）により当該要請を行うことができる。

2 前項ただし書の場合には、甲は、事後において速やかに、乙に文書を交付するものとする。

（災害支援の実施）

第5条 乙は、前条の要請があったときは、その人員等に応じて可能な範囲で、第3条に規定する災害支援

を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、広島県から災害支援の要請があったときは、その人員等に応じて可能な範囲で、第3条に規定する災害支援を行うことができる。

(災害支援の完了の報告)

第6条 乙は、前条の規定による災害支援の全部又は一部を完了したときは、甲に対し、速やかにその内容を報告するものとする。

(費用の負担)

第7条 甲は、乙が行った災害支援に要した費用（第3条第1号及び第2号に規定する災害支援に要したものを除く。）を負担するものとする。

2 乙は、前項の費用として、職員の人件費及び旅費、使用した機材又は薬品の代価その他の実費に相当する額を甲に請求するものとする。

3 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を精査の上、速やかに乙に支払うものとする。

(廃止)

第8条 甲又は乙においてこの協定を継続できない事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を廃止することができる。

2 甲又は乙がこの協定の定めに従った場合においては、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもって、この協定を廃止することができる。

(事務局)

第9条 この協定に基づく災害支援に係る事務局は、次のとおりとする。

- 一 甲の事務局 大崎上島町上下水道課
- 二 乙の事務局 日本下水道事業団中国・四国総合事務所 施工管理課

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から令和4年9月30日までとする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲と乙が協議して定める。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各々1通を保有する。

令和3年7月19日

甲 広島県豊田郡大崎上島町東野6625-1
大崎上島町
代表者 大崎上島町長

高田 幸典

乙 東京都文京区湯島二丁目31番地27
地方共同法人日本下水道事業団

理事長 森岡 泰裕



別記（第2条関係）	協定の対象となる下水道施設の名称
一	大崎浄化センター

○災害時における被災車両の撤去等に関する協定

災害時における被災車両の撤去等に関する協定

大崎上島町（以下「甲」という。）と社団法人日本自動車連盟中国本部広島支部長（以下「乙」という。）とは、被災地における被災車両の撤去等について、次のとおり協定を締結した。

（目的）

第1条 この協定は、大崎上島町内で災害が発生した場合において、甲が乙に対し、被災地における被災車両の撤去等の支援要請を行う場合の手続等について定めるものとする。

（支援要請の内容）

第2条 この協定により、甲が乙に支援要請する内容は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第64条第2項に基づき甲が実施する災害時における被災車両の撤去その他甲が必要と認める業務（この協定において「被災車両の撤去等」という。）とする。

（支援要請）

第3条 甲は、被災車両の撤去等を乙に行わせる必要があると認めた場合は、乙に支援要請を行うことができる。

2 甲は、前項の規定により支援要請を行うときは次の事項を乙に連絡し、被災車両の撤去等の実施を指示するものとする。

- （1）被災の状況と要請の内容（場所及び支援要請内容）
- （2）担当者への連絡方法
- （3）その他必要な事項

3 乙は、甲からの支援要請があった場合は、甲の指示に基づき、速やかに被災車両の撤去等の作業を行うものとする。

（費用の負担）

第4条 この協定に基づく被災車両の撤去等に要する経費については、乙が負担する。

（災害補償）

第5条 この協定に基づく被災車両の撤去等の実施により、出勤した乙の職員が災害を受けた場合の補償は、当該職員の使用者たる乙の責において行うものとする。

（損害賠償）

第6条 本協定に基づく被災車両の撤去等の実施により、損害が発生した場合の賠償については、当該職員の使用者たる乙の責において行うものとする。

(疑義の協議)

第7条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して決定するものとする。

(適用)

第8条 この協定は、締結の日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、1通を保有する。

平成17年9月30日

甲 大崎上島町

代表者 大崎上島町長 藤原正孝



乙 社団法人日本自動車連盟中国本部

広島支部 支部長 藤井一裕



○災害時における物資供給に関する協定

災害時における物資供給に関する協定書

大崎上島町（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年12月26日

甲 広島県豊田郡大崎上島町東野6625番地1
大崎上島町
大崎上島町長 谷川 正芳



乙 新潟県新潟市南区清水4501番地1
NPO法人 コメリ災害対策センター
理事長 捧 雄一郎



○災害救助物資の調達に関する協定



災害救助物資の調達に関する協定書

広島県大崎上島町



株式会社ジュンテンドー

災害救助物資の調達に関する協定書

大崎上島町（以下「甲」という。）と株式会社ジュンテンドー（以下「乙」という。）とは災害時における物資の供給に関し、次の通り協定を締結する。

（要 請）

第1条 甲は、災害時における物資の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙の保有する物資の調達を要請することができる。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

- (1) 日用品等（トイレ関係用品を含む。）
- (2) 作業関係用品
- (3) 冷暖房機器及び電気用品等
- (4) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 前条に掲げる物資の調達要請は、原則として文書によるものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに別記1号様式の文書を交付するものとする。

（物資の価格及び支払）

第4条 物資の取引価格は、災害発生時直前における価格とし、その支払については、甲乙協議の上、速やかに行うものとする。

（物資の引渡し）

第5条 物資の引渡しは、甲が指定する場所で行うものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、調達物資を確認の上、これを引き取るものとする。

- 2 乙は、物資を納品した場合、速やかに別記第2号様式により報告するものとする。

（担当者名簿の作成）

第6条 甲及び乙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の事務担当者名簿（別紙）を作成し、相互に交換するものとする。

- 2 前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(疑義の決定)

第8条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間の満了する1箇月前までに甲又は乙が各相手方に対し格段の意思表示をしないときは、期間満了の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後もこれと同様とする。

この協定の証としてこの証書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和6年1月17日

甲 広島県豊田郡大崎上島町東野6625番地1
大崎上島町
代表者 大崎上島町長 谷川 正芳



乙 島根県益田市遠田町2179番地1
株式会社ジュンテンドー
代表取締役社長 飯塚 正



年 月 日

災害救助物資調達要請書

株式会社ジュンテンドー 様

大崎上島町長

「災害救助物資の調達に関する協定書」に基づき、下記のとおり物資の調達を要請します。

記

1 災害の状況

2 応援を必要とする物資の内容等

必要とする物資の内容	数 量	物資の引渡場所	運搬方法	備 考

事務担当者名簿

災害対策に関する事務担当者名簿

関 係 事 項	災害救助物資の調達に関する事項
企 業 ・ 団 体 名	株式会社ジュンテンドー
本 社 所 在 地	島根県益田市遠田町 2179 番地 1
代 表 者 名	代表取締役社長 飯塚 正
担当者職・氏名・連絡先電話番号（勤務時間内・勤務時間外別に記入する。）	
第 1 順位者	
自宅・携帯	
TEL（勤務時間内）	（勤務時間外）
第 2 順位者	
自宅・携帯	
TEL（勤務時間内）	（勤務時間外）
第 3 順位者	
自宅・携帯	
TEL（勤務時間内）	（勤務時間外）

大崎上島町の担当部署	電話番号
担当者職・氏名	
第 1 順位者	
自宅・携帯	
TEL（勤務時間内）	（勤務時間外）
第 2 順位者	
自宅・携帯	
TEL（勤務時間内）	（勤務時間外）
第 3 順位者	
自宅・携帯	
TEL（勤務時間内）	（勤務時間外）

災害時における供給可能な物資の範囲

大分類	主な物資名称
作業関連用品	作業シート、標識ロープ、カラーコーン、誘導灯、投光器、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、ポケットコート、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ショベル、移植ゴテ、ホースリール、散水ノズル、噴霧器、高圧洗浄機、エンジンポンプ、はしご、脚立
保存・掃除関連用品	ポリタンク、ポリバケツ、ポリ袋（ゴミ袋）、ほうき、竹ぼうき、ちりとり、ぞうきん、デッキブラシ、水モップ
衛生関連用品	トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、紙おむつ、生理用品、洗剤、石鹸、シャンプー（ドライシャンプー含）、歯ブラシ、練り歯磨き、スプレー式殺虫剤、蚊取り線香
飲食・炊事関連用品	紙食器（コップ、皿、碗等）箸（割り箸等）、スプーン、缶切り、魔法瓶、鍋、やかん、包丁、ラップ、ホイル
暖房・灯火用品	発電機、石油ストーブ、扇風機、カセット式ガスコンロ、ガスボンベ、木炭、練炭コンロ、練炭、懐中電灯、ラジオ、乾電池、ローソク、ライター、マッチ、使い捨てカイロ
衣類	肌着、運動靴、靴下、防寒着、スリッパ、サンダル
寝具関連用品	タオル、毛布、枕、敷物
飲料品	ペットボトル入りミネラルウォーター、お茶、スポーツドリンク等
住宅資材関連	木材・合板各種、壁紙、ふすま紙、障子紙、フローリング材
その他	簡易トイレ、携帯トイレ、拡声器

上記表のほか、要請があれば可能な限り対応

○大崎上島町と株式会社ユアーズとの包括的連携に関する協定

大崎上島町と株式会社ユアーズとの 包括的連携に関する協定書

大崎上島町（以下「甲」という。）と株式会社ユアーズ（以下「乙」という。）は、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙のそれぞれが有する人的・物的資源を有効に活用して、大崎上島町民の生活の向上等を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、連携して次に掲げる事項（以下「連携事項」という。）について、業務に支障のない範囲で、取り組むものとする。

- (1) 地域防災・減災への協力に関すること。
- (2) 地域の安全・安心に関すること。
- (3) 健康増進及び食育に関すること。
- (4) 高齢者及び障がい者の支援に関すること。
- (5) 子供・子育て支援及び青少年育成に関すること。
- (6) 環境対策・リサイクル及びエネルギーに関すること。
- (7) 町政情報のPR・発信に関すること。
- (8) 地域社会の活性化及び住民サービスの向上に関すること。
- (9) 地産地消の推進及び農林水産物、加工品等の販売に関すること。
- (10) 観光情報の発信、及び観光振興に関すること。
- (11) その他、地方創生に関すること。

2 甲及び乙は、連携事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な協力内容については、甲乙合意の上、決定する。

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、書面により必要な変更を行うものとする。

（免責）

第4条 乙は、連携事項について協力をした場合及び協力しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

(守秘義務)

第5条 甲及び乙は、連携事項の具体化の検討及び第2条第2項に基づき決定した協力内容の実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承諾を得ずに第三者に開示又は漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由のいかんを問わず終了した後も、前項に定める秘密保持義務を負うものとする。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、締結日から令和6年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

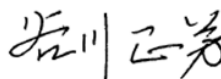
本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和6年1月17日

甲 広島県豊田郡大崎上島町東野6625番地1

大崎上島町

代表者 大崎上島町長



乙 広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号

株式会社ユアーズ

代表取締役社長



○「瀬戸内レモンの振興」を目的とした包括協定

広島県豊田郡大崎上島町と
ポッカサッポロフード&ビバレッジ株式会社との
「瀬戸内レモンの振興」を目的とした包括協定

広島県豊田郡大崎上島町（以下「甲」という。）とポッカサッポロフード&ビバレッジ株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、「瀬戸内産レモン」の生産量及び需要量の拡大並びにブランド化に向けた研究等に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、緊密な相互連携と協働による活動を推進することにより「瀬戸内レモン」の振興を図る。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携、協力する。

- (1) 大崎上島町「レモンの島」構想の推進に関すること
 - (2) 健康増進・食育に関すること
 - (3) 災害時の食料応援に関すること
 - (4) その他町民サービスの向上及び地域社会の活性化に関すること
- 2 前項各号に定める事項を効果的に推進するため、甲及び乙は定期的に協議を行うものとし、具体的な取り組み内容及び実施方法については、甲及び乙が協議の上、取組毎に別途取り決める。
- 3 第1項各号に定める事項を推進するにあたっては、甲及び乙は関係機関等との連携を図るよう努めるものとする。

（期間）

第3条 本協定の有効期間は、締結日より1年間とし、期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも相手方に対して書面による解約の申し出がなければ1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協定の見直し）

第4条 甲又は乙は、相手方が本協定の内容変更を申し出たときは、その都度誠実に協議の上、その変更を行うものとする。

（疑義の決定）

第5条 本協定に関し疑義等が生じた場合及び本協定に定めのない事項で必要がある場合

は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれの記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年 4月 21日

甲 広島県豊田郡大崎上島町東野6625番地1

大崎上島町

代表者 大崎上島町長

高田 幸典



乙 愛知県名古屋市中区栄四丁目2番29号

ポッカサッポロフード&ビバレッジ株式会社

代表取締役社長

岡 廣喜和武



○全国コンサルタント協会災害時支援協定書

災害時等における復旧支援協力に関する協定

広島県（以下「甲」という。）及び県内下水道事業者（乙1から乙23まで）（以下、乙1から乙23までを総称して「乙」という。）と公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中国・四国支部（以下「丙」という。）は、乙の所管する下水道施設（公共下水道及び集落排水）（以下「下水道施設」という。）が地震、風水害等の災害により被災した場合又は被災すると明らかに予見された場合（以下「災害時」という。）における丙の復旧支援協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、災害時における丙の復旧支援協力に関する基本的事項を定め、被害の拡大防止と被災した下水道施設の早期復旧を行うことを目的とする。

（復旧支援協力の要請）

第2条 乙の丙に対する復旧支援協力の要請は、書面により第11条に規定する甲の事務局を經由して行うこととし、甲の事務局は、乙の支援協力要請をとりまとめ、協力内容を明らかにした書面により、第11条に規定する丙の事務局へ要請することとする。ただし、緊急時等でこれによりがたいときは、乙自らが丙の事務局へ要請することが出来ることとする。

2 丙は、前項によって要請があった場合は、速やかに丙を構成する会員の中から、支援可能な会員（以下「支援協力者」という。）を書面により甲又は乙に通知する。

3 甲及び乙は、前項による通知があった場合、支援協力者の中から業務を実施する会員（以下「業務実施者」という。）を協議により選任し、甲は、書面により丙へ通知する。

4 丙が会員に協力要請する際に、大規模災害等により相当の時間を要すると認められる場合は、復旧支援協力の実施は、甲、乙及び丙による協議のうえで決定することとする。

（支援内容）

第3条 この協定に基づき業務実施者が行う復旧支援内容は、次のとおりとする。

- (1) 被災状況調査
- (2) 応急対策が必要な施設の対策案の検討
- (3) 災害査定資料の作成・積算支援
- (4) その他災害時に必要となる資料作成等

（契約の締結および費用負担）

第4条 この協定に基づき業務実施者が復旧支援に要した費用は、乙の負担とする。

2 前項の費用の算定については、業務実施者の見積もりを参考に乙の積算による。

3 この協定に基づき乙が業務実施者に対し要請した業務等にかかる費用については、乙と業務実施者が別に契約を締結し、業務実施者の請求に応じて乙が支払うものとする。

（業務の実施）

第5条 業務実施者は、業務委託契約を締結した業務を速やかに遂行しなければならない。

（報 告）

第6条 業務実施者は、甲からのこの協定に基づく要請により行った支援活動が終了したときは、速やか

に甲に対し、書面により報告するものとする。

(損害の負担)

第7条 この協定に基づき乙が業務実施者に対し要請した業務により、第三者に損害が生じたときは、乙と業務実施者が協議してその処理解決にあたるものとする。

(丙の責務)

第8条 丙は、毎年4月末までに当該年の4月1日現在における災害時の支援に備えて会員事業者名簿を、甲に報告するものとする。

(広域被災)

第9条 甲及び乙が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合には、丙は当該ルールに基づいた支援活動を行うが、丙は可能な限り第2条第1項の要請事項を実施するものとする。

(協定期間)

第10条 この協定の期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲又は乙から解約の申入れがない場合は、この協定は1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(事務局及び連絡体制)

第11条 甲及び丙の復旧支援に係る事務局及び連絡先は、次のとおりとする。

- (1) 甲の事務局は、別表に掲げるとおりとする。ただし、統括事務局は広島県土木建築局都市環境整備課とする。
- (2) 丙の事務局は、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中国・四国支部とする。
- (3) 甲、乙及び丙の連絡先は、別紙に掲げるとおりとする。
- (4) 連絡先に変更があった場合は、速やかに甲の事務局に連絡し、甲の事務局は別紙を変更し、乙及び丙に伝えることとする。

(情報の共有と保護)

第12条 甲、乙及び丙は、この協定による活動を円滑に行うために必要な連絡先等の情報を、相互に共有することとする。

2 業務の実施にあたっては、地方共同法人日本下水道事業団、公益社団法人日本下水道管路管理業協会及び一般社団法人地域環境資源センターとも災害支援に関する情報を共有することがある。

3 甲、乙及び丙は、個人情報及び行政情報を取り扱う場合、その情報の保護に努めなければならない。

(その他)

第13条 この協定に定めのない事項が生じたとき及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙丙による協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び丙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

また、乙は、甲及び丙に提出する記名押印された同意書をもって本協定の締結を証する。

○災害時等における物資の保管等に関する協定書

大崎上島町（以下「甲」という。）と広島ゆたか農業協同組合（以下「乙」という。）とは、災害等発生時に必要な救援物資の受け入れ、仕分け、保管・管理及び出庫等（以下「物資の保管等」という。）に関し、協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害若しくは武力攻撃災害等（以下「災害等」という。）が発生、又は発生のおそれがある場合において、大崎上島町地域防災計画又は大崎上島町国民保護計画に基づき甲の要請により、乙が物資の保管等を迅速かつ円滑に行うため、その必要な手続き等について定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、物資の保管等を行う施設の開設の必要があると認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項を明示して、別紙様式1をもって要請する。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭、電話その他の方法で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び応援を要請する事由
- (2) 必要とする保管施設
- (3) 応援を必要とする期間
- (4) 主な保管品目
- (5) その他参考となる事項

（実施）

第3条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、可能な限り協力し、物資の保管等を行う。

2 乙は、前項の規定により物資の保管等を実施した場合は、甲に対し、別紙様式2により実施報告を行うものとする。

（担当責任者の通知等）

第4条 甲及び乙は、この協定の履行に関する担当責任者を定め、その氏名及び緊急連絡先を相手方に通知するものとする。なお、担当責任者を変更したときも同様とする。

（経費の負担）

第5条 乙が物資の保管等に要した費用は、甲が負担するものとする。なお、費用の算出方法については、災害等発生直前時における適正な価格（事業者が定めている料金）を基準として、甲、乙が協議して決定するものとする。

2 費用は、乙からの請求に基づき、甲は速やかに支払うものとする。

（事故発生等の取扱い）

第6条 事故発生により乙による物資の保管等の継続が困難な事由が発生した場合は、乙は速やかに甲に対しその状況を報告し、甲、乙が協議して適切な措置を講ずるものとする。

(災害補償)

第7条 本協定により業務に従事した者が、当該業務に従事したことに関し死亡・負傷・疾病にかかった場合は、次に掲げる場合を除き、その損害の補償について、甲乙誠意をもって協議する。

- (1) 当該業務に従事する者の故意又は重大な過失による場合
- (2) 当該損害につき、乙又は当該業務に従事する者が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合（保険会社により補填されない損害は除く。）
- (3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合（第三者から賠償で補填されない損害は除く。）

(情報交換)

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく物資等の供給が災害時において迅速かつ円滑に行われるよう、平時から相互の連絡体制についての情報交換を行うよう努めるものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の締結については、令和8年2月19日から効力を発するものとし、甲乙協議の上、協定を解除した場合を除き、その効力を継続するものとする。

(協議)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項及び協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙が協議して定めるものとする。

(その他)

第11条 乙は、令和8年4月1日より広島市農業協同組合と合併し、解散することとなるが、広島市農業協同組合が本協定書の権利・義務を継承するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年2月19日

甲 広島県豊田郡大崎上島町東野662
5番地1
大崎上島町
代表者 大崎上島町長 谷川 正芳

乙 広島県呉市豊町大長5915番地8
広島ゆたか農業協同組合
代表理事組合長 金子 仁

別紙様式 1 (第 2 条関係)

年 月 日

物資の保管等に関する要請書

広島ゆたか農業協同組合代表理事組合長様

大崎上島町長

「災害時における物資の保管等に関する協定書」の第 2 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 災害の状況及び要請する事由

2 物資の保管等

(1)必要とする保管倉庫

(2)保管期間

(3)保管品目及び数量

保管品目	数量	物資の梱包形態

3 その他

以上

別紙様式2（第3条関係）

年 月 日

実績報告書

大崎上島町長 様

広島ゆたか農業協同組合代表理事組合長

「災害時における物資の保管等に関する協定」第3条第2項による要請を受け、下記のとおり実施しましたので報告します。

記

1 物資の保管等

(1)保管倉庫の所在地及び名称

(2)保管期間

(3)保管品目及び数量

(4)その他参考事項

以上

○災害時における連絡体制および協力体制に関する協定書

大崎上島町（以下「甲」という。）と中国電力ネットワーク株式会社 東広島ネットワークセンター（以下「乙」という。）は、災害時の円滑な連絡体制および協力体制の確立を図ることを目的として次のとおり協定を締結する。

（連絡）

第1条 乙は、甲に対し、次に掲げる事項について、適時、情報提供するものとする。

- (1) 停電発生時刻
- (2) 停電発生地域
- (3) 停電発生戸数
- (4) 停電復旧見込み
- (5) 停電原因
- (6) 停電復旧時刻
- (7) パトロール時等に発見した災害、被害の状況

（連絡責任者）

第2条 甲および乙は、連絡を円滑に処理するため、あらかじめ正・副の連絡責任者を定めるものとする。

（協力）

第3条 甲は、停電に関し、次に掲げる乙からの協力要請内容に対して、適宜、協力するものとする。

- (1) 広報車による住民への周知
- (2) 防災無線、自治会等を活用した住民への周知（台風等災害発生前の広報を含む。）
- (3) 公民館等への掲示物等の設置場所の提供
- (4) 避難所へ避難された住民への周知
- (5) 住民からの問い合わせ対応
- (6) 道路等の被災・復旧状況の情報提供

（連携）

第4条 甲は、次に掲げる乙からの要請事項に関して、連携をとり、対応するものとする。

- (1) 土砂崩れ、倒木等による道路復旧
- (2) 除雪対応状況の情報提供
- (3) 電力復旧に必要な箇所の優先的な除雪
- (4) 港湾の使用（大西・白水・木江・明石港）

(事前伐採への取組み)

第5条 甲および乙は、電力設備周辺の樹木に関して、災害発生時の倒木による電力設備および道路等公共設備への被害を軽減するため事前伐採の協議を行う。

(要員派遣)

第6条 大規模災害が発生した場合において、甲から要請されたとき、または乙から派遣すべきと判断したときに、乙は甲へ要員派遣を行うものとする。
派遣要員の役割は、停電状況・復旧状況等の甲への情報提供および道路等の被災・復旧状況の甲からの情報収集とする。

(防災訓練)

第7条 甲および乙は、災害対策を円滑に推進するため、甲または乙の実施する防災訓練への参加の要請があれば可能な限り参加するものとする。

(取扱いの変更)

第8条 この協定に定める事項につき、変更すべき事由が生じたときは、甲および乙は、いずれからもその変更を申し出ることができる。この場合において、甲および乙は、誠意をもって協議するものとする。

(運用)

第9条 この協定の実施に必要な細目については、甲および乙が協議の上、別に定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和9年(2027年)3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも協定解除または変更の意思表示がないときは、さらに1年間期間を延長するものとし、以後もまた同様とする。

(その他)

第11条 この協定に定めた事項について疑義が生じたとき、または定めのない事項については、甲および乙が協議して定めるものとする。

以上のとおり協定締結の証として、本書2通を作成し、甲および乙が記名・押印のうえ、各自その1通を所持する。

なお、本協定の締結をもって、令和2年4月1日付けで甲と乙が締結した「災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱い」については失効するものとする。

令和8年(2026年)2月18日

- 甲 豊田郡大崎上島町東野 6625 番地 1
大崎上島町長 谷川正芳
- 乙 東広島市西条下見五丁目 5 番 15 号
中国電力ネットワーク株式会社
東広島ネットワークセンター
所長 高橋明久

○大崎上島町と中国電力株式会社との地方創生に係る包括的連携に関する協定書

大崎上島町と中国電力株式会社との 地方創生に係る包括的連携に関する協定書

大崎上島町（以下「甲」という。）と中国電力株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙がそれぞれの有する人的・物的資源を有効に活用して、地域の活性化や課題解決を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、連携して次に掲げる事項（以下「連携事項」という。）について、業務に支障のない範囲で、取り組むものとする。

- (1) 災害時の地域支援活動に関すること。
- (2) スポーツ振興に関すること。
- (3) 町内教育機関との連携に関すること。
- (4) その他、自然との共生、地方創生に関すること。

2 甲及び乙は、連携事項を円滑に実施するため、必要の都度協議を行うものとする。また、各連携事項における具体的な協力内容については、甲乙合意の上、決定する。

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、書面により必要な変更を行うものとする。

（免責）

第4条 乙は、連携事項について協力をした場合及び協力しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、連携事項の具体化の検討及び第2条第2項に基づき決定した協力内容の実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承諾を得ずに第三者に開示又は漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由のいかんを問わず終了した後も、前項に定める秘密保持義務を負うものとする。

(公表)

第6条 本協定に基づく連携事項の全部又は一部について公表を行う場合は、事前に甲及び乙で、その公表の時期、内容、方法、手段等に関し協議・合意した上で行うものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、締結日から令和8年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年9月4日

甲 広島県豊田郡大崎上島町東野6625番地1
大崎上島町長 谷川 正芳

乙 広島県広島市中区小町4番33号
中国電力株式会社
代表取締役社長執行役員 中川 賢剛

○災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

大崎上島町（以下「甲」という。）と社会福祉法人大崎福祉会（以下「乙」という。）は、災害発生のおそれがある場合又は災害発生時（以下「災害時」という。）において、避難所での生活に特別の配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）を受け入れるための福祉避難所の設置運営に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に乙の運営する福祉施設内において、福祉避難所を設置し、要配慮者を当該避難所に避難させることにより、要配慮者が日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

（対象者）

第2条 この協定において対象となる要配慮者は、心身の状況が福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない程度の者であって、強度行動障害により一般の避難所での生活に特別な配慮を要する者及びその者を介助する家族等とする。

（指定する施設）

第3条 乙が福祉避難所として開設する施設は、別表のとおりとする。

（協力の要請）

第4条 甲は、前条の施設を福祉避難所として開設する必要があるときは、その設置及び管理運営に係る事項について、乙に協力を要請するものとする。この場合において、乙は可能な限り、これを受け入れるよう努めるものとする。

（要配慮者の受入等）

第5条 乙は、前条の規定による受け入れが可能と判断したときは、速やかに要配慮者の受入態勢を整え、甲に受入可能人数等を報告するものとする。

2 甲は、前項の報告を受けた場合は、乙に福祉避難所に避難させる要配慮者の状況等を通知し、乙はこれを受け入れるものとする。この場合において、要配慮者は可能な限り家族等の協力を得て福祉避難所へ避難するものとする。

（福祉避難所の管理運営）

第6条 乙は、福祉避難所の管理運営に当たって、次に掲げる業務を行うものとする。

（1）要配慮者への相談等に応じる相談員や介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者への食事・生活必需品等の供与・貸与等の日常生活上の支援

（2）要配慮者の状況の急変等に対応できる体制の確保

（管理運営の期間）

第7条 福祉避難所の管理運営の期間は、開設の日から原則7日以内とする。ただし、期間の延長が必要な時は、甲及び乙が協議の上、延長することができるものとする。

(費用等)

第8条 甲は、乙に対し福祉避難所の管理運営に要した費用を支払うものとする。

2 その費用については、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(協力体制)

第9条 乙は、福祉避難所の介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。この場合において、甲は、乙以外の協定を締結している法人（以下「協定締結法人」という。）に対し、協力要請を行うことができる。

2 協定締結法人は、甲から前項の要請があれば、できる限り応えるものとする。

(個人情報の保護)

第10条 甲及び乙は、福祉避難所の管理運営にあたり業務上知り得た要配慮者、その家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第11条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(関係書類の保管)

第12条 乙は、この協定に関する書類等を整備するほか、事業実施後5年間はこれを保管しなければならない。

(協定の解除)

第13条 甲は、乙がこの協定に基づく指示に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

(協定締結期間)

第14条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、有効期限は協定締結日の属する年度の末日までとする。ただし、甲、乙いずれかより異議の申立てがない限り、毎年度自動更新されるものとする。

(疑義の解決)

第15条 この協定に定める事項、その他業務上の必要な事項について疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和7年3月25日

(甲) 広島県豊田郡大崎上島町東野6625番地1

大崎上島町

代表者 大崎上島町長 谷 川 正 芳

(乙) 広島県豊田郡大崎上島町大串3032番地1

社会福祉法人 大崎福社会

理事長 藤 原 貞 弘

別表（第3条関係）

法人名 (所在地)	施設名 (所在地)	受入対象者
社会福祉法人 大崎福社会 (豊田郡大崎上島町大串 3032 番地 1)	グループホームオレンジハウス (豊田郡大崎上島町中野 5552 番地 11)	強度行動障害の ある要配慮者
	グループホームひまわり (豊田郡大崎上島町中野 5522 番地 36)	

別記

個人情報取扱特記事項

(基本事項)

第1 この協定により、大崎上島町（以下「甲」という。）から事務の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、この協定による事務を処理するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この協定による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 乙は、この協定による事務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この協定による事務に係る個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

3 前2項の規定は、この協定が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(厳重な保管及び搬送)

第3 乙は、この協定による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(再委託の禁止)

第4 乙は、甲の承諾があるときを除き、この協定による個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(委託目的以外の利用等の禁止)

第5 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この協定による事務に係る個人情報を当該事務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第6 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この協定による事務に係る個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第7 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、その指示に従わなければならない。この協定が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(個人情報の返還又は処分)

第8 乙は、この協定が終了し、又は解除されたときは、この協定による事務に係る個人情報を、速やかに甲に返還し、又は漏えいしない方法で確実に処分しなければならない。

(措置事項に違反した場合の協定解除及び損害賠償)

第9 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、協定の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(その他)

第10 乙は、前第1から第9までに掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

〔災害危険箇所〕

○土石流危険溪流一覽

(令和6年3月1日現在)

水系名	河川名	溪流名	字	溪流長	流域面積	下部平均勾配	人家戸数	公共施設等
原田川	原田川	原田川	(旧大崎町) 原田	0.475	0.16	4	6	
原田川	原田川	小野川	(旧大崎町) 原田	0.595	0.27	4.5	16	
原田川	原田川	郷川	(旧大崎町) 原田	0.58	0.16	4.5	15	町道0.05km原田原下線
原田川	原田川	小野川支川	(旧大崎町) 原田	0.595	0.06	4.5	16	寺院1戸清光寺
原下川	原下川	原下川	(旧大崎町) 山尻	0.325	0.06	5.5	15	
原下川	原下川	原下川支川	(旧大崎町) 山尻	0.4	0.21	5.5	19	公民館・集会所1戸 山尻老人集会所
原下川	原下川	原下川支川2号	(旧大崎町) 山尻	0.335	0.04	5	15	
原下川	原下川	原下川支川3号	(旧大崎町) 山尻	0.315	0.07	4.5	11	
その他	その他	郷谷川	(旧大崎町) 郷谷	0.34	0.37	2	16	
その他	本郷川	本郷川	(旧大崎町) 本郷	0.42	1.17	2	4	町道0.05km原田原下線、道路橋、屯所
その他	本郷川	大谷川	(旧大崎町) 本郷	0.41	1.09	2	6	町道0.07km原田原下線
その他	本郷川	本郷1号	(旧大崎町) 本郷	0.415	0.06	4	5	
その他	その他	東原下川	(旧大崎町) 東原下	0.225	0.15	2.5	9	
その他	その他	大串1号	(旧大崎町) 大串	0.39	0.09	4	6	
その他	その他	浜谷川	(旧大崎町) 大串	0.32	0.06	2.5	6	
その他	その他	原田1号	(旧大崎町) 原田	0.67	0.09	5.5	0	県道0.05km大崎上島循環線、緊急輸送路
小原川	小原川	小原川椀谷川	(旧東野町) 小原	1.09	0.05	6	16	消防庫、集会所1戸、 体育館、上水施設
小原川	小原川	小原川支川	(旧東野町) 白水	0.13	0.03	7	10	体育館、上水施設
小原川	小原川	小原川支川2号	(旧東野町) 小原	0.515	0.04	6.5	14	公民館・集会所1戸 小原老人集会所
小原川	小原川	小原川	(旧東野町) 小原	0.57	0.08	4	14	公民館・集会所1戸 小原老人集会所
小原川	小原川	夏更川	(旧東野町) 小原	0.755	0.06	4	9	上水施設1戸水源池
その他	下名川	下名川	(旧東野町) 脇ノ浦	0.27	0.22	2	13	
その他	その他	脇の浦川	(旧東野町) 脇の浦	0.18	0.18	1.5	11	
その他	その他	太田川	(旧東野町) 下組	0.465	0.28	2.5	9	
その他	その他	下組2号	(旧東野町) 下組	0.85	0.14	4	9	
その他	その他	盛谷川	(旧東野町) 盛谷	0.835	0.34	3	18	
その他	その他	古江川	(旧東野町) 古江	0.4	0.22	3.5	21	
その他	垂水川	垂水川支川	(旧東野町) 前條	0.16	0.18	2.5	10	
その他	垂水川	垂水川	(旧東野町) 前條	0.215	0.18	2.5	9	
その他	森ヶ迫川	森ヶ迫川	(旧東野町) 森ヶ迫	0.275	0.08	5	10	県道0.08km大崎上島 循環線、緊急輸送路
その他	その他	森ヶ迫1号	(旧東野町) 森ヶ迫	0.22	0.06	9	13	県道0.08km大崎上島 循環線、緊急輸送路
その他	城ヶ迫川	城ヶ迫川	(旧東野町) 味原	0.28	0.12	7	10	県道0.09km大崎上島 循環線、緊急輸送路
その他	その他	味原1号	(旧東野町) 味原	0.205	0.03	10.5	8	県道0.06km大崎上島 循環線、緊急輸送路

水系名	河川名	溪流名	字	溪流長	流面 域積	流下 部平均 勾配	人家 戸数	公共施設等
その他	その他	清水川	(旧東野町) 大田	0.14	0.06	2.5	0	県道0.06km大田木ノ江線、緊急輸送路
その他	その他	大田1号	(旧東野町) 大田	0.285	0.33	1.5	0	県道0.09km大田木ノ江線、緊急輸送路
その他	その他	矢弓1号	(旧東野町) 矢弓	0.195	0.07	4	8	
その他	その他	矢弓2号	(旧東野町) 矢弓	0.185	0.08	5	15	県道0.08km大崎上島循環線、町道
その他	その他	白水1号	(旧東野町) 白水	0.305	0.07	7	13	
その他	その他	梶ヶ浜1号	(旧東野町) 梶ヶ浜	0.17	0.05	9	6	県道0.07km大崎上島循環線、緊急輸送路
その他	その他	平黒1号	(旧東野町) 平黒	0.12	0.04	7	3	県道0.05km大崎上島循環線、緊急輸送路
その他	その他	平黒2号	(旧東野町) 平黒	0.22	0.06	5	17	県道0.09km大崎上島循環線、緊急輸送路
その他	その他	味原2号	(旧東野町) 味原	0.12	0.09	7.5	3	県道0.05km大崎上島循環線、緊急輸送路
その他	その他	福浦1号	(旧東野町) 福浦	0.44	0.03	3.5	7	消防署1戸消防庫、公民館・集会所1戸
その他	その他	月ノ浦1号	(旧東野町) 月ノ浦	0.15	0.04	4.5	4	
その他	その他	古江1号	(旧東野町) 古江	0.175	0.1	3	10	
その他	その他	岩白川	(旧木江町) 岩白	0.24	0.27	3	26	県道0.12km大崎上島循環線、緊急輸送路
その他	その他	東川	(旧木江町) 古本	0.16	0.12	3	26	県道0.06km大田木ノ江線、緊急輸送路
その他	その他	古本川	(旧木江町) 古本	0.18	0.16	5	16	県道0.18km大田木ノ江線、緊急輸送路
その他	その他	古本1号	(旧木江町) 古本	0.17	0.05	9.5	20	県道0.06km大田木ノ江線、緊急輸送路
その他	その他	古本2号	(旧木江町) 古本	0.135	0.02	6.5	10	県道0.05km大田木ノ江線、緊急輸送路
その他	その他	桜川	(旧木江町) 木江	0.125	0.09	4.5	21	
その他	その他	地藏平川	(旧木江町) 木江	0.43	0.15	9	35	県道0.03km大崎上島循環線、緊急輸送路
その他	その他	木江1号	(旧木江町) 木江	0.265	0.04	7.5	55	県道0.09km大崎上島循環線、緊急輸送路
その他	その他	柿ノ浦川	(旧木江町) 野賀	0.31	0.15	4.5	13	県道0.11km大崎上島循環線、緊急輸送路
その他	その他	野賀川	(旧木江町) 野賀	0.305	0.18	4.5	12	県道0.12km大崎上島循環線、緊急輸送路
その他	その他	野賀1号	(旧木江町) 野賀	0.39	0.13	7.5	20	県道0.1km大崎上島循環線、緊急輸送路
その他	その他	中狩浜川	(旧木江町) 沖浦	0.27	0.12	4	7	中学校1戸木江中学校
その他	その他	西狩浜川	(旧木江町) 沖浦	0.49	0.13	6	15	
その他	その他	沖浦1号	(旧木江町) 沖浦	0.42	0.05	7	15	
その他	その他	沖浦2号	(旧木江町) 沖浦	0.51	0.08	5	15	
その他	その他	沖浦3号	(旧木江町) 沖浦	0.265	0.04	2.5	6	県道0.08km大崎上島循環線、緊急輸送路
その他	その他	柏谷川	(旧木江町) 上の谷	0.41	0.22	3	48	県道0.15km大崎上島循環線、緊急輸送路
その他	その他	西柏谷川	(旧木江町) 上の谷	0.285	0.05	4.5	13	県道0.08km大崎上島循環線、緊急輸送路
その他	その他	当座浜川	(旧木江町) 中浜	0.35	0.02	4.5	54	県道0.08km大崎上島循環線、指定避難場所
その他	その他	木越川	(旧木江町) 木越	0.38	0.09	4.5	30	県道0.07km大崎上島循環線、緊急輸送路
その他	その他	木越1号	(旧木江町) 木越	0.38	0.03	7	30	県道0.07km大崎上島循環線、緊急輸送路
その他	その他	三里浜川	(旧木江町) 三里浜	0.45	0.13	5.5	34	県道0.09km大崎上島循環線、緊急輸送路
その他	その他	原川	(旧木江町) 三里浜	0.435	0.08	7.5	6	県道0.14km大崎上島循環線、緊急輸送路
その他	その他	荒塩川	(旧木江町) 向浜	0.285	0.1	2.5	20	
その他	その他	東郷川	(旧木江町) 岡部	0.52	0.23	4.5	40	道路橋10m床版橋、公民館・集会所1戸

水系名	河川名	溪流名	字	溪流長	流面 域積	流下部 平均 勾配	人家 戸数	公共施設等
その他	その他	西郷川	(旧木江町) 中郷	0.455	20	3	34	公民館・集会所1戸 明石地域集会所
その他	その他	岩白1号	(旧木江町) 岩白	0.185	0.04	7	16	県道0.09km大崎上島 循環線、緊急輸送路
その他	その他	岩白2号	(旧木江町) 岩白	0.11	0.03	7	15	県道0.07km大崎上島 循環線、緊急輸送路
その他	その他	岩白3号	(旧木江町) 岩白	0.1	0.02	9	5	県道0.06km大崎上島 循環線、緊急輸送路
その他	その他	宇浜1号	(旧木江町) 宇浜	0.18	0.03	4	44	県道0.07km大崎上島 循環線、緊急輸送路
その他	その他	天満1号	(旧木江町) 天満	0.13	0.07	13	13	県道0.04km大崎上島 循環線、緊急輸送路
その他	その他	野賀2号	(旧木江町) 野賀	0.155	0.05	6	2	県道0.03km大崎上島 循環線、緊急輸送路
その他	その他	沖浦4号	(旧木江町) 沖浦	0.16	0.12	3.5	0	中学校1戸木江中 学校、その他1戸
その他	その他	三里浜1号	(旧木江町) 三里浜	0.435	0.23	4.5	21	県道0.15km大崎上島 循環線、緊急輸送路

○急傾斜地崩壊危険箇所一覽

(令和6年3月1日現在)

1 5戸～・自然斜面区分

箇所番号	危険箇所名	位置	斜面延長(m)	傾斜度	高さ	人家戸数
2521	長江	中野長江	100	60	12	6
2522	杉ノ谷	中野杉ノ谷	30	45	10	7
2524	幸口	原田幸口	220	50	20	15
2525	笹ヶ浜	原田笹ヶ浜	600	60	15	24
2528	奥谷	中野奥谷	160	40	15	20
2529	郷谷	大串郷谷	320	60	10	9
2530	井浜	大串峠陸平	160	40	20	7
2531	山王山	中野郷	500	40	15	6
2532	平岡南	中野平岡	150	70	20	6
2534	松ヶ鼻2号	中野松ヶ鼻	300	65	20	18
2535	横浜栈橋南	中野横浜	200	50	20	16
2536	加渕	中野加渕	160	65	25	18
2537	外浜	大串丸山	250	45	12	12
2539	石摺	中野石摺	220	70	20	11
2540	加渕谷	中野加渕谷	110	50	15	6
2541	田中	原田田中	200	35	18	7
2542	尾末	原田尾末	200	45	12	5
2543	瀬井川東	原田瀬井川東	70	50	15	7
2544	阿弥陀平	中野阿弥陀平	210	50	25	7
2545	入道丸	中野入道丸	170	45	15	10
5477	本山東A	中野本山東	85	65	10	5
5478	原谷	大串原谷	200	50	30	5
5479	郷谷	大串郷谷	350	60	15	13
6401	郷谷山	大串郷谷山	70	40	30	6
6402	峠陸平	大串峠陸平	110	60	20	5
6404	石ヶ坪	中野石ヶ坪	120	45	20	6
6405	大地原	原田大地原	110	45	35	9
6406	池田	中野加賀津	25	45	10	1
6407	大西 4551	中野大西 4551	180	35	8	9
6408	大西 4169	中野大西 4169-3	130	45	15	6
6409	横浜2号	中野横浜	228	60	20	10
2546	平黒	東野平黒	230	60	40	13

箇所番号	危険箇所名	位置	斜面 延長 (m)	傾斜度	高さ	人家 戸数
2547	立岩	東野上立岩	300	45	30	14
2548	鮎崎中央	東野鮎崎	280	40	30	45
2549	鮎崎西	東野鮎崎	260	40	40	32
2551	串ヶ鼻	東野串ヶ鼻	100	40	30	13
2552	前條	東野前條	300	40	50	21
2553	垂水西	東野咽口	230	45	15	10
2554	胡鼻	東野胡鼻	150	40	30	9
2555	城山	東野城山	160	45	20	10
2556	東矢弓	東野東矢弓	150	45	16	5
2557	加組	東野加組	200	40	20	13
2558	矢弓南	東野矢弓南	40	45	14	6
2559	西矢弓	東野西矢弓	40	45	12	7
2560	象頭東	東野象頭	200	30	20	5
2561	南白崎	東野南白崎	80	30	10	6
2562	鮎崎棧橋前	東野鮎崎	240	45	30	31
2563	小琴	東野小琴島	180	40	30	16
2564	古社谷	東野古社谷	50	50	30	8
2565	東野小学校裏	東野西浜	150	70	15	15
2566	中学校	東野西鳶迫	100	80	40	1
2567	白水役場西	東野沖條	250	45	15	6
2568	白水沖條	東野沖條	100	40	10	21
2569	白水フェリー前	東野沖條	260	40	15	17
2570	片山	東野片山	250	45	15	15
2571	象頭	東野象頭	100	45	25	7
2572	大田	東野大田新開	250	40	28	15
2573	岩山	東野岩山	200	50	40	12
2575	垂水	東野垂水	150	40	50	6
5481	花條B	東野花條	230	50	15	15
6410	穴ヶ谷	東野穴ヶ谷	400	40	30	8
6411	小梶ヶ浜	東野小梶ヶ浜	50	35	30	5
6412	森ヶ迫	東野森迫	150	40	25	6
6413	味原	東野味原	160	40	50	5
6414	上組	東野上組	35	35	15	1
6415	下組	東野下組	30	40	10	4
6416	下組	東野下組	90	40	20	5
6417	脇ノ浦	東野脇ノ浦	160	35	20	7

箇所番号	危険箇所名	位置	斜面延長(m)	傾斜度	高さ	人家戸数
6418	大畑	東野大畑	20	60	20	0
6419	穴ヶ谷	東野穴ヶ谷	140	55	20	5
6420	垂水 316A	東野垂水 316-2	140	35	30	19
6421	脇ノ浦 4152	東野脇ノ浦 41521 1	40	50	30	1
2576	岩白	木江岩白	170	45	20	33
2577	大楡	木江大楡	120	60	35	25
2578	小楡	木江大楡	23	50	14	6
2579	宇浜 3号	木江宇浜	75	52	23	8
2580	宇浜	木江宇浜	200	60	28	68
2581	宇浜 2号	木江宇浜	370	60	35	56
2582	東側	木江東側	360	65	30	41
2583	西側	木江西側	300	50	20	14
2584	天満	木江天満鼻	1,200	65	29	99
2585	柿の裏 3号	木江柿の浦	350	55	25	21
2587	柿の裏 1号	木江柿の浦	170	40	8	10
2589	中浜	木江当座浜	50	57	25	8
2590	中の谷	木江木越	200	51	17	17
2591	東浜	明石浜山	55	54	20	14
2592	御串山	明石御串山	250	45	25	19
2593	東郷 2号	明石東郷	180	40	20	6
2594	中郷A	明石中郷	180	40	20	14
2595	西浜	明石西浜	420	46	27	36
2596	岩白谷	沖浦岩白谷	240	30	12	0
2598	宮野浦	沖浦宮野浦	90	40	20	5
2599	当座浜	沖浦当座浜	150	40	10	30
5483	御串山	明石御串山	75	50	15	9
5484	御堂流	沖浦御堂流	320	50	15	25
5487	向林	明石向林	80	35	15	5
6422	水野元	木江水野元	230	40	10	6
6423	地藏平	木江地藏平	280	30	50	27
6424	古本	木江古本	190	45	20	13
6425	正畠	木江正畠	50	35	10	1
6426	円妙寺裏	沖浦木越	50	45	8	1

2 5戸～・人工斜面区分

箇所番号	危険箇所名	位置	斜面延長 (m)	傾斜度	高さ	人家 戸数
684	春慶山	中野春慶山	540	50	20	31
685	尼池	中野尼池	640	50	15	25
686	道月	中野道月	370	55	15	11
689	広田	中野広田	250	44	15	7
690	福岡	中野福岡	160	45	13	6
692	杉原	中野本山東	70	70	17	6
693	奥谷	中野奥谷	230	60	18	6
694	光弾寺	中野寺山	100	70	10	0
695	西野小学校	原田後垣内	140	50	30	0
1110	高田	中野鷺野	50	45	10	1
1111	恋地1	大串恋地1-4	160	40	25	0
940	宮野浦	沖浦宮野浦	100	60	30	0

3 1～4戸・自然斜面区分

箇所番号	危険箇所名	位置	斜面延長 (m)	傾斜度	高さ	人家 戸数
1746	板摺	中野板摺	45	40	25	2
1747	七々見南	大串七々見南	160	35	20	2
1748	大川	大串大川	130	40	10	4
1753	川本	大串瀬井	60	60	10	2
1754	越ノ峠	原田越ノ峠	70	50	10	2
1755	松田	原田松田	30	40	13	2
1756	河内	原田大田	65	45	18	2
1757	長江谷	中野長江谷	25	35	7	2
1758	本山西	中野本山西	60	40	20	3
1759	松浦	中野大清谷	30	45	15	2
1763	井上	中野石ヶ坪	40	45	20	1
1764	日向	中野日向	120	40	15	4
1765	不動根	中野不動根	30	45	10	1
1767	西唐樋	中野西唐樋	100	45	20	4
1768	久保	中野久保	40	45	10	1
1769	菅原	中野菅原	130	45	20	4
1770	郷平	中野郷平	50	45	7	3
1771	笹村	中野其の腰	130	50	20	4

箇所番号	危険箇所名	位置	斜面 延長 (m)	傾斜度	高さ	人家 戸数
1774	大地原	原田大地原	40	35	15	3
1776	後垣内	原田後垣内	70	70	15	1
5479	塔之越	中野塔之越	50	65	10	2
5480	浜谷	大串浜谷	150	50	20	4
5481	池尻	原田池尻	60	40	7	3
5482	大番	原田大番	105	40	10	4
5483	本山東B	中野本山東	456	5	8	2
9776	江良	原田江良	20	40	5	1
9777	竹の奥1号	原田竹の奥	120	40	15	3
9778	大西道場	原田中之江	200	65	7	3
9779	松ヶ鼻1号	中野松ヶ鼻	100	35	15	4
9780	瀬井2号	大串瀬井一ツ浜	80	60	10	4
9781	吉田	中野布浦	30	45	10	1
9782	望月	中野月之浦	30	35	10	1
9783	大成	大串七々見南	110	40	10	2
9784	坂岡	大串峠陸	80	40	15	1
9785	古川	大串横山	15	40	25	1
9786	高田	中野横浜	30	35	10	1
9787	川本	原田瀬井川東	20	50	15	1
9788	上地	大串七々見	30	60	10	1
9789	富田	大串七々見南	25	40	12	1
9790	七々見	大串七々見	40	35	8	1
9791	宇郷	大串外浜	30	60	10	1
9792	松田	大串大川	60	35	10	1
9793	山根	原田郷	30	35	13	1
9794	来留間寺	原田来留間寺	20	45	6	3
9795	岩本	原田江良	40	45	8	2
9796	竹本	原田瀬井川東	20	55	15	1
9797	鼻面	中野鼻面	40	60	10	1
9798	国光	中野打網	40	50	15	1
9799	松浦	中野日向	30	40	10	1
9800	長通	中野長通	40	40	15	1
9801	望月	中野田尾	50	30	10	1
9802	有田	中野奥谷	20	30	8	1
9803	望月	中野西唐樋	35	60	6	1
9804	船隠	中野船隠	35	55	12	1

箇所番号	危険箇所名	位置	斜面 延長 (m)	傾斜度	高さ	人家 戸数
9805	田中	中野下手	30	70	10	1
9806	藤原	中野久保	100	30	10	2
9807	望月	中野郷平	15	30	6	1
9808	岡田	中野山崎	35	35	15	1
9809	光末	中野光末	40	50	15	1
9810	其の腰	中野其の腰	50	55	20	2
9811	源田	中野源田	35	45	25	1
9812	山本	原田尾首	35	35	8	1
9813	元田	原田中ノ谷	60	35	13	1
9814	清光寺	原田大地	85	40	10	1
9815	井浜 1812	大串井浜 1812-3	80	60	14	2
9816	城山 814	中野城山 814-3	40	45	10	2
9817	原田農協	原田尾末	60	70	15	1
1779	盛谷	東野西浜	40	40	15	4
1780	福浦	東野福浦	30	45	15	2
1781	生野島	東野生野島	20	40	20	1
1782	大琴島	東野大琴島	50	45	50	2
1783	小梶ヶ浜	東野小梶ヶ浜	50	40	30	4
1785	平黒	東野平黒	80	30	50	2
1788	味原	東野味原	40	45	10	2
1789	味原	東野味原	30	40	20	2
1790	垂水	東野垂水	40	45	15	2
1791	白水	東野白水	30	45	20	2
1796	下組	東野下組	15	45	10	2
1797	下組	東野下組	30	40	15	3
1798	下組	東野下組	40	40	30	3
1799	下組	東野下組	25	40	15	2
1800	脇ノ浦	東野脇ノ浦	40	30	20	3
1802	森ヶ迫	東野森ヶ迫	80	40	50	3
1803	味原	東野味原	28	45	12	3
5484	宮之下	東野宮之下	90	50	15	4
5485	谷條	東野谷條	100	40	20	4
5486	堂鼻	東野堂鼻	50	55	10	2
5487	脇之浦	東野脇之浦	84	60	16	2
5491	小梶ヶ浜	東野小梶ヶ浜	45	55	20	3
9821	大琴島	東野大琴島	250	50	20	1
9822	生野島	東野生野島	10	30	5	1

箇所番号	危険箇所名	位置	斜面 延長 (m)	傾斜度	高さ	人家 戸数
9823	生野島	東野生野島	15	35	10	1
9824	生野島	東野生野島	10	35	10	2
9825	小梶ヶ浜	東野小梶ヶ浜	40	35	30	1
9826	森ヶ迫	東野森ヶ迫	60	60	50	1
9827	森ヶ迫	東野森ヶ迫	45	30	50	4
9828	味原	東野味原	120	40	50	1
9829	古江	東野古江	20	40	20	2
9830	上組	東野上組	40	45	12	1
9831	下組	東野下組	25	40	10	1
9832	下組	東野下組	20	45	8	2
9833	大田	東野大田	20	40	15	1
9835	外表 21	東野外表 21-3	60	30	30	2
9836	垂水 168	東野垂水 168-1	30	40	30	1
9837	垂水 316 B	東野垂水 316-6	50	35	15	4
9838	垂水 330	東野垂水 330-2	20	35	15	1
9839	垂水 323	東野垂水 323	20	40	30	1
9840	垂水 1337	東野垂水 1337-7	20	45	20	1
9841	垂水 298	東野垂水 298-2	20	35	20	1
9842	垂水 290	東野垂水 290	40	35	30	1
9843	垂水 622	東野垂水 622-13	90	45	10	3
9844	古江 1023	東野古江 1023	30	40	30	2
9845	古江 1028	東野古江 1028	40	40	10	2
9846	古江 1085	東野古江 1085	80	40	20	1
9847	古江 1126	東野古江 1126	30	45	10	1
9848	盛谷 1497	東野盛谷 1497	40	40	15	1
9849	盛谷 1389	東野盛谷 1389	100	50	20	4
9850	垂水甲 475	東野垂水甲 475	20	40	20	2
9851	脇ノ浦 4174	東野脇ノ浦 4174	20	40	20	2
9853	大田 3148	東野大田 3148	120	60	22	2
9854	大田 3100	東野大田 3100-2	50	50	10	2
9855	小原 1909 A	東野小原 1909	35	60	15	4
9856	小原 1909 B	東野小原 1909	25	50	10	2
9857	小原 1963	東野小原 1963	25	40	15	2
9858	小原 1990	東野小原 1990	30	40	10	1
9859	小原 2059	東野小原 2059	40	40	20	2
9860	小原 2233	東野小原 2233	30	40	10	2
9861	生野島 6579	東野生野島 6579	20	40	15	1

箇所番号	危険箇所名	位置	斜面延長(m)	傾斜度	高さ	人家戸数
9862	生野島 6384	東野生野島 6384	30	45	20	3
9863	生野島 5547	東野生野島 5547	20	40	7	1
9864	盛谷 1658	東野盛谷 1658	30	60	10	1
9865	盛谷 1665	東野盛谷 1665-2	30	40	8	1
9866	盛谷 1794	東野盛谷 1794	20	40	20	1
9867	外表 5380	東野外表 5380	30	40	20	1
9868	外表 5434	東野外表 5434-3	30	40	20	1
1805	上の谷	沖浦東柏谷	250	57	18	3
1808	東郷 1号	明石東郷	150	45	15	3
1809	野賀	木江野賀	50	40	8	2
1812	西側	木江西側	30	50	8	2
1815	宇浜	木江宇浜	65	35	15	3
1817	岩白	木江岩白	20	40	15	3
1818	西狩浜	沖浦西狩浜	60	45	10	4
1819	西柏谷	沖浦西柏谷	80	45	10	2
1821	中浜丈太陽	沖浦丈太陽	100	40	15	2
1823	御堂流	沖浦御堂流	100	35	15	3
1824	三里浜	沖浦三里浜	40	35	15	2
1827	水野元	沖浦水野元	160	40	10	3
1828	行岡	明石行岡	80	35	15	4
1829	神地	明石神地	50	40	10	2
1830	神地	明石神池	50	35	10	2
5492	行岡	明石行岡	65	40	15	3
9869	野賀	木江野賀	60	65	14	2
9870	野賀	木江野賀	110	40	15	3
9871	伊佐岐	木江伊佐岐	50	65	10	1
9872	尾派汰	木江尾派汰	40	50	15	2
9873	大楡	木江大楡	60	40	18	2
9874	岡田	木江岡田	30	30	7	1
9875	岡田	木江岡田	45	40	15	1
9876	三里浜	沖浦三里浜	40	35	12	1
9877	中郷B	明石中郷	15	45	15	2
9878	天満 67	木江天満 67-1	140	40	65	2
9879	中浜	沖浦中浜	40	60	8	1

4 1～4戸・人工斜面区分

箇所番号	危険箇所名	位置	斜面延長(m)	傾斜度	高さ	人家戸数
297	井浜平	大串井浜平	80	35	25	3
298	原田	原田郷	55	40	9	2
299	大門	原田大門	130	35	13	3
300	七々見南	大串七々見南	120	35	15	3
302	射場	原田射場	30	35	7	2
303	池尻	原田池尻	60	40	8	3
304	大田	原田大田	30	35	22	2
307	道田	中野焼山	40	50	10	1
308	先瀬井	原田先瀬井	40	70	10	2
309	瀬井東	原田瀬井東	30	40	15	1
310	井浜	大串井浜	100	75	10	3
311	大森	大串峠陸平	30	65	10	1
312	黒崎	中野黒崎	15	70	5	2
313	本山東	中野本山東	30	60	10	4
314	脇之浦	中野脇之浦	60	40	10	2
315	下名	中野下名	130	50	10	4
317	丸幸	中野神田	25	30	12	2
319	耳道	中野耳道	30	55	5	1
321	入道丸	中野入道丸	140	50	10	3
322	当田	原田当田	40	80	15	2
323	角本	原田郷	50	50	13	1
557	瀬井川東	原田瀬井川東	50	60	15	2
558	奥谷	中野奥谷	80	65	5	3
1271	鼻面	中野春慶山	100	75	20	4
1272	竹の奥1号	中野福岡鼻	60	40	13	3
1273	川本	中野松ヶ浜	55	60	12	1
1274	吉田	中野福浦	20	80	5	1
1275	閑田	中野小福浦	25	45	15	1
1276	浅岡	中野深江	35	75	12	1
1277	藤解	大串浜谷	30	50	11	1
1278	玉田	大串井浜平	50	50	8	1
1279	平本	中野福岡鼻	50	60	7	1
1280	中本	原田来留間寺	30	70	8	1
1281	伊場田	大串井浜平	20	40	12	1
1282	福本	大串井浜平	40	60	7	3

箇所番号	危険箇所名	位置	斜面 延長 (m)	傾斜度	高さ	人家 戸数
1283	後垣内	原田後垣内	30	70	7	4
1284	河田	原田大門	35	65	10	1
1285	山根	原田郷	25	50	6	2
1286	山本	原田大番	25	30	8	2
1287	末田	原田池尻	25	65	7	1
1288	越田	原田池尻	4	85	6	1
1289	平田	原田松田	15	90	5	2
1290	越田	原田松田	20	45	5	2
1291	越田	原田尾末	25	50	5	1
1292	田原	中野平野山	100	50	12	4
1293	国杉	中野平野山	30	70	10	1
1294	岡村	中野横浜	55	60	7	1
1295	岡田	中野奥長江	25	50	10	2
1296	田中	原田瀬井川東	40	70	10	1
1297	瀬井	原田瀬井川東	30	50	10	1
1298	川本	原田瀬井川東	25	50	10	1
1299	瀬井	原田瀬井東	25	30	15	1
1300	瀬井東	原田瀬井東	50	60	15	2
1301	尾末	原田瀬井東	50	60	10	2
1302	土本	大串瀬井西	30	60	10	1
1303	橋本	大串別所領	80	45	10	3
1304	山本	原田池尻	15	60	6	1
1305	川本	大串瀬井	30	60	20	1
1306	杉之谷	中野杉之谷	20	65	10	1
1307	岡田	中野寺山	25	45	10	1
1308	松本	中野大門	35	45	20	1
1309	下手	中野下手	15	45	5	1
1310	桧浜	中野大清谷	30	60	10	1
1311	大成	中野土居	25	30	10	1
1312	富田	中野道月	20	30	8	1
1313	藤原	中野才ノ神	40	75	20	1
1314	森下	中野森下	40	30	6	1
1315	高田	中野鷺野	20	45	10	1
1316	望月	中野鷺野	40	60	15	1
1317	古神	中野古神	40	50	10	1
1318	井手本	原田前小野	30	40	12	1
1319	竹内	原田後垣内	30	35	20	1

箇所番号	危険箇所名	位置	斜面 延長 (m)	傾斜度	高さ	人家 戸数
1320	池田	原田中ノ谷	20	60	7	1
1321	大成	原田清水	20	35	15	1
1324	向山 5730	中野向山 5730-3	40	50	15	1
1325	船隠 5744	中野船隠 5744-8	30	40	5	1
1326	本郷 3350	中野本郷 3350	20	70	6	1
1327	本郷 3150	中野本郷 3150	30	50	6	1
1332	野賀 2045	木江野賀 2045	40	40	15	4

○急傾斜地崩壊危険区域指定箇所一覽

(令和6年3月1日現在)

番号	地区名	告示年月日・ 番号	所在地	指定面積 (a)	人家戸数
7	西側地区	S.44.12.26 県告第981号	木江西側 4925-1	59.86	15
8	天満地区	S.44.12.26 県告第981号	木江都志阿納丁 143-1	502.99	217
84	御串山地区	S.45.09.29 県告第818号	明石御串山 37-2	293.19	47
168	加漕地区	S.46.03.30 県告第338号	中野加漕 4548-2	91.07	24
169	横浜2号地区	S.46.03.30 県告第338号	中野横浜 4922-1		指定廃止
170	鮎崎地区	S.46.03.30 県告第338号	東野鮎崎 5502	314.58	95
171	白水役場西地区	S.46.03.30 県告第338号	東野白水 2436-2	26.50	15
172	白水フェリ 一前地区	S.46.03.30 県告第338号	東野白水 2530	47.34	28
173	宇浜地区	S.46.03.30 県告第338号	木江宇浜 5143-1	30.54	15
215	大西道場地区	S.47.01.28 県告第81号	中野中之江 4478	46.84	6
216	横浜さん橋 南地区	S.47.01.28 県告第81号	中野横浜 4991-6	38.36	8
217	春慶山地区	S.47.01.28 県告第81号	中野春慶山 477-3	36.01	5
245	横浜2号地区 (追加)	S.47.03.31 県告第282号	中野横浜 4904-2		指定廃止
246	尼池地区	S.47.03.31 県告第282号	中野洲之戸 1223-2	80.42	22
247	平岡南地区	S.47.03.31 県告第282号	中野平岡 5689-1	39.00	5
248	古社谷地区	S.47.03.31 県告第282号	東野古江古社谷 696-3	31.25	8
249	胡鼻地区	S.47.03.31 県告第282号	東野古江胡鼻 741	81.00	17
250	東矢弓地区	S.47.03.31 県告第282号	東野矢弓東矢弓 2807	26.43	13
251	野賀地区	S.47.03.31 県告第282号	沖浦野賀 94	11.68	7
287	大田地区	S.48.02.16 県告第109号	東野大田象頭 3104	72.10	12

番号	地区名	告示年月日・ 番号	所在地	指定面積 (a)	人家戸数
300	白水沖條地区	S.48.03.30 県告第248号	東野白水沖條 2436-2	58.87	10
328	中浜地区	S.48.07.31 県告第575号	沖浦浜 1167-1	32.08	19
329	中の谷地区	S.48.07.31 県告第575号	沖浦木越 996-1	26.90	18
330	西浜地区	S.48.07.31 県告第575号	明石後迫 1846-4	236.65	78
360	春慶山地区 (追加)	S.49.03.29 県告第244号	中野春慶山 477-1	70.87	12
361	竹の奥1号地区	S.49.03.29 県告第244号	中野中之江 4402	64.78	12
362	松ヶ鼻2号地区	S.49.03.29 県告第244号	中野大清谷乙 5439	99.16	31
396	宇浜2号地区	S.50.03.25 県告第294号	木江宇浜 5091-1	121.02	50
397	柿ノ浦3号地区	S.50.03.25 県告第294号	木江柿ノ浦 138-2	59.98	62
398	大楡地区	S.50.03.25 県告第294号	木江大楡乙 5176	60.21	24
399	岩白地区	S.50.03.25 県告第294号	木江岩白 276	98.80	51
418	横浜2号地区 (追加)	S.51.04.13 県告第334号	中野横浜 4922-1	15.70	7
419	白水役場西地区 (追加)	S.51.04.13 県告第334号	東野沖条 2421	15.77	5
420	片山地区	S.51.04.13 県告第334号	東野白水片山 2633-4	82.85	35
421	東浜地区	S.51.04.13 県告第334号	明石浜山 2723	69.59	18
452	宇浜地区 (追加)	S.52.07.29 県告第561号	木江宇浜 328	141.01	61
453	宇浜3号地区	S.52.07.29 県告第561号	木江小楡 5165	49.40	13
491	象頭地区	S.53.03.20 県告第231号	東野矢弓象頭 801-1	52.50	8
492	小琴地区	S.53.03.20 県告第231号	東野垂水小琴島 1338-1	49.20	15
493	垂水西地区	S.53.03.20 県告第231号	東野垂水咽口 622-7	24.10	5
494	加組地区	S.53.03.20 県告第231号	東野矢弓加組 2654	75.50	13

番号	地区名	告示年月日・ 番号	所在地	指定面積 (a)	人家戸数
495	東野小学校 裏地区	S. 53. 03. 20 県告第 231 号	東野盛谷厚根 1781-2	33. 40	15
532	中学校地区	S. 54. 03. 20 県告第 235 号	東野白水西鷺迫 1859-1	100. 32	5
533	天満地区 (追加)	S. 54. 03. 20 県告第 235 号	木江柿ノ浦 142-3	85. 67	22
534	高野場地区	S. 54. 03. 20 県告第 235 号	沖浦高野場 727-1	50. 09	11
535	東側地区	S. 54. 03. 20 県告第 235 号	木江岡田 349-1	226. 43	48
597	加瀬地区 (追加)	S. 55. 02. 13 県告第 125 号	中野加瀬岩成 4598	39. 28	20
598	春慶山地区 (追加)	S. 55. 02. 13 県告第 125 号	中野洲之戸 1182-1	133. 71	20
599	前條地区	S. 55. 02. 13 県告第 125 号	東野垂水大畑 565	132. 47	18
665	立岩地区	S. 56. 03. 27 県告第 311 号	東野鮎崎上立岩 5481-4	139. 75	18
727	中の谷地区 (追加)	S. 57. 01. 08 県告第 11 号	沖浦木越乙 984	13. 50	9
728	上の谷地区	S. 57. 01. 08 県告第 11 号	沖浦狩浜乙 154-1	114. 10	13
838	大楡地区 (追加)	S. 58. 07. 18 県告第 729 号	木江大楡甲 281-6	70. 78	8
884	西側地区 (追加)	S. 59. 01. 17 県告第 57 号	木江西側 4902	7. 39	5
917	鮎崎地区 (追加)	S. 59. 03. 29 県告第 315 号	東野鮎崎 5502	113. 35	23
918	串ヶ鼻地区	S. 59. 03. 29 県告第 315 号	東野串ヶ鼻 165	131. 44	15
939	春慶山地区 (追加)	S. 59. 07. 30 県告第 743 号	中野春慶山 495-2	6. 35	2
997	横浜さん橋 南地区 (追加)	S. 60. 03. 18 県告第 280 号	中野横浜 4991-24	47. 07	9
1060	横浜 2 号地 区 (追加)	S. 61. 03. 31 県告第 320 号			指定廃止
1061	横浜 2 号地 区	S. 61. 03. 31 県告第 321 号	中野横浜 4922-1	21. 30	9
1106	岩山地区	S. 61. 09. 22 県告第 831 号	東野打越 395	51. 04	11
1118	天満地区 (追加)	S. 61. 12. 25 県告第 1130 号	木江宮の崎 272-4	14. 20	11

番号	地区名	告示年月日・ 番号	所在地	指定面積 (a)	人家戸数
1232	竹の奥1号 地区(追加)	S.63.02.25 県告第189号	中野福岡鼻 4361	9.63	6
1233	奥谷地区	S.63.02.25 県告第189号	中野福岡鼻 4319	47.87	10
1234	外浜地区	S.63.02.25 県告第189号	大串外浜 735-1	104.70	13
1235	笹ヶ浜地区	S.63.02.25 県告第189号	中野笹ヶ浜 4078-1	32.41	10
1299	道月地区	H.1.02.20 県告第212号	中野土井 3435	42.80	5
1380	平野山地区	H.1.11.16 県告第1188号	中野平野山 4135-1	47.05	10
1413	西側地区 (追加)	H.2.03.12 県告第304号	木江西側 4926-1	32.90	13
1414	大楡地区 (追加)	H.2.03.12 県告第304号	木江大楡 5172-2	27.08	11
1415	中郷地区	H.2.03.12 県告第304号	明石西郷 2199	92.63	12
1416	柿の浦1号 地区	H.2.03.12 県告第304号	木江伊佐岐 77-2	66.87	15
1559	赤羽根地区	H.4.02.10 県告第159号	東野戸元 366-4	55.51	6
1560	当座浜地区	H.4.02.10 県告第159号	沖浦閑地 961	80.46	27
1623	奥谷2号地 区	H.4.11.16 県告第1163号	中野福岡鼻 4279-1	29.50	5
1914	行岡地区	H.10.01.16 県告第45号	明石行岡 1702-1 地先里道敷	42.2	6
1915	西狩浜地区	H.10.01.16 県告第45号	沖浦狩浜 153-1	17.61	8
1966	西浜地区 (追加)	H.11.03.18 県告第289号	明石後谷 1839-2	67.78	6
1983	春慶山地区 (追加)	H.11.04.19 県告第484号	中野古新開下 1620-1 地先町道敷	8.01	1
2024	白水フェリ ー前地区 (追加)	H.12.03.13 県告第237号	東野白水沖條 2530	89.00	10
2047	幸口地区	H.12.08.28 県告第809号	中野幸口 993-1	47.60	16
			東野下名 4536	2.20	2
2048	宮野浦A地 区	H.12.08.28 県告第809号	沖浦東狩濱甲 1670-1	24.82	5
2049	宮野浦B地 区	H.12.08.28 県告第809号	沖浦東狩濱 1688-4	110.53	3

番号	地区名	告示年月日・ 番号	所在地	指定面積 (a)	人家戸数
2133	城山地区	H. 14. 02. 14 県告第 143 号	東野郷 2084-1 地先道路敷	134. 00	11
2134	夏更地区	H. 14. 02. 14 県告第 143 号	東野夏更 1902-1	81. 00	9
2314	平黒地区	H. 16. 10. 14 県告第 1252 号	東野浜ヶ迫 5386-2	112. 84	13
2375	本山東地区	H. 17. 09. 29 県告第 1086 号	中野本山東 5138-3	41. 25	8
2376	幸口地区 (追加)	H. 17. 09. 29 県告第 1086 号	中野幸口 993-1	5. 00	18
2452	畑盛地区	H. 18. 07. 20 県告第 722 号	沖浦畑盛 520	59. 60	6
	大楡地区 (追加)	H. 19. 03. 22 県告第 305 号	木江大楡 5178-2	49. 54	0
2539	石摺地区	H. 19. 08. 09 県告第 855 号	中野石摺 1567 地先道路敷	69. 80	9
2541	田中地区	H. 19. 10. 18 県告第 1038 号	原田大田 59-2	89. 74	10
	尼池地区 (追加)	H. 25. 06. 03 県告第 502 号	中野洲之戸 1223-2	134. 30	10
	小琴地区 (追加)	H. 25. 11. 07 県告第 830 号	東野小琴島 3-6	14. 00	3
	竹の奥 1 号 地区 (追加)	H. 26. 08. 14 県告第 547 号	中野中之江 4382-2	6. 28	0
	長江地区	H. 27. 11. 05 県告第 645 号	中野長江谷 4800-3 地先道路敷	9. 59	5

○山地災害危険地一覽

(令和8年3月1日現在)

1 山腹崩壊危険地区（民有林）

危険地No.	所在地	面積 (ha)
431-1	中野小福浦	0.58
431-2	中野月之浦	0.20
431-3	中野板摺	0.39
431-4	中野福浦	0.20
431-5	中野深江	0.08
431-6	中野布浦	0.19
431-7	中野本山西	0.48
431-8	中野黒崎	0.20
431-9	中野本山東	0.20
431-10	中野広田	0.17
431-11	中野横浜	0.24
431-12	中野奥谷	0.62
431-13	中野横浜	0.17
431-14	中野杉ノ谷	0.18
431-15	中野大清谷	1.14
431-16	中野西唐樋	0.50
431-17	中野春慶山	1.00
431-18	中野石摺	1.68
431-19	中野船隠	0.18
431-20	中野長松	0.37
431-21	中野西唐樋	0.26
431-22	中野脇之浦	1.00
431-23	中野加湧	1.36
431-24	中野春慶山	1.18
431-25	中野柏原	1.94
431-26	原田先瀬井	0.46
431-27	原田西井浜山	1.09
431-28	中野北城山	0.59
431-29	原田瀬井川東	0.91
431-30	中野焼山	0.89
431-31	原田瀬井川東	0.10
431-32	中野州之戸	2.00
431-33	大串瀬井	0.14
431-34	大串七々見南	0.70

危険地No.	所在地	面積 (ha)
431-35	中野北城山	0.60
431-36	中野打網	0.12
431-37	中野道月	0.50
431-38	大串七々見	0.20
431-39	大串瀬井一ツ浜	0.10
431-40	原田瀬井東	0.50
431-41	中野池之奥	1.00
431-42	大串七々見南	0.50
431-43	原田越ノ峠	0.20
431-44	大串井浜山	0.30
431-45	中野源田	0.10
431-46	大串瀬井西	0.20
431-47	原田大田	0.52
431-48	原田来瑠間寺	0.29
431-49	大串七々見	0.33
431-50	中野本郷 3 3 5 0	0.27
431-51	原田松田	0.29
431-52	原田田中	0.50
431-53	大串峠陸	0.31
431-54	中野道月	0.19
431-55	原田松田	0.08
431-56	中野山崎	0.42
431-57	中野長通	0.29
431-58	原田来留間寺	0.53
431-59	中野栗島下	0.10
431-60	中野寺山	0.40
431-61	中野山崎	0.10
431-62	原田来留間寺	0.70
431-63	原田江良	0.90
431-64	原田池尻	0.11
431-65	大串井浜	0.27
431-66	中野田尾	0.15
431-67	原田池尻	0.74
431-68	大串横山	0.19
431-69	中野久保	0.30
431-70	原田尾末	0.27
431-71	原田池尻	0.28
431-72	中野菅原	0.80

危険地No.	所在地	面積 (ha)
431-73	原田江良	0.38
431-74	原田江良	0.19
431-75	中野郷平	0.10
431-76	大串丸山	0.56
431-77	中野神田	0.83
431-78	大串井浜 1 8 1 2 - 3	0.38
431-79	中野久保	0.22
431-80	大串外浜	0.12
431-81	原田越木ヶ峠	1.00
431-82	大串郷谷	0.32
431-83	原田江良	1.90
431-84	大串浜谷山	0.96
431-85	大串郷谷山	0.20
431-86	中野郷	0.40
431-87	大串原谷	0.40
431-88	大串郷谷	0.40
431-89	原田後垣内	0.36
431-90	原田落山北	0.20
431-91	原田大地原	0.23
431-92	原田清水	0.42
431-93	原田尾首	0.43
431-94	原田中ノ谷	0.10
431-95	原田大地	0.20
431-96	原田中ノ谷	0.10
431-97	原田落山北	1.72
431-98	原田大地原	0.99
431-99	原田前小野	0.10
431-100	生野島 6 5 7 9	0.36
431-101	生野島 5 5 4 7	0.56
431-102	福浦	1.10
431-103	生野島	0.39
431-104	生野島	0.12
431-105	生野島	0.11
431-106	大琴島	0.50
431-107	小琴島	0.75
431-108	垂水 3 1 6 - 2	1.11
431-109	咽口	0.60
431-110	メバルサキ	0.57

危険地No.	所在地	面積 (ha)
431-111	垂水 3 1 6 - 6	0.40
431-112	垂水 3 2 3	0.50
431-113	古社谷	0.51
431-114	大畑	0.90
431-115	前條	0.40
431-116	垂水	0.63
431-117	胡鼻	0.57
431-118	岩山	0.20
431-119	宮之下	0.53
431-120	古社	0.19
431-121	古江 1 0 2 8	1.78
431-122	古江 1 0 2 3	0.41
431-123	小梶ヶ浜	0.30
431-124	谷條	0.39
431-125	西浜	0.20
431-126	盛谷 1 7 9 4	0.19
431-127	穴ヶ谷	3.00
431-128	沖條	0.20
431-129	滔々	0.80
431-130	平黒	0.55
431-131	片山	0.36
431-132	森ヶ迫	0.30
431-133	小原 1 9 0 9	0.36
431-134	東矢弓	0.08
431-135	小原 1 9 0 9	0.33
431-136	殿部	0.40
431-137	城山	2.61
431-138	味原	0.48
431-139	外表 5 3 8 0	0.17
431-140	上組	0.40
431-141	象頭	0.60
431-142	小原 2 2 3 3	0.20
431-143	味原	0.06
431-144	象頭	0.10
431-145	上組	0.48
431-146	下組	0.41
431-147	下組	0.06
431-148	下組	0.12

危険地No.	所在地	面積 (ha)
431-149	味原	0.36
431-150	下組	0.20
431-151	大畑	0.22
431-152	下組	0.18
431-153	下組	0.36
431-154	前大田	0.20
431-155	浄好	1.68
431-156	脇ノ浦	0.26
431-157	木江岩白	0.10
431-158	木江大楡	1.17
431-159	木江柿ノ子	1.00
431-160	木江小楡	1.00
431-161	木江宇浜	1.00
431-162	木江宇浜	1.98
431-163	木江古本	0.29
431-164	木江正島	0.10
431-165	木江地蔵平	0.30
431-166	木江天満鼻	0.17
431-167	木江柿の浦	0.36
431-168	木江野賀	0.81
431-169	木江野賀 2 0 4 5	0.29
431-170	木江野賀	0.60
431-171	沖浦木越	1.60
431-172	沖浦宮野浦	0.99
431-173	沖浦三里浜	0.40
431-174	沖浦岩白谷	0.30
431-175	沖浦狩浜	1.40
431-176	沖浦当座浜	1.42
431-177	沖浦御堂流	1.00
431-178	明石中郷	1.16
431-179	木江水野元	0.70
431-180	明石御串山	1.78
431-181	明石神地	0.28
431-182	沖浦矢神	0.80
431-183	明石浜山	0.88
431-184	木江木越	0.28
431-準 1	中野寺山	1.00

2 崩壊土砂流出地区（民有林）

危険地No.	所在地	面積 (ha)
431-1	中野高辻	0.95
431-2	中野鬼ヶ岳	2.93
431-3	中野寺山	0.23
431-4	中野鬼ヶ岳	0.45
431-5	中野鬼ヶ岳	0.24
431-6	中野尾野	0.24
431-7	中野天狗山	1.50
431-8	大串郷谷山	0.29
431-9	大串郷谷山	0.75
431-10	大串長谷山	0.45
431-11	原田桜谷	0.68
431-12	大串郷谷山	0.75
431-13	原田大地原	0.45
431-14	中野尾野	0.68
431-15	原田桜谷	0.11
431-16	原田大地原	0.07
431-17	原田桜谷	0.45
431-18	東野生野島	0.50
431-19	東野生野島	0.75
431-20	東野出口	0.75
431-21	東野柳ヶ迫	0.68
431-22	東野出口	0.08
431-23	東野岩山	0.90
431-24	東野柳ヶ迫	0.15
431-25	東野出口	0.60
431-26	東野双郷	0.56
431-27	東野滔々	0.45
431-28	東野峠	1.13
431-29	東野双郷	0.18
431-30	東野滔々	0.69
431-31	東野峠	1.43
431-32	東野峠	0.45
431-33	東野滔々	0.47
431-34	東野双郷	0.11
431-35	東野峠	0.53
431-36	東野峠	0.45

危険地No.	所在地	面積 (ha)
431-37	東野双郷	0.68
431-38	東野小迫山	1.43
431-39	東野小迫山	0.23
431-40	東野鋤迫	0.32
431-41	東野美好	0.75
431-42	東野美好	0.06
431-43	東野大久保	0.30
431-44	東野大久保	0.53
431-45	東野大久保	0.75
431-46	中野高辻	0.21
431-47	木江岩白	0.60
431-48	木江小楡	0.45
431-49	中野高辻	1.78
431-50	木江	0.38
431-51	木江小楡	0.27
431-52	木江小楡	0.45
431-53	木江小楡	0.68
431-54	中野鬼ヶ岳	0.57
431-55	木江野賀	0.29
431-56	中野鬼ヶ岳	0.20
431-57	木江野賀	0.20
431-58	木江野賀	0.45
431-59	沖浦狩浜	0.20
431-60	沖浦狩浜	1.40
431-61	沖浦狩浜	0.45
431-62	沖浦柏谷	0.22
431-63	沖浦狩浜	0.16
431-64	沖浦柏谷	0.29
431-65	沖浦奥田中	0.20
431-66	沖浦柏谷	2.12
431-67	沖浦奥田中	0.27
431-68	沖浦柏谷	0.08
431-69	明石桃ヶ迫	0.45
431-70	明石清水	0.68
431-71	沖浦奥田中	0.09
431-72	明石桃ヶ迫	0.90
431-73	沖浦奥田中	0.12

○海岸保全区域一覧

1 国土交通省河川局所管分

(令和6年3月1日現在)

海岸名	地区海岸名	地先海岸名	位置	指定年月日 (告示番号)	延長 (m)
大崎上島 (東野)	外表		大崎上島町東野梶ヶ浜 ～立山	S 45. 1. 13 (27)	2, 430. 0
大崎上島 (木江)	沖浦	野賀	大崎上島町	S 50. 4. 25 (415)	1, 402. 0

2 国土交通省港湾局所管分

(令和6年3月1日現在)

港湾名	海岸名	地区海岸名	地先海岸名	指定年月日 及び告示番号	備考	
鮎崎港	鮎崎港海岸	鮎崎地区海岸		S 16. 2. 9 広島県告示第 175 号	S45.11.27 広島県告示第 1002 号の変更	
		小琴、盛谷、古江地区海岸				
		佐組島地区海岸		S 46. 11. 5 広島県告示第 971 号		
		船島地区海岸				
		白水、矢弓地区海岸		S 16. 2. 9 広島県告示第 175 号	S60.11.21 広島県告示第 1017 号の変更	
		大琴地区海岸				
		生野島地区海岸		H 2. 11. 13 広島県告示第 1144 号		
木江港	木江港海岸	木江地区海岸				
大西港	大西港海岸	中野地区海岸	長島東地先海岸	S 46. 11. 5 広島県告示第 971 号		
			東原下、原下、塔之浜、黒崎、刀崎、横浜地先海岸			
			長江、長松地先海岸			
			長松(その2)地先海岸	S 55. 7. 11 広島県告示第 626 号		
		長島東地先海岸	S 60. 8. 1 広島県告示第 703 号	一部廃止		
		大串地区海岸	瀬井、城ヶ浜地先海岸	S 58. 9. 22 広島県告示第 940 号		

3 水産庁所管分（県管理漁港）

（令和6年3月1日現在）

海岸名	地区海岸名	地先海岸名	所在市町村	指定年月日	告示番号
沖浦漁港海岸	沖浦、明石地区海岸	沖浦、明石地先海岸	大崎上島町	H8. 8. 8	759

4 農村振興局専管

（令和6年3月1日現在）

海岸名	地区海岸名	所在市町村	指定年月日	告示番号
東野	脇の浦	大崎上島町	S 33. 5. 9	221
大崎	七々見	大崎上島町	S 34. 10. 27	648
大崎	外浜	大崎上島町	S 35. 2. 2	73
大崎	長島北	大崎上島町	S 35. 2. 2	73
大崎	七々見東	大崎上島町	S 38. 2. 26	146
大崎	来島	大崎上島町	S 40. 1. 12	24

○防災重点農業用ため池の現況

(令和8年3月1日現在)

名 称	所在地	規 模	
		総貯水量 (m ³)	堤高 (m)
観音池	中野観音谷 7 5 6	35,000	12.6
高田池	中野高田 2 4 6 9	7,000	5.5
大谷池	中野大谷 2 7 5 1	7,100	11.5
丸山池	中野稲積甲 2 1 2 4	1,940	2.4
七窪池	中野崎の谷 3 0 3 0	4,700	5.4
船隠池	中野船隠 5 7 8 0	3,200	4.0
久保下池	原田久保 2 4 1	4,810	4.5
山王池	原田別所 1 3 9 6	1,360	1.7
新池	原田 1 0 0 3 - 1	3,200	8.8
恋地下池	大串恋地 1 0 0 外	7,120	6.5
恋地上池	大串恋地 1 1 0 - 2	9,400	8.0
郷谷池	大串郷谷 3 8 9	3,200	6.2
日咲下池	大串長道 3 4	5,900	9.0
日咲上池	大串長道 3 5	6,300	8.9
布浦	中野布浦 6 6 5 3 - 1	560	2.2
柳ヶ迫池	東野 3 3 5	230	2.7
柳ヶ迫池	東野 3 4 1	3,970	6.3
赤羽根池	東野赤羽根 3 8 7	780	5.0
赤羽根池	東野 3 8 8	1,800	4.3
奥谷池	東野 2 2 5 0	1,180	3.0
下名池 1 号	東野 4 5 5 0	1,350	2.8
越方池	原田 1 5 9 3 - 2	200	1.7

※ 防災重点農業用ため池とは、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和2年法律第56号）」第4条に基づき、農業用ため池であってその決壊による水害その他の災害によりその周辺の区域に被害を及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するものを、知事が指定したため池

○港湾の現況

1 港湾施設整備状況

県管理漁港

(令和6年3月1日現在)

港湾名	港格	管理者	外郭施設						係留施設		
			防波堤	防潮堤 及び 堤防	道流堤	護岸	その他	計	大型係 船岸	小型係 船岸	計
									-4.5 m以上	-4.5 m未満	
木江港	地方	県△	253			4,438		4,691	229	237	466
鮎崎港	地方	県△	1,269	418		6,881	202	8,770		2,878	2,878
大西港	地方	県△	911	1,477	85	9,566		12,039	60	1,314	1,374

(単位：m)

2 主要港湾施設一覧

(令和6年3月1日現在)

港湾名	地区名	施設名	水深 (m)	延長 (m)	構造形 式	建設年度	備 考
鮎崎港	矢弓	矢弓棧橋	-3.0	42	—	昭和38年	
		矢弓1号物揚場	-3.0	8			
	契島	契島棧橋	-3.5	49	—	昭和60~61年	
	生野島	生野島1号物揚場	-3.0	100			
		生野島3号物揚場	-3.0	120			
		生野島4号物揚場	-3.0	60		昭和28年	
		生野島2号浮棧橋	-3.0	49	—	昭和63年	
	垂水	垂水4号物揚場	-3.0	181	重力式		
	鮎崎	鮎崎棧橋	-3.0	60		昭和51年	
		鮎崎1号物揚場	-3.0	21	直立式		
		鮎崎2号物揚場	-3.0	83	直立式		
		鮎崎3号物揚場	-3.0	30	直立式		
		鮎崎5号物揚場	-3.0	20	直立式		
	古江	古江1号物揚場	-3.0	182	重力式		
		古江2号物揚場	-3.0	85	重力式		
		古江3号物揚場	-3.0	10	重力式		
		古江浮棧橋	-3.0	43	—	昭和62年	
	白水	白水2号浮棧橋	-4.0	60	—	昭和57年	
		白水浮棧橋	-3.0	78	—	昭和62年	
		白水1号物揚場	-3.0	190			
		白水3号物揚場	-3.0	50	棧橋式	昭和39年	

港湾名	地区名	施設名	水深 (m)	延長 (m)	構造形式	建設年度	備考
	盛谷	盛谷1号物揚場	-3.0	110	直立式		
		盛谷2号物揚場	-3.0	70			
		盛谷3号物揚場	-3.0	50			
		盛谷4号物揚場	-3.0	135			
		浮棧橋(-3.5m)	-3.5			平成11年	
木江港	野賀	野賀浮棧橋	-4.5	60		昭和60~63年	
		野賀岸壁	-4.5	60	重力式	昭和56~63年	
	天満	天満棧橋	-6.0	60		昭和49~53年	
		木江5号物揚場	-4.0	58		昭和44年	
	宇浜	宇浜棧橋	-7.0	49		昭和60~61年	
大西港	城ヶ浜	大串浮棧橋	-3.5	47	—	昭和62年	
	長江谷	横浜西棧橋	-3.0	88	直立式	昭和56年	
	原下	-4m物揚場	-4.0	120	ケーソン	平成8~15年	◎

※ 「◎」は、耐震強化岸壁

3 漁港の現況

(令和6年3月1日現在)

漁港	管理者又は所有者	外郭施設				係留施設			
		総数	防波堤	護岸	防砂堤等	総数	岸壁さん橋 浮さん橋	船揚場	物揚場
沖浦	広島県	7,659	1,365	6,094	200	726	349	40	337

(単位：m)

○危険物施設の状況

(令和7年3月31日現在)

	製造所	貯蔵所						取扱所					合計	
		屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	計	給油取扱所	販売取扱所	移送取扱所	一般取扱所		計
大崎	3	10	14		3		1	28	3		1	11	15	47
東野		8	6	1	3			18	4			1	5	23
木江		2	11		2	1		16	2		2	2	6	21
計	3	20	31	1	8	1	1	62	9	0	3	14	26	91

令和7年消防年報

○毒物・劇物製造所

(令和6年3月1日現在)

製造所名称	製造所所在地	主な登録品目	電話番号
大崎工業(株)広島工場	大崎上島町中野 977	鉛酸カルシウム、磷酸亜鉛	0846-64-2611
東邦亜鉛(株)契島製錬所	大崎上島町東野 5562-1	硫酸、硫酸亜鉛	0846-65-3811

[資 機 材]

○町有給水器具一覧

(令和6年3月1日現在)

給水タンク			ポリ容器		
999ℓ以下 基	1000～1,499ℓ 基	1,500ℓ以上 基	10ℓ以下 個	11ℓ～29ℓ 個	30ℓ以上 個
17	1	—	—	70	—

○林野火災対策用資機材保有状況

(令和6年3月1日現在)

	背負式手動ポンプ	組立式水槽	腰なた	長柄かま	かま	のこ	つるはし	手おの	スコップ	チェーンソー	エンジンカッター	動力草刈り機	山ぐわ	トレンチシャベル	ウオーターチャージャー
大崎上島町	151	14	31	57	44	14	10	3	95	2	1	2	52	—	—

○町有救難用資材の状況

(令和6年3月1日現在)

	ボート		船外機		投光器			救命索投射装置		
	数量(台)	規格・能力	数量(台)	規格・能力	数量(台)	規格・能力		数量(台)	規格・能力	
大崎上島町	1	FRPボート(12人乗)患者輸送船	—	—	5	100V	300W	30m	—	—
	1	FRPボート(5人乗)観光連絡船								

○陸上建設機械保有状況

(令和6年3月1日現在)

	町有、民間有の別	ブルドーザー	ロードローラー	ホークリフト	クレーンカー	トラクター ショベル	バックホー	パワーショベル	ダンプ
大崎上島町	民間	14	1	11	8	15	28	19	56

○海上流出油対策用資機材保有状況

(令和6年3月1日現在)

機関・事業所名 (TEL)	オイルフェンス			油処理剤		油吸着材		作業船等	
	製造会社名	型式・種類	保有量 (m)	品名	保有量	品名	保有量	隻数 (隻)	総トン数等
国立広島商船高等専門学校 (0846-65-3101)	㈱フジチン	EP-200S EP-300S	50 50					4	エンジン付伝馬船=3隻 5t 伝馬船=1隻 5t
大崎上島町 (0846-65-3120)	高階救命器具 ㈱	ブルーシー A-OF-11 A型	160						
大西組造船所 大崎ドック (0846-64-4611)	高階救命器具 ㈱ 太田工業㈱	ブルーシー A-OF-11 (20m×2) ブルーシー A-OF-11 (30m×2) OK-200 (20m×3)	40 60 60	ネオス AB3000 (18㍓×10)	180㍓	オイルソープ BF-OL01 (100枚×3)	300枚	1	大崎 9.77m、 鋼鉄製、44馬力
南松浦鉄工造船所 (0846-65-3456)				メルクリン 505 (18㍓×1)	18㍓				
㈱上島造船所 (0846-65-3355)	太田工業㈱	第P-315号 OK-300型	20	オイルクリン (18㍓×2)	36㍓	オイルソープ	100枚	1	4.9t
㈱松浦造船所 (0846-62-0670)	大町工業㈱	SA II型	50	ネオス AB3000	60㍓	タフネオイルフロッター BL50	100枚		
佐々木造船㈱ (0846-62-0350)	三菱電機㈱	不明	300	ネオス AB3000 L	200㍓	タフネオイルフロッター BL50型 100枚入	10kg	1	5t未満(木造船)
木江ターミナル ㈱ (0846-63-1123)	㈱フジチン	B型(400×2)	800			東洋紡 Cマット 65-YH (15kg×4) タフネオイルフロッター BL65型 (17kg×2)	60kg 34kg		
東邦亜鉛製錬所 (0846-65-3811)	太陽興業㈱ 中村船具工業 ㈱	T-20-2 ナスコ C3-A	80 140	ネオス AB3000 (18㍓×14)	252㍓	タフネオイルフロッター BL50	200kg	1	9.2m
中国電力 大崎発電所 (0846-64-3211)	㈱フジチン	EP-200S	280	ネオス A	90㍓	タフネオイルフロッター BL50型 ブルーシーマット 50 オイルソープ BF-OL01	70kg 50kg 45kg		
日本マリタイム ㈱木江ドック (0846-62-1308)	高階救命器具 ㈱	ブルーシー A-AF-8型	50	シーグリーン 805 (18㍓×5)	90㍓				
南鯨崎石油販売所 (0846-65-3313)	安永理研㈱	ナスコ C3A型	80	ネオス AB3000	500㍓	テイジンオイルソープ	1,500枚	4	19t船=2隻 5t船=1隻 1t船=1隻
大崎工業㈱ (0846-64-2611)	㈱フジチン	EP-200	50	シーグリーン 805 (15kg×7)	105kg	マイテイクヘルベーター (6kg×1) マイテイクフライト (6kg×1) タフネオイルフロッター (100枚×4)	6kg 6kg 400枚		
伸和産業㈱ (0846-65-3520)	不明	不明	30	ネオス	54㍓	レオマット	50枚	1	19t船

○し尿、ごみ処理施設及び運搬車等の状況

1 し尿処理施設

組合名	施設名	処理方式	処理能力 (kl/日)
広島中央環境衛生組合	広島中央エコパーク	高負荷	300
	大崎上島クリーンセンター	膜分離	14 22

2 ごみ処理施設

(1) ごみ焼却施設

組合名	施設名	炉番号	炉形方式	処理能力 (t/24h)
広島中央環境衛生組合	広島中央エコパーク	1号炉	シャフト炉式 (ガス化溶解炉)	95
		2号炉		95
		3号炉		95

(2) ごみ中継施設

組合名	施設名	処理方式	処理能力 (t/日)
広島中央環境衛生組合	大崎上島環境センター	ダストドラム式	9

3 運搬車

(令和5年度)

町名	町有・民間 有の別	し尿		ごみ	
		バキューム車		収集運搬車	
大崎上島町	民間	1.8kl	6台	2t ダンプ	5台
		3.6kl	1台	4t ダンプ	3台
				2t 脱着車	1台
				6t 脱着車	1台
				2t 塵芥車	2台
				4t 塵芥車	1台
	組合			7t 増トン脱着者	1台
				9t 大型塵芥車	1台

〔輸 送〕

○船舶の状況

1 関係機関保有作業船の状況

事業社名	隻 数	所在地	電話番号
(有)松浦鉄工造船所	1	大崎上島町東野 5476-7	0846-65-3456
(有)岡本建設	2	大崎上島町東野 4185-1	0846-65-3003
中野建設(株)	2	大崎上島町中野 4653-2	0846-64-3013
広栄海運(株)	4	大崎上島町中野 5574-1	0846-64-4007

2 町営フェリーの状況

名 称	旅客定員	積載車両	便 数
さざなみ	椅子席 13 人 立席 13 人 ベンチ席 24 人	軽自動車 2 台 塵芥収穫車 1 台 又は乗用車 4 台	1 日 7 往復 (白水一生野島一契島)

○ヘリポート適地の状況

(令和8年3月1日現在)

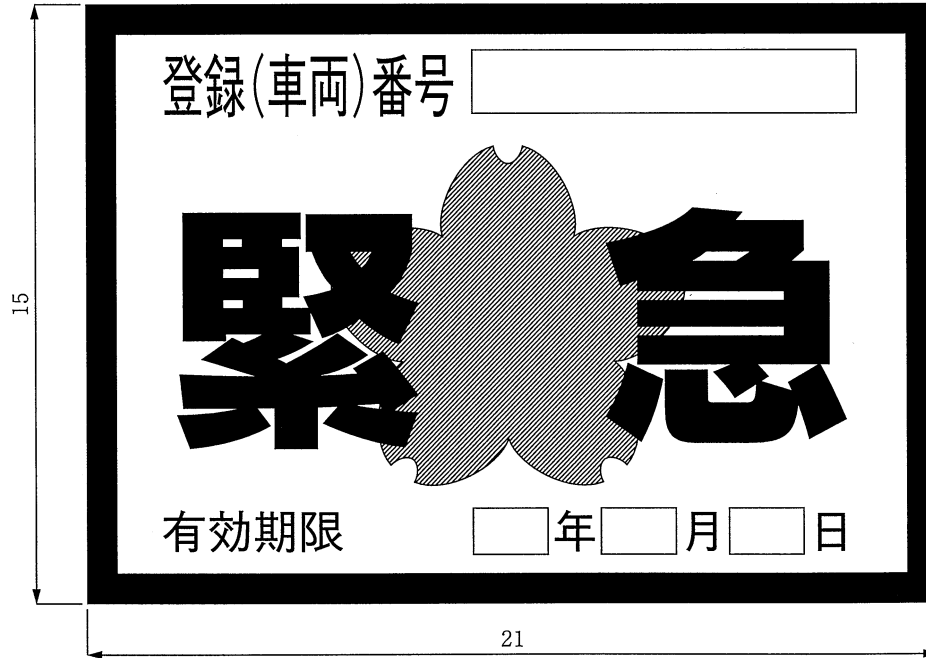
番号	名称	場所	地積 (m)	水利			備考 (管理者 電話番号)
				種類	水量・ 流量m ³	地表面 土質	
1	大崎上島中学校	中野 5603	86×96	防火水槽	40	まさ土	校長 0846-64-2055
2	大崎海星高等学校	中野 3989-1	130×100	防火水槽	40	まさ土	校長 0846-64-3535
3	大崎小学校	中野 2078-1	126×100	プール	375	まさ土	校長 0846-64-2004
4	大串ヘリポート	大串	45×45			アスファルト	町長 0846-65-3111
5	東野場外ヘリポート	東野 1621-20	25×25	プール	500	アスファルト	町長 0846-65-3111
6	広島商船高等専門学校	東野 4272-1	120.5 ×180	プール 海水		まさ土	校長 0846-65-3101
7	沖浦グラウンド	沖浦 1740	100×60	プール 消火栓		まさ土	教育長 0846-64-3055
8	生野島ヘリポート	東野生野 島	170×65	海水		まさ土 草地	東邦契島製錬 株式会社 0846-65-3811

※ 地積とは、無障害地帯の広さをいう。

○緊急通行車両の標章及び確認証明書

様式第1

緊急通行車両の標章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施す。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

様式第2

第	号	緊急通行車両確認証明書		年	月	日
			広島県知事	印		
			広島県公安委員会	印		
番号標に表示されている番号						
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）						
使用者	住所	() 局 番				
	氏名					
通行日時						
通行経路	出発地			目的地		
備考						

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

様式第3

緊急通行車両事前届出書 平成 年 月 日 広島県公安委員会 様 申請者住 所 (電話) 氏名 印		第 号 緊急通行車両事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 平成 年 月 日 広島県公安委員会 印
番号標に標示されている番号		(注) 1 災害発生時にはこの届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して確認証明書及び標章の交付を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、広島県公安委員会（警察本部経由）に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両が廃車となったとき。 (3) その他、緊急通行車両としての必要性がなくなったとき。 4 本届出済証は、自動車検査証と一緒に保管してください。
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)		
使用者	住所 () 局 番	
	氏名	
出発地		
(注) この事前届出書は2通作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。		

〔消 防〕

○消防水利の現況

(令和8年3月1日現在)

項 目		大崎地区	木江地区	東野地区	
消火栓	公設	地上式	4	0	1
		地下式	203	127	112
	私設	地上式	0	0	0
		地下式	0	0	0
防火水槽	公設	100 m ³ 以上	1	0	0
		60 m ³ ～100 m ³ 未満	0	0	0
		40 m ³ ～60 m ³ 未満	81	17	40
		20 m ³ ～40 m ³ 未満	7	4	0
	私設	100 m ³ 以上	3	1	0
		60 m ³ ～100 m ³ 未満	2	2	0
		40 m ³ ～60 m ³ 未満	7	4	2
		20 m ³ ～40 m ³ 未満	4	2	2
井戸 (20 m ³ 以上)		0	0	0	
河川、溝等		0	0	0	
海及び湖		3	4	0	
プール		2	1	2	
濠、池等		39	7	5	
下水道		0	0	0	
防火水槽及び井戸のうち、水量が20 m ³ 未満のもの		0	0	0	
総 合 計		356	169	164	

※令和7年消防年報

○大崎上島消防署の消防力

(令和8年3月1日現在)

呼 名	種 別	型 式	年 式
上島2	ポンプ車	CD1 (キャフス)	2017
〃 3	救助器具積載車		2024
〃 4	ポンプ車	CD1	2010
上島化学1	化学車	I型 (キャフス)	2015
上島指揮1	指揮・広報車		2025
上島救急1	救急自動車	高規格救急自動車	2021
上島救急2	救急自動車	高規格救急自動車	2025
上島舟艇1	救急患者輸送艇		2008

○大崎上島町消防団の消防力

(令和6年3月1日現在)

消防車両	保有数
可搬式小型動力消防ポンプ	32
小型動力消防ポンプ積載車	25
広報指揮車	1

〔様 式〕

○様式第 1 号 「災害発生報告」

災害発生報告

大崎上島町

月 日 時 分 受信				13 火災の発生 状況					
発信者 職氏名				14 交通途絶と なった路線					
受信者		情報連絡班	氏名	15 破堤溢水し た河川海岸た め池					
1 調査 日時		月 日 時 分		16 その他の被 害					
2 発生 場所									
人の 被害	3 死者		人	氏名(生年月日)	17 災害対策 本部設置		月 日 時 分		
	4 行方不明者		人	氏名(生年月日)	災害に 対しと つて いる 措 置		18 避難の指 示・勧告 状況		
	5 重傷者		人	氏名(生年月日)			地区名	避難場所	人員
	6 軽傷者		人	氏名(生年月日)					人
7 全壊 (全焼・流失)		棟	世帯	人			19 消防職員		人
住家 の 被害	8 半壊 (半焼)		棟	世帯	人	20 消防団員		人	
	9 床上浸水		棟	世帯	人	21 警察官		人	
	10 床下浸水		棟	世帯	人	22 その他		人	
						計		人	
非 住 家 の 被 害	11 学校等公共 建物				23 その他の 応急措置				
	12 その他								

○様式第2号「被害総括表」

被害総括表

大崎上島町

月 日 時 分 現 在								
被害区分		被害内容			被害区分		被害内容	被害額(千円)
① 人	ア 死者	人		氏名	④ 公共建物	キ 幼稚園	公 棟	
	イ 行方不明者	"		"		私 "		
	ウ 重傷者	"		"		ク 専修学校 各種学校	公 "	
	エ 軽傷者	"		"		私 "		
② 住家	ア 全壊 (全焼・流失)	棟	世帯	人	⑤	ケ 病院	"	
	イ 半壊(半焼)	"	"	"		コ 官公庁その他	"	
	ウ 一部破損	"	"	"	⑥ 公共土木施設	ア 道路被害	か所	
	エ 床上浸水	"	"	"		イ 橋梁被害	橋	
	オ 床下浸水	"	"	"		ウ 河川被害	か所	
③ 非住家	ア 全壊 (全焼・流失)	公共建物	棟		⑦ 農林水産施設	エ 砂防設備被害	"	
	イ 半壊(半焼)	公共建物	"			オ 地すべり防 止施設被害	"	
被害区分		被害内容	被害額(千円)		カ 急傾斜地崩 壊防止施設被 害	"		
④ 公共建物	ア 小学校	公	か所		キ 治山施設被害	"		
		私	"		ク 港湾施設被害	"		
	イ 中学校	公	"		ケ 漁港施設被害	"		
		私	"		コ 海岸施設被害	"		
	ウ 高等学校	公	"		サ その他	"		
		私	"		ア 田	流失・埋没	ha	
	エ 大学	公	"		イ 畑	冠水	"	
		私	"		ウ 農道決壊	か所		
オ 高等専門学校	"			エ 溜池・水路決壊	"			
カ 盲学校 ろう学校 養護学校	"			オ 頭首工被害	"			

被害区分		被害内容	被害額(千円)	被害区分	被害内容	被害額(千円)				
⑦農林水産施設	カ 林道	路面決壊	か所	⑧その他	ニ ブロック塀等被害	か所				
		橋梁流失	橋		ヌ その他					
	キ	水産施設被害	か所	リ 災世帯数	世帯					
	ク	その他		リ 災者数	人					
⑧その他	ア	農産被害		被害総額		千円				
	イ	林産被害		⑨火災発生	ア 建物	件				
	ウ	水産被害			イ 危険物	〃				
	エ	商工被害			ウ その他	〃				
	オ	山くずれ	山腹崩壊 ha	災害対策本部設置	月 日 時 分					
	カ	土石流	溪流		避難の指示・勧告状況	地区名	避難場所	世帯数	人数	
	キ	地すべり	か所							
	ク	崖くずれ	〃							
	ケ	木材流出	m ³							
	コ	山林焼失	ha							
	サ	鉄軌道被害	か所							
	シ 船舶	沈没	隻			災害に対したった措置	合計			
		流失	〃				消防職員	人		
		破損	〃				消防団員	〃		
	ス	清掃施設被害	か所	警察官			〃			
	セ	都市施設被害	〃	その他	〃					
	ソ	自然公園施設被害	〃	計	〃					
	タ	工業用水道被害	〃	その他						
	チ	水道施設被害	〃							
	ツ	水道(断水)	戸							
テ	電話(不通)	回線								
ト	電気(停電)	戸								
ナ	ガス(停止)	〃								

○用語の定義

用語		定義
人の被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1か月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1か月未満で治療できる見込みの者とする。
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊 (全焼・流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位とする。
非住家被害	非住家	住家以外の建物をいう。なお、官公庁、学校、病院、公民館、神社、仏閣などは非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	官公庁、学校、病院、公民館、幼稚園等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	※ 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。	

用語		定義
公共土木施設	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設とする。
	道路被害	高速自動車道、一般国道、県道及び市町村道の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害とする。
	橋梁被害	市町村道以上の道路に架設した橋の一部又は全部が流失し、一般の渡橋が不能となった程度の被害とする。
	河川被害	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	砂防設備被害	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防設備、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	地すべり防止施設被害	地すべり等防止法という地すべり防止施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	急傾斜地崩壊防止施設被害	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律という急傾斜地崩壊防止施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	治山施設被害	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法という林地荒廃防止施設（治山施設）の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	港湾施設被害	港湾法という港湾施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	漁港施設被害	漁港漁場整備法という漁港施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
海岸施設被害	海岸法という海岸施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。	
農林水産業施設	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設とする。
	田畑の流失埋没	田畑の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田畑の冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	溜池・水路決壊	溜池及び水路の堤防の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。

用語	定義
農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
商工被害	建物以外の商工被害で例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
土石流	堆積土砂又は崩壊により、家屋・公共施設に一部破損以上の被害を受けたものとする。
地すべり	地すべりにより負傷者以上の人的被害、公共建物及び住宅に一部破損以上の被害を受けたものとする。
崖くずれ	崖くずれにより負傷者以上の人的被害、公共建物及び住宅に一部破損以上の被害を受けたものとする。
鉄軌道被害	電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
被害船舶	ろ、かいのみをもつて運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
清掃施設被害	ごみ処理及びし尿処理施設の被害とする。
都市施設被害	街路、公園等、下水道施設、都市排水施設で、地方公共団体の維持管理に属するものの被害とする。(維持管理に属することとなるものを含む。)
自然公園施設被害	自然公園法及び自然環境保全法に定める施設の被害で、施設利用が不能となった程度のものとする。
水道(断水)	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
電話(不通)	災害により通話不能となった電話の回線数のうち、最も多く通話不能となった時点における回線数とする。
電気(停電)	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
ガス(停止)	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
その他	各項に該当しない被害とする。
り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常的生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また、同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
り災者	り災世帯の構成員とする。
被害総額	物的被害の概算額とする。(千円単位)
火災発生	火災発生件数については、地震によるもののみ報告するものとする。

〔文化財〕

○文化財一覽

種別	名称	員数	指定年月日	所在地	所有者
町重文	地詰帳	13冊	昭52.11.17	中野2067-1	町
町重文	庄屋文書	15冊	昭52.11.17	中野2067-1	町
町重文	芸藩通史資料控	2冊	昭52.11.17	中野2067-1	町
町重文	奉納俳額	1面	昭62.3.13	中野2067-1	町
町重文	光禪寺山門	1棟	昭63.7.28	中野3838	(宗)光禪寺
町重文	光禪寺法界万霊地藏	1基	平2.5.30	中野3838	(宗)光禪寺
町重文	西光寺本堂	1棟	平2.5.30	中野2615	(宗)西光寺
町重文	西光寺観音堂	1棟	平2.5.30	中野2615	(宗)西光寺
町重文	西光寺鐘楼門(山門)	1棟	平2.5.30	中野2615	(宗)西光寺
町重文	西光寺地藏堂	1基	平2.5.30	中野2615	(宗)西光寺
町重文	清光寺五輪塔	1基	平2.5.30	原田838	(宗)清光寺
町重文	いぼとり地藏	1基	平2.5.30	原田838	(宗)清光寺
町重文	清光寺法華塔	1基	平2.5.30	原田838	(宗)清光寺
町重文	清光寺庚申塔	1基	平2.5.30	原田838	(宗)清光寺
町重文	巖島神社手洗石	1基	平2.5.30	大串751-1	(宗)巖島神社
町重文	中野大新開巖島夜燈	1基	平2.5.30	中野	町
町重文	宝篋印塔	1基	平2.5.30	原田789	末田 巧
町重文	湊神社の石灯籠	1基	平2.5.30	中野	向山区
町重文	大串片首の石地藏	1基	平2.5.30	大串	大串区
町重文	大西地藏堂の石地藏	1基	平2.5.30	中野	大西区
町重文	原田仏ノ峠の石地藏	1基	平2.5.30	原田838	(宗)清光寺
町重文	仏ノ峠の地藏菩薩像	1基	平2.5.30	原田838	(宗)清光寺
町重文	三座の御神体	1軀	平2.5.30	中野2067-1	町
町重文	旧西野村・村役場の棟札	1枚	平2.5.30	中野2067-1	町
町重文	奉納弁才船	1艘	平2.5.30	中野3351	(宗)八幡神社
町重文	岩倉庵の半鐘	1口	平2.5.30	中野2067-1	町
町重文	浜谷観音堂の半鐘	1口	平2.5.30	大串	観音堂
町重文	大西地藏堂の棟札	1枚	平2.5.30	中野	大西区
町重文	矢羽多八幡宮ノ柱	1対	平2.5.30	中野3351	(宗)八幡神社
町重文	矢羽多八幡宮鳥居	1基	平2.5.30	中野3351	(宗)八幡神社
町重文	矢羽多八幡宮唐獅子	1対	平2.5.30	中野3351	(宗)八幡神社
町重文	矢羽多八幡宮灯籠	1対	平2.5.30	中野3351	(宗)八幡神社
町重文	矢羽多八幡宮鳥居	1基	平2.5.30	中野3351	(宗)八幡神社

種別	名 称	員数	指定年月日	所在地	所有者
町重文	矢羽多八幡宮唐獅子	1 対	平 2. 5. 30	中野 3351	(宗)八幡神社
町重文	矢羽多八幡宮灯籠	1 対	平 2. 5. 30	中野 3351	(宗)八幡神社
町重文	日吉神社鳥居	1 基	平 2. 5. 30	原田 678	(宗)日吉神社
町重文	日吉神社唐獅子	1 対	平 2. 5. 30	原田 678	(宗)日吉神社
町重文	日吉神社拝殿石段	1 式	平 2. 5. 30	原田 678	(宗)日吉神社
町重文	日吉神社手洗石	1 基	平 2. 5. 30	原田 678	(宗)日吉神社
町重文	大串巖島神社唐獅子	1 対	平 2. 5. 30	大串 751-1	(宗)巖島神社
町重文	大串巖島神社灯籠	1 対	平 2. 5. 30	大串 751-1	(宗)巖島神社
町重文	大串巖島神社鳥居	1 基	平 2. 5. 30	大串 751-1	(宗)巖島神社
町重文	向山湊神社のぼり柱	1 基	平 2. 5. 30	中野	(宗)湊神社
町重文	光禪寺石地藏尊	1 基	平 2. 5. 30	中野 3838	(宗)光禪寺
町重文	光禪寺手洗石	1 基	平 2. 5. 30	中野 3838	(宗)光禪寺
町重文	西光寺観音堂石段	1 基	平 2. 5. 30	中野 2615	(宗)西光寺
町重文	四国 87 番霊場石塔	1 基	平 2. 5. 30	中野 2615	(宗)西光寺
町重文	清光寺宝篋印塔	1 基	平 2. 5. 30	原田 838	(宗)清光寺
町重文	鍛冶屋峠庚申塔	1 基	平 2. 5. 30	原田	
町重文	吉枝庚申塔	1 基	平 2. 5. 30	原田	
町重文	本郷庚申塔	1 基	平 2. 5. 30	原田	
町重文	経机	1 台	昭 52. 3. 24	東野 2276	(宗)阿弥陀寺
町重文	扁額	1 面	昭 52. 3. 24	東野 2276	(宗)阿弥陀寺
町重文	駕籠	1 丁	昭 52. 3. 24	東野 2276	(宗)阿弥陀寺
町重文	阿弥陀三尊	1 軀	昭 52. 3. 24	東野 2276	(宗)阿弥陀寺
町重文	大望月邸	2 棟	平 4. 7. 17	東野 2718-1	町
町重文	法界含識観音菩薩像	1 体	平 23. 4. 1	東野 2276	(宗)阿弥陀寺
町重文	狛犬・古社八幡神社	1 対	平 23. 4. 1	東野	古社八幡神社
町重文	鳥居・古社八幡神社	1 基	平 23. 4. 1	東野	古社八幡神社
町重文	矢弓常夜灯	1 基	平 23. 4. 1	東野	矢弓巖島神社
町重文	本堂組物	1 対	平 23. 4. 1	東野	正光坊
町重文	本堂棧唐戸	6 面	平 23. 4. 1	東野	正光坊
町重文	御串山八幡神社・棟札	1 枚	平 23. 4. 1	木江	ふれあい郷土資料館
町重文	樋門木製（松材）排水管	1 組	平 10. 1. 28	中野	大崎上島町
町重文	板碑	1 基	平 10. 1. 28	中野	大和弘幸
町重文	瀬井新開樋門（唐樋）	1 基	平 10. 1. 28	大串	
町重文	道標	1 基		明石	
町無民	大西の神明祭	1 式	平 2. 5. 30	中野	大西区
町無民	住吉祭權伝馬船行事		昭 52. 3. 24	東野	住吉祭保存委員会
町無民	古社八幡神社秋祭り行事		昭 52. 3. 24	東野	秋祭奉賛委員会

種別	名 称	員数	指定年月日	所在地	所有者
町有民	神明祭の大神宮札	1 式	平 2. 5. 30	中野	大西区
町史跡	尾辺ヶ鼻古墳	1 基	昭 62. 3. 13	尾辺ヶ鼻 2271	町
町史跡	黒崎古墳	1 基	平 2. 5. 30	中野 5942-3	町
町史跡	久瑠間寺及び鎮守山王権現社跡	1ヶ所	平 2. 5. 30	原田	中坂 多恵美
町史跡	大西巖島神社跡及び鳥居跡	1ヶ所	平 2. 5. 30	原田	吉本 清隆
町史跡	福浦古墳	1 基	昭 53. 3. 20	生野島	町
町史跡	清水観音	1ヶ所	平 3. 9. 5	沖浦 4-1	小登 盛衛
町史跡	中ノ鼻御台場跡	1ヶ所	平 23. 4. 1	木江	大崎上島町
町史跡	光金谷古墳	1 基	平 11. 5. 24	中野	大崎上島町
町史跡	塚崎古墳	1 基		大串	
町天然	クスノキ	1 株	平 2. 5. 30	原田 361	元岡家
町天然	シイ	1 株	平 2. 5. 30	原田 172-2	岡田 サカミ
町天然	イチョウ	1 株	平 2. 5. 30	中野 2615	(宗)西光寺
町天然	クスノキ	1 株	平 2. 5. 30	中野 3838	(宗)光禅寺
町天然	クスノキ	1 株	平 2. 5. 30	原田 75	松岡 加代子
町天然	ハゼ	1 株	平 2. 5. 30	中野	(宗)湊神社
町天然	モミ	1 株	平 2. 5. 30	中野	寺本家
町天然	ヤマモモ	1 株	平 2. 5. 30	原田 1051	久保 芙蓉子
町天然	ソテツ	1 株	平 23. 4. 1	東野	正光坊
町天然	サルスベリ	1 株	平 2. 5. 30	中野	若本家
町天然	サカキ	1 株	平 2. 5. 30	原田 732	金原 梢
町天然	ナギ	1 株	平 2. 5. 30	中野 3350	(宗)八幡宮
町天然	巖島神社のムクノキ	1 株	平 3. 9. 5	木江 11966-1	(宗)巖島神社
町天然	ソテツ	1 株	平 2. 5. 30	中野	(宗) 西光寺
町天然	ムクロジ	1 株		上組	

〔本町の自然的・社会的条件〕

○自然的条件

1 位置・地勢

本町は瀬戸内海の中央、芸予諸島に浮かぶ大崎上島にあり、北部から西部にかけては竹原市、東広島市に、東部は愛媛県今治市（大三島）に、そして南部は呉市（大崎下島）、愛媛県今治市（岡村島）と相対している。面積は、大崎上島と、長島、生野島、契島等の属島を含め、43.31k㎡である。

本町の地勢としては、島のほぼ中央部に主峰、神峰山（452.6m）があり、その稜線が東西に縦走している。また、尾根が海岸線まで迫る瀬戸内海離島特有の地形を形成しているため、急傾斜地が多く、平地部が極めて少ないという地形的特徴を有している。

また、神峰山は瀬戸内海国立公園に指定されており、山頂からの展望は瀬戸内海でも有数の多島美の景勝地として知られている。

2 気候

気候は、年間を通して比較的過ごしやすい瀬戸内海式気候であるが、降雨量が夏季に乏しいため、干ばつの被害を受けやすく、また台風、高潮の被害にも過去度々見舞われている。

過去30年間（平成6年～令和5年）における年間降水量は平均1,401.0mm、日最大降水量は平均106.1mmとなっている。

同期間中の気温において、日平均は平均16.6℃、最高は平均34.9℃、最低は平均-2.0℃となっている。

過去30年間の気象情報は、以下のとおりである。

■過去 30 年間の気象情報

	降水量 (mm)		気 温 (°C)			風向・風速 (m/s)			日 照	雪 (寒候年 cm)	
	年間合計	日最大	日平均	最高	最低	平均 風速	最大		時間 (h)	降雪 合計	最深 積雪
							風向	風速			
H6	787.0	59.5	17.0	36.3	-0.5	2.0	東南東	11.1	2,279.3	4.0	3.0
7	1,365.5	142.5	15.9	34.5	-2.1	2.2	東南東	15.7	2,125.3	0.0	0.0
8	1,284.5	105.5	15.7	34.3	-3.9	2.1	南西	14.1	2,004.7	6.0	3.0
9	1,593.0	102.5	16.4	32.7	-3.3	2.2	南西	14.3	2,158.0	9.0	5.0
10	1,310.0	123.0	17.4	33.6	-2.9	2.1	北北東	14.5	1,995.1	0.0	0.0
11	1,681.5	186.0	16.5	33.1	-3.9	2.1	南	17.6	2,021.9	2.0	1.0
12	1,037.0	62.0	16.5	35.5	-0.9	2.1	西南西	10.9	2,159.5	10.0	10.0
13	1,346.0	88.5	16.4	35.4	-2.5	2.1	南西	12.1	2,205.7	0.0	0.0
14	1,058.0	85.0	16.7	34.5	-1.5	2.3	北北西	11.0	2,155.9	—	1.0
15	1,427.0	54.5	16.2	33.2	-2.6	2.2	北東	15.0	1,851.7	—	—
16	1,804.0	111.5	17.1	35.4	-3.5	2.3	南	21.1	2,267.5	—	—
17	1,114.0	205.0	16.3	33.5	-3.4	2.3	南西	15.7	2,153.8	—	—
18	1,646.0	71.5	16.4	35.2	-1.6	2.2	南西	13.2	1,936.9	—	—
19	983.0	59.5	17.1	35.0	-0.5	2.2	東北東	12.7	2,141.2	—	—
20	1,067.0	53.5	16.5	34.9	-1.1	2.1	北西	10.5	2,121.3	—	—
21	1,439.5	114.5	16.6	33.9	-0.9	2.2	南西	13.0	2,034.0	—	—
22	1,475.5	109.5	16.7	35.9	-0.7	2.6	南西	18.8	2,093.4	—	—
23	1,391.5	86.0	16.3	34.0	-3.9	2.7	東北東	16.7	1,983.3	—	—
24	1,341.0	80.0	16.2	34.8	-2.8	2.7	西南西	22.8	1,971.1	—	—
25	1,705.0	137.0	16.5	35.3	-2.2	2.7	南西	14.6	2,254.0	—	—
26	1,206.0	97.0	16.1	34.6	-0.7	2.6	東	15.9	1,954.1	—	—
27	1,627.5	90.5	16.5	34.9	-0.8	2.6	東	16.6	1,990.9	—	—
28	1,925.0	100.0	17.2	36.0	-3.0	2.5	西南西	16.0	1,951.3	—	—
29	1,359.5	75.5	16.3	35.2	-0.8	2.6	西南西	13.9	2,151.5	—	—
30	1,757.0	190.5	16.8	35.9	-3.5	2.6	西南西	17.2	2,195.5	—	—
R1	1,215.5	90.5	17.2	35.8	0.9	2.6	西南西	17.4	2,161.0	—	—
2	1,660.0	100.5	17.0	36.1	-0.1	2.7	西南西	18.1	2,202.5	—	—
3	1,962.0	155.5	17.1	36.2	-2.9	2.7	東北東	15.8	2,149.9	—	—
4	1,153.0	136.5	17.0	34.5	-1.3	2.5	西南西	17.1	2,229.1	—	—
5	1,309.5	108.0	17.5	36.3	-3.4	2.5	西南西	14.4	2,230.6	—	—
平均	1,401.0	106.1	16.6	34.9	-2.0	2.4	—	15.3	2,104.3	—	—

(気象庁広島地方気象台 呉特別地域気象観測所による)

3 活断層

活断層とは、最近の地質時代（第四紀：約 200 万年前から現在）に繰り返し活動し、将来も活動することが推定される断層（地面を形成する岩体のずれ）のことである。

本町直下には活断層の存在はないが、周辺地域には、本章第 7 節「被害想定」で想定している「己斐断層」^{こひ}、「小方—小瀬断層（大竹断層）」のほか、「竹原断層」^{たけはら}、「三津北方断層」といった断層が活断層と推定されている。

4 本町近辺で発生した地震

本町近辺での地震としては、安芸灘で 1905 年(明治 38 年)、1949 年(昭和 24 年)、2001 年(平成 13 年)に発生した地震がある。特に 1905 年の「芸予地震」は、マグニチュードはそれほど大きくなかったものの、広島・呉等の震源域周辺ではかなりの被害が報告されている。

○社会的条件

1 人口・世帯

(1) 人口世帯の動き

本町の人口は、以下の表に示すとおり 7,158 人（令和 2 年国勢調査）となっている。過去 20 年間の人口動向は、平成 12 年から令和 2 年までの間に 2,973 人減少している。世帯数は平成 12 年から令和 2 年までの間に 948 世帯減少しており、1 世帯当たりの人数も 0.23 人減少している。

	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
人口 (人)	10,131	9,236	8,448	7,992	7,158
世帯数 (世帯)	4,385	4,136	3,880	3,898	3,437
1 世帯当たり人数 (人)	2.31	2.23	2.17	2.05	2.08

(各年国勢調査)

(2) 人口構成

町の総人口に占める高齢者の割合は、令和 2 年では 46.4%であり、県平均値 (29.4%) を大きく上回っている。

一方、0～14 歳人口と 15～64 歳人口の割合は減少が続いており、少子高齢化の進行が見受けられる。

(1) の表とあわせ、この少子高齢化、核家族化の傾向は、家族の介護力の低下、ひいては要配慮者の増加を招いているといえる。

	平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年		令和 2 年	
	人口 (人)	割合 (%)	人口 (人)	割合 (%)	人口 (人)	割合 (%)	人口 (人)	割合 (%)	人口 (人)	割合 (%)
総人口	10,131	100.0	9,236	100.0	10,131	100.0	9,236	100.0	7,158	100.0
0～14 歳	945	9.3	796	8.6	945	9.3	796	8.6	553	7.7
15～64 歳	5,465	54.0	4,774	51.7	5,465	54.0	4,774	51.7	3,283	45.9
65 歳以上	3,691	36.4	3,666	39.7	3,691	36.4	3,666	39.7	3,322	46.4
年齢不詳	30	0.3	0	0	30	0.3	0	0	0	0

(各年国勢調査)

2 交通

本町は離島のため、本土との交通は、対岸の竹原港・安芸津港等を結ぶフェリーや高速艇に限られる。

また、島内の主要な道路網としては、島全体を環状に走る主要地方道大崎上島循環線、南北東部を縦貫する一般県道大田木江線、大西港と循環線を結ぶ一般県道大西大西港線があり、それらに接続する町道・農道がともに重要な生活路線として住民の日常生活に密接に結びついている。

3 産業

本町の就業人口は3,152人（令和2年国勢調査）であり、年々減少を続けている。産業別就業人口比率では、第1次産業が487人（15.5%）、第2次産業が725人（23.0%）、第3次産業が1,934人（61.4%）となっている。

農業については、みかんやレモン等の柑橘類が主要作物であるが、高齢化や兼業化、急傾斜地が多いといった地形的条件、柑橘類の価格低迷や生産経費の増大等の問題から、耕作放棄地が増加している状況にある。

また、漁業についても、就業者の高齢化が進んでいる状況にある。

工業については、造船業や非鉄金属業が古くからの島の基幹産業となっており、平成21年度以降製造品出荷額は微増している。

観光産業については、島の豊かな自然を活かした海水浴やキャンプ等、アウトドアレジャーが盛んであり、大串の外浜には海水浴場・キャンプ場といった施設も整備されているほか、平成6年、木江に民間の温泉ホテルが開業し、町内で最大の宿泊施設となっている。

〔既往地震の概要〕

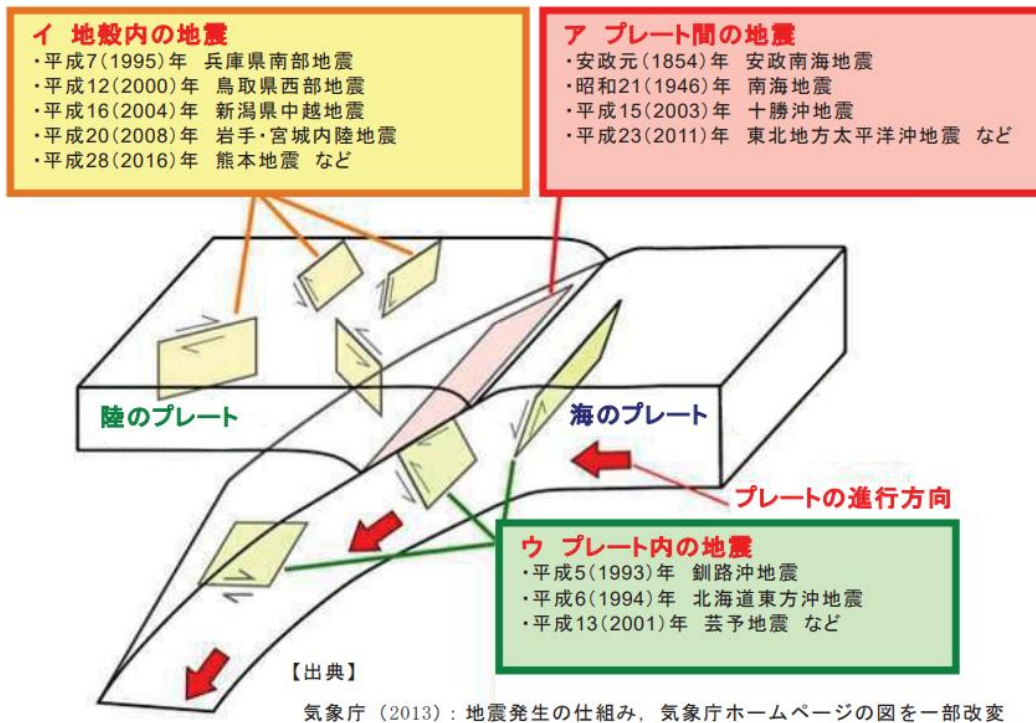
○発生地震による地震タイプの特徴

地震は、地球表層を形成するプレート境界あるいはプレート内の断層帯において、岩盤がずれ動く断層運動によって発生する。これを図示すると図－1のとおりである。

地震は発生メカニズムによって陸域の浅いところで発生する活断層型地震、プレートの沈み込みによるプレート間で発生する海溝型地震、沈み込むプレート内で発生するスラブ内地震等のタイプがある。いずれにせよ地震は繰り返すという特徴を有することから、歴史地震を把握することは重要である。

なお、広島県周辺で発生した過去の被害地震の震央位置と活断層位置を図－2に示す。

図－1 地震の発生メカニズム



○広島県内に被害を及ぼした近年の歴史地震

広島県に被害を及ぼした主な地震とその被害状況は以下の表のとおりであるが、「宝永地震」(1707年, M8.4), 「安政南海地震」(1854年, M8.4), 「南海地震」(1946年, M8.0)等, マグニチュード8クラスの地震も発生している。

表1-広島県に被害を及ぼした主な地震とその被害状況

発生年	地震名	マグニチュード	被害の概要
慶安2年 (1649年) 3月17日	芸予地震	7.4±0.25	広島にて侍屋敷, 町屋少々潰・破損多し。
貞享2年 (1685年) 1月4日	芸予地震	7.0~7.4	広島城廻その他少しずつ破損したが大破ではなく, 広島県中西部199ヶ村で被害。合計で家損147軒, 蔵損39軒, 社3, 寺5, 土手4,734間, 石垣損857.5間, 田畑損1.19町, 死2, 死牛馬3。宮嶋で大宮・五重塔などの屋根, 瓦少損。石垣・井垣崩れあり。備後三原城の石垣はらみだす。錦帯橋橋台落ち, 岩国で塀われ瓦落ちる。
宝永4年 (1707年) 10月28日	宝永地震	8.4	全国広範囲で大被害。備後三原城で石垣はらみ, 潰家多く, 広島で城堀の水が路上に溢れ石垣の崩壊あり(町・郡内で全潰家屋78, 半潰68)。
嘉永7年 安政元年 ※ (1854年) 12月24日	安政南海地震	8.4	前日の安政東海地震とともに, 全国広範囲で大被害。広島では屋根の揺れ幅が1.6~1.7尺(0.5m)であった。
嘉永7年 安政元年 ※ (1854年) 12月26日	伊予西部	7.3~7.5	安政東海地震, 安政南海地震と時期的に接近し, 記録からは被害が分離できない。広島では, 安政南海地震と同じぐらいの揺れに感じられたという。
安政4年 (1857年) 10月12日	芸予地震	7.25±0.5	三原で藩主の石塔など破損。広島で家屋の破損あり。呉で石垣崩れ, 門倒れなどあり。郷原(呉市)で土堤割れなどあり。
明治5年 (1872年) 3月14日	浜田地震	7.1±0.2	中野村(北広島町)で亀裂(延長500m)を生じ, 家土蔵半潰15, 橋梁落下2を生じた。広島県内各地で小被害, 家屋倒壊もあった。
明治38年 (1905年) 6月2日	芸予地震	6.7	沿岸部, 特に広島, 呉, 江田島, 宇品で揺れが強かった。広島監獄は埋立地にあり, 第14工場が倒壊し死者2, 負傷者22を出した。その他瓦, 壁土, 庇の墜落があり, 広島駐車場の入口の庇と廊下が倒れ負傷者11, 宇品は明治17年以降の埋立地で被害大きく, 江田島の兵学校内にも亀裂や建物の被害があった。

※ 嘉永7年11月27日 安政に改元

発生年	地震名	マグニチュード	被害の概要																																																								
			被害総括 <table border="1"> <thead> <tr> <th>郡市</th> <th>死</th> <th>傷</th> <th>全潰</th> <th>半潰</th> <th>破損</th> <th>煙突損壊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広島市</td> <td>4</td> <td>70</td> <td>36</td> <td>20</td> <td>25</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>呉市</td> <td>6</td> <td>86</td> <td>5 (51)</td> <td>25 (57)</td> <td>(5, 95 7)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>安芸郡</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>賀茂郡</td> <td></td> <td>2</td> <td>5</td> <td></td> <td>14</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>佐伯郡</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>安佐郡</td> <td></td> <td>1</td> <td>7</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>11</td> <td>160</td> <td>56</td> <td>47</td> <td>40</td> <td>26</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：地震予防調査会報告，1905，No. 53 ()内は，中央気象台の記録</p>	郡市	死	傷	全潰	半潰	破損	煙突損壊	広島市	4	70	36	20	25	25	呉市	6	86	5 (51)	25 (57)	(5, 95 7)		安芸郡	1	1	1	1			賀茂郡		2	5		14	1	佐伯郡			2	1			安佐郡		1	7		1		計	11	160	56	47	40	26
郡市	死	傷	全潰	半潰	破損	煙突損壊																																																					
広島市	4	70	36	20	25	25																																																					
呉市	6	86	5 (51)	25 (57)	(5, 95 7)																																																						
安芸郡	1	1	1	1																																																							
賀茂郡		2	5		14	1																																																					
佐伯郡			2	1																																																							
安佐郡		1	7		1																																																						
計	11	160	56	47	40	26																																																					
昭和 21 年 (1946 年) 12 月 21 日	南海地震	8.0	全国広範囲で大被害。広島県で負傷者 3，住家全壊 19，半壊 42，非住家全壊 30，半壊 32，道路損壊 2																																																								
昭和 24 年 (1949 年) 7 月 12 日	安芸灘	6.2	呉で死者 2，道路の亀裂多く，水道管の破断，山林の一部崩壊などの被害があった。																																																								
平成 11 年 (1999 年) 7 月 6 日	広島県南東部	4.5	負傷者 1 (震度 4) 物的被害なし [広島県調べ]																																																								
平成 12 年 (2000 年) 10 月 6 日	鳥取県西部地震	7.3	震源近傍では震度 6 弱～6 強となり，鳥取県を中心に負傷者 182 名，住家は全壊 435 棟，半壊 3,101 棟，一部損壊 18,544 棟等の被害。また，延べ 17,402 戸が停電し，各地で断水などの被害 [内閣府 (2003)]。 広島県では強いところで震度 4 となり県内で住家 6 棟が一部破損した。[広島県調べ]																																																								
平成 13 年 (2001 年) 3 月 24 日	芸予地震	6.7	広島県で強いところで震度 6 弱となり，死者 1 名，重軽傷者 193 名，住家の被害は，全壊 65 棟，半壊 688 棟，一部損壊 36,545 棟の被害が発生した。[広島県調べ]																																																								
平成 18 年 (2006 年) 6 月 12 日	伊予灘	4.7	負傷者 4 (重傷 1，軽傷 3,)，住家一部損壊 2 棟 [広島県調べ]																																																								
平成 23 年 (2011 年) 11 月 21 日	広島県北部	5.4	負傷者 2 (震度 5 弱) [広島県調べ]																																																								

【出典】

※ 広島県調べ，内閣府 (2003) 以外は，宇佐美龍夫 (1987) から抜粋 (内閣府 (2003)：平成 12 年 (2000) 鳥取県西部地震について)

○発生メカニズムによる地震の分類

主な歴史地震を発生メカニズムによって分類すると以下のとおりである。

地震のタイプ	本県に被害を及ぼした主な地震	地震の発生周期
<プレート内（スラブ内）地震> 沈み込んだフィリピン海プレート内の地震 （やや深い地震）	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 13 年（2001 年）芸予地震 ・昭和 24 年（1949 年）安芸灘 ・明治 38 年（1905 年）芸予地震 ・慶安 2 年（1649 年）芸予地震 ・貞享 2 年（1685 年）芸予地震 ・安政 4 年（1857 年）芸予地震 	約 50～100 年間隔で発生
<プレート間（海溝型）地震> フィリピン海プレートの沈み込みによるプレート間地震	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和 21 年（1946 年）南海地震 ・安政 元年（1854 年）安政南海地震 ・宝永 4 年（1707 年）宝永地震 	約 100～150 年間隔で発生
<地殻内（活断層型）地震> 陸域の浅い地震 （深さ約 20 km 以浅）	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 12 年（2000 年）鳥取県西部地震 ・平成 7 年（1995 年）兵庫県南部地震 ・明治 5 年（1872 年）浜田地震 	千年～数万年間隔で発生

【出典】 「広島県の地震防災対策のあり方（平成 15 年 3 月）」に加筆

○広島県周辺における既往地震・津波

南海トラフでは津波を伴った地震が 1605 年慶長地震をはじめ、1707 年宝永地震、1854 年安政南海地震、1946 年昭和南海地震等、100～150 年の間隔で繰り返し起こり、西日本はその都度大きな地震・津波災害に見舞われてきた。

特に、太平洋に面している和歌山、大阪、徳島、高知県沿岸で甚大な津波被害を受けたことはよく知られており、日本有数の津波常襲地帯に数えられている。

広島県はこの津波常襲地帯に隣接しているが、過去の古文書において県内に津波による被害はほとんど報告されていない。

近年では、2010 年（平成 22 年）2 月に発生したチリ中部沿岸を震源とする地震により、呉で 0.1m、2011 年（平成 23 年）3 月に発生した東北地方太平洋沖地震により、広島・呉で 0.2m の津波高さを観測している。

〔被害想定〕

○地震被害想定調査

広島県は、平成 25 年 10 月に東日本大震災（H23. 3）を踏まえた、最新の科学的知見に基づき、地震被害想定の見直しを行った。

○想定地震

広島県の地震・津波対策において被害想定を行うべき地震として、既に明らかとなっている断層等を震源とする地震及びどこでも起こりうる直下の地震を選定した。

1 既に明らかとなっている断層等を震源とする地震・津波（図－1 及び図－2 参照）

過去の被害地震や活断層調査結果を踏まえ、次の(1), (2), (3)を基準とし、「既に明らかとなっている断層等を震源とする地震」を 11 ケース選定した。

- (1) 歴史的に繰り返し発生し、将来発生する可能性が高い地震
- (2) 地震調査研究推進本部が長期評価を行っている「主要活断層帯」による地震
- (3) 地震規模及び本県と震源との距離から、発生した際に本県に及ぼす被害が甚大となる可能性が高い地震

なお、選定した想定地震のうち、震源が海域に位置するものについては、津波についてもあわせて被害想定を行うこととした。

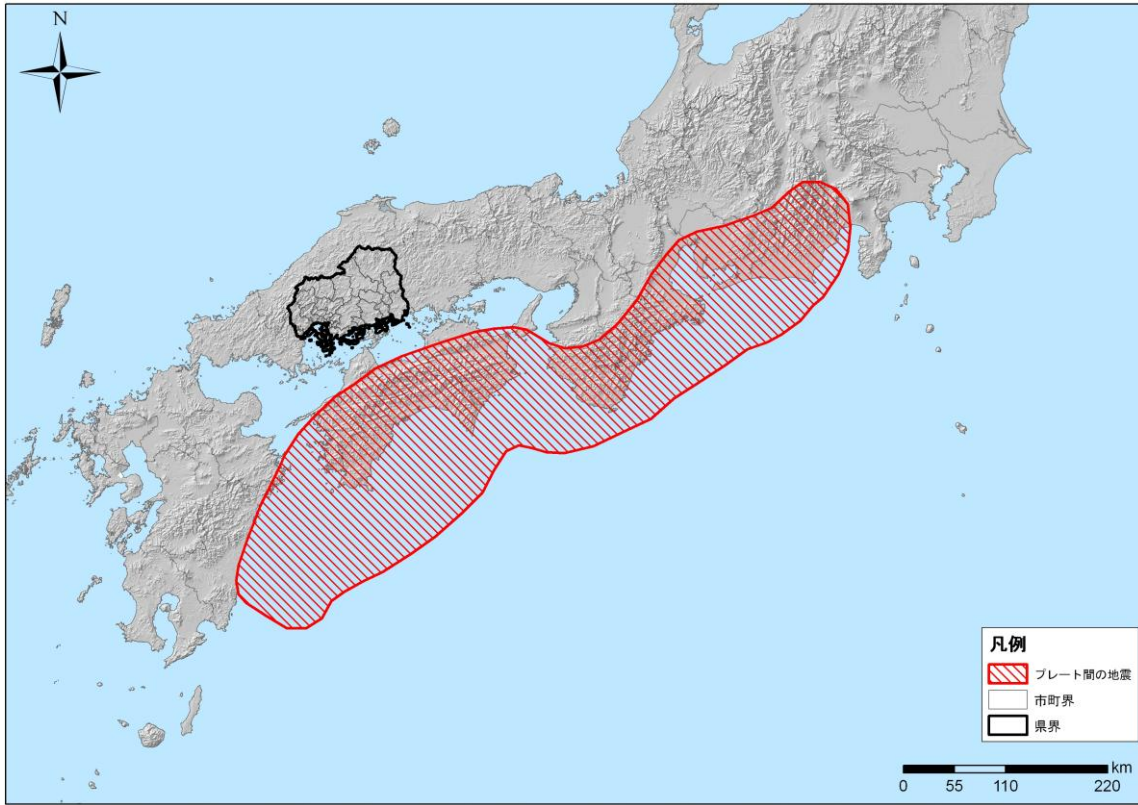
2 どこでも起こりうる直下の地震（図－3 参照）

選定した既に明らかとなっている断層等を震源とする地震により地震被害想定を行う場合、震源から離れた自治体では比較的軽微な被害にしかならないことがある。

しかしながら、平成 12 年（2000 年）鳥取県西部地震のように、活断層が確認されていない地域においても地震は発生しており、今後、どの地域においても直下の地震が発生する可能性は否定できない。このため、前回調査と同様に、既に明らかとなっている断層等を震源とする地震の影響が小さい地域において防災対策を行う上での基礎資料として役立てることを目的として、県内 23 の各市町役場の所在地に震源位置を仮定した「どこでも起こりうる直下の地震」を選定した。

図一 想定地震位置図（南海トラフ巨大地震）

内閣府(2012)：南海トラフの巨大地震モデル検討会資料



図二 想定地震位置図（既に明らかとなっている断層等を震源とする地震）

活断層研究会(1991)：新編日本の活断層，東京大学出版会

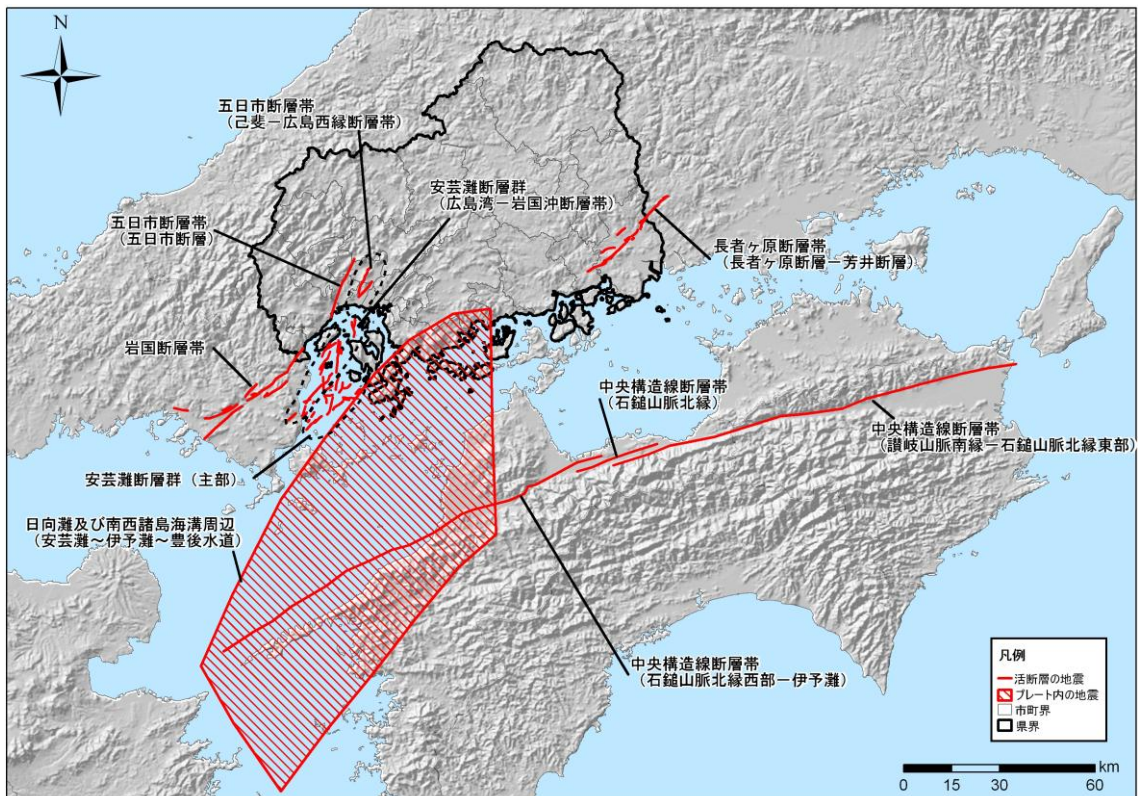
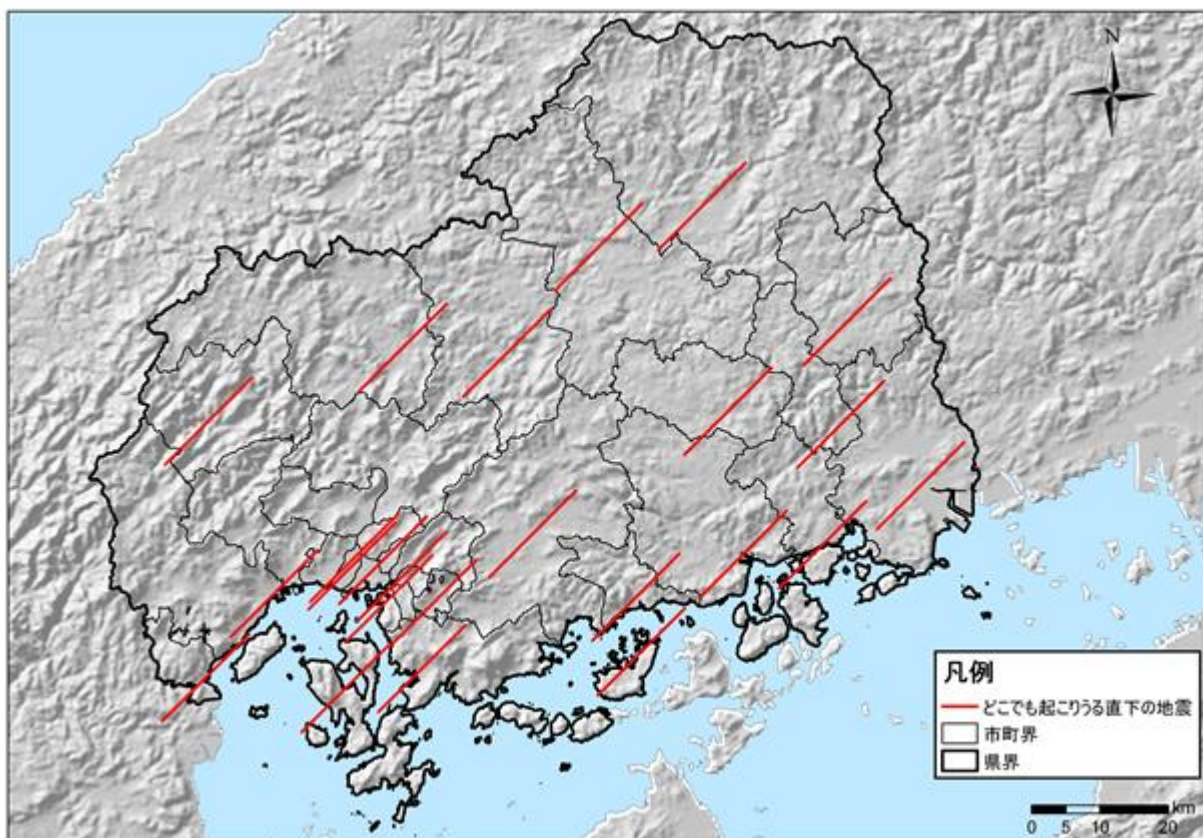


図-3 想定地震位置図（どこでも起こりうる直下の地震）



■ 選定した想定地震

想定地震	選定基準※			想定対象		参考 広島県に被害を及ぼした主な地震
	①	②	③	地震	津波	
1 プレート間の地震 南海トラフ巨大地震						昭和 21 年（1946 年）南海地震 安政元年（1854 年）安政南海地震 宝永 4 年（1707 年）宝永地震
1) 南海トラフ巨大地震	○	○	○	○	○	
2 プレート内の地震 日向灘及び南西諸島海溝周辺						平成 13 年（2001 年）芸予地震 昭和 24 年（1949 年）安芸灘 明治 38 年（1905 年）芸予地震 安政 4 年（1857 年）芸予地震
2) 安芸灘～伊予灘～豊後水道	○	○	○	○	○	
3 地殻内の地震 中央構造線断層帯						平成 12 年（2000 年）鳥取県西部地震 明治 5 年（1872 年）浜田地震
3) 讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部		○	○	○	○	
4) 石鎚山脈北縁		○	○	○	－	
5) 石鎚山脈北縁西部－伊予灘		○	○	○	○	
五日市断層帯						
6) 五日市断層		○	○	○		
7) 己斐－広島西縁断層帯		○	○	○		
岩国断層帯						
8) 岩国断層帯		○	○	○	－	
安芸灘断層群						
9) 主部		○	○	○	○	
10) 広島湾－岩国沖断層帯		○	○	○	○	
長者ヶ原断層帯						
11) 長者ヶ原断層－芳井断層	－	－	○	○	－	
どこでも起こりうる直下の地震						
どこでも起こりうる直下の地震 (23 市町役場直下に震源を配置)	－	－	○	○	－	
<p>※選定基準</p> <p>①歴史的に繰返し発生し、将来発生する可能性が高い地震</p> <p>②地震調査研究推進本部が長期評価を行っている「主要活断層帯」による地震</p> <p>③地震規模及び本県と震源との距離から、発生した際に本県に及ぼす被害が甚大となる可能性が高い地震</p>						

■ 想定地震の緒元

地震名	地震タイプ	端部の位置 緯度、経度	一般走向	傾斜	長さ	幅	上端深さ	マグニチュード※1	今後30年以内 の発生確率
南海トラフ巨大地震	プレート間	- - , -	-	-	-	-	-	9.0	-
安芸灘～伊予灘～豊後水道	プレート内	- - , -	-	-	-	-	-	6.7～7.4	40%
讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部	地殻内	東端 34° 10' , 134° 39'	N70° E	北傾斜 30～40°	約130km	20～30km	0km	8.0程度もしくはそれ以上	ほぼ0～0.3%
石鎚山脈北縁 ※2	地殻内	東端 33° 58' , 133° 25'	N70° E	高角度 北傾斜	約30km	不明	0km	7.3～8.0程度	ほぼ0～0.3%
石鎚山脈北縁西部～伊予灘	地殻内	東端 33° 56' , 133° 14'	N70° E	高角度 北傾斜	約130km	不明	0km	8.0程度もしくはそれ以上	ほぼ0～0.3%
五門市断層	地殻内	北端 34° 29' , 132° 23'	N20° E	高角 (西傾斜)	約20km	約25km	0km	7.0程度	不明
己斐～広島西縁断層帯(M6.5) ※3	地殻内	北端 34° 27' , 132° 27'	N20° E	ほぼ垂直	約10km	不明	0km	6.5程度	不明
岩国断層帯	地殻内	北東端 34° 15' , 132° 13'	N60° E	高角 北西傾斜	約44km	20km程度	0km	7.6程度	0.03～2%
安芸灘断層群(主部)	地殻内	北東端 34° 07' , 132° 25'	N50° E	不明	約21km	不明	0km	7.0程度	0.1～10%
安芸灘断層群(広島湾～岩国冲断層帯)	地殻内	北東端 34° 19' , 132° 24'	N30° E	不明	約37km	不明	0km	7.4程度	不明
長者ヶ原断層～芳井断層 ※4	地殻内	東端 34° 40' , 133° 29'	N43° E	北傾斜 80° (断層露頭)	約37km	-	-	7.4 (松田(1975)の式 (log L=-2.9+0.6M)により計算)	-
どこでも起こりうる直下の地震 ※5	地殻内	市町役場位置に断層中心	N45° E	-	-	-	-	6.9	-

注:表中の数値等は、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」、地震調査研究推進本部の各断層等の「長期評価」による。
地震動等の計算に用いたモデルの詳細は、第IV編に整理した。
※1:気象庁マグニチュード。ただし、南海トラフ巨大地震のみモーメントマグニチュード
※2:端部の位置、長さは岡村断層部分
※3:己斐～広島西縁断層帯(M6.9)は参考として震源を仮定しているため語元は省略
※4:長者ヶ原断層～芳井断層は、本調査による結果を表示
※5:どこでも起こりうる直下の地震は、震源を仮定しているため語元(傾斜、長さ、幅、上端深さ等)は省略

【出典】

内閣府(2012):南海トラフの巨大地震モデル検討会資料

地震調査研究推進本部(2009):全国地震動予測値図

地震調査研究推進本部(2010):全国地震動予測値図

地震調査研究推進本部(2011):中央構造線断層帯(金剛山地東縁～伊予灘)の長期評価(一部改訂)について

地震調査研究推進本部(2004):五門市断層帯の長期評価について

地震調査研究推進本部(2004):日向灘及び南西諸島海溝周辺の地震活動の長期評価について

地震調査研究推進本部(2004):岩国断層帯の長期評価について

地震調査研究推進本部(2009):安芸灘断層群の長期評価について

2 地震動予測

想定地震ごとに様々なケースの地震動等の予測を行い、被害が最大となるケースで被害想定を行った。

南海トラフ巨大地震の地震動等については、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が示した「基本ケース」、「陸側ケース」、「東側ケース」、「西側ケース」の4つの強震断層モデルと、これを補完するための「経験的手法」及びこれらの震度の最大値の「重ね合わせ」のうち、「重ね合わせ」を除き、本県の人的被害に直結する揺れによる建物全壊棟数が最も多い想定結果となった「陸側ケース」を用いて被害想定を行った。

なお、揺れによる全壊棟数が同数の場合は、液状化による建物全壊棟数が多くなるケースを用いて被害想定を行った。

南海トラフ巨大地震以外の地震では、想定断層の両端に破壊開始点を設定した2ケースの強震断層モデルのうち、揺れによる建物全壊棟数が多くなるケースを用いて被害想定を行った。

また、活断層が確認されていない地域においても発生し得る地震として、各市町役場の所在地に震源位置を仮定した23の地震による被害想定を行った。

3 津波浸水想定

南海トラフ巨大地震の津波断層モデルは、内閣府（2012a）【内閣府（2012a）：南海トラフの巨大地震モデル検討会】が設定している11ケースの津波断層モデルのうち、広島県沿岸部における波高が高くなり、浸水面積が大きくなると想定される次の津波断層モデルケースを広島県及び市町ごとに選択し、想定対象とした。

大崎上島町で30cm以上浸水深面積が最大となり、本町にとって最大の被害となると想定される津波断層モデル「ケース1」を選定した。

また、既に明らかとなっている断層等を震源とする地震のうち、震源が海域にある次の5地震を「瀬戸内海域活断層等による地震」として定義し、想定対象とした。

- ・安芸灘～伊予灘～豊後水道
- ・讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部
- ・石鎚山脈北縁西部－伊予灘
- ・安芸灘断層群（主部）
- ・安芸灘断層群（広島湾－岩国沖断層帯）

南海トラフ巨大地震による被害想定実施ケース組み合わせ

	地 震						津 波		
	基本 ケース	東側 ケース	西側 ケース	陸側 ケース	経験的 手法	重ね合 わせ	ケース 1	ケース 4	ケース 5
大崎上島町	－	－	－	○	－	－	○	－	－

地震ケース
 基本：基本となるケース
 東側：強震動生成域をやや東側の場所に設定
 西側：強震動生成域をやや西側の場所に設定
 陸側：強震動生成域を可能性がある範囲で最も陸側に設定
 経験的手法：震源からの距離にしたがい地震の揺れの強さがどの程度減衰するかを示す経験的な式を用いて震度を簡便に推定
 重ね合わせ：上記4ケースと経験的手法による震度の各地点における最大値

津波ケース
 1：駿河湾～紀伊半島沖に「大すべり域+超大すべり域」を設定
 4：四国沖に「大すべり域+超大すべり域」を設定
 5：四国沖～九州沖に「大すべり域+超大すべり域」を設定

4 想定シーン

人々の行動や火気器具の使用状況は、季節・時刻によって変化する。このため、地震が発生する季節や時刻に応じて、人的被害や火災による被害の様相が異なる特徴的な次の3シーンを想定した。

想定シーンと想定される被害の特徴

想定シーン	想定される被害の特徴
冬 深夜 〔平均：風速 8m/s〕 〔最大：風速 11m/s〕	<ul style="list-style-type: none"> ・多くが自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高く、また津波からの避難が遅れることにもなる。 ・オフィスや繁華街の滞留者や鉄道・道路の利用者が少ない。
夏 12時 〔平均：風速 7m/s〕 〔最大：風速 11m/s〕	<ul style="list-style-type: none"> ・オフィスや繁華街等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災するが多い。 ・木造建物内滞留人口は、1日の中で最も少ない時間帯であり、老朽木造住宅の倒壊による死者は冬の深夜と比べて少ない。 ・海水浴客をはじめとする観光客が多く沿岸部等にいる。
冬 18時 〔平均：風速 8m/s〕 〔最大：風速 11m/s〕	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。 ・オフィスや繁華街周辺のほか、ターミナル駅にも滞留者が多数存在する。 ・鉄道、道路はほぼ帰宅ラッシュ時に近い状態であり、交通被害による人的被害や交通機能支障による影響が大きい。

○想定結果

1 地震動等の予測

(1) 地震動（図－6 参照）

想定地震の規模，震源からの距離，地盤条件等をもとに，250mメッシュ毎の震度分布を想定した。各想定地震における市域面積に対する震度別の面積割合を次表に示した。

南海トラフ巨大地震については，内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が示した「基本ケース」，「陸側ケース」，「東側ケース」，「西側ケース」の4つの強震断層モデルと，これを補完するための「経験的手法」及びこれらの震度の最大値の「重ね合わせ」の地震動の予測を行い，これらの中から最も震度が大きくなる「陸側ケース」について記した。

南海トラフ巨大地震以外の地震では，想定断層の両端に破壊開始点を設定した2ケースの地震動の予測を行い，このうち震度が大きくなるケースについて記した。

大崎上島町 震度別の面積割合（既に明らかとなっている断層等を震源とする地震）

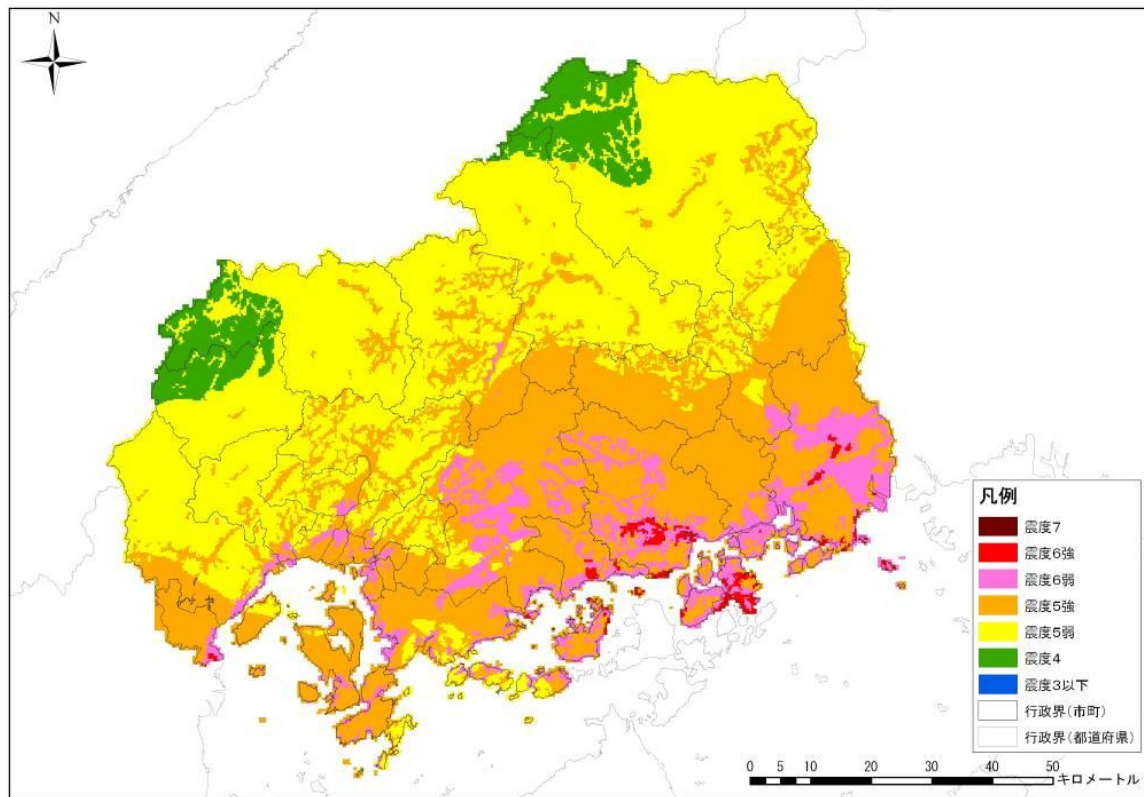
想定地震		マグニ チュード	震度 面積割合 (%)					
			4 以下	5 弱	5 強	6 弱	6 強	7
南海トラフ地震	陸側ケース	9.0	0.0	0.0	62.5	34.4	3.0	0.0
安芸灘～伊予灘～豊後水道	北から破壊	7.4	0.0	0.0	25.3	59.2	15.5	0.0
讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁 東部	西から破壊	8.0	0.6	50.8	47.7	0.8	0.0	0.0
石鎚山脈北縁	西から破壊	8.0	28.8	49.2	22.0	0.0	0.0	0.0
石鎚山脈北縁西部－伊予灘	東から破壊	8.0	0.0	33.2	66.0	0.8	0.0	0.0
五日市断層	北から破壊	7.0	97.3	2.7	0.0	0.0	0.0	0.0
己斐－広島西縁断層帯 (M6.5)	北から破壊	6.5	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
岩国断層帯	東から破壊	7.6	88.9	11.1	0.0	0.0	0.0	0.0
安芸灘断層群（主部）	北から破壊	7.0	96.2	3.8	0.0	0.0	0.0	0.0
安芸灘断層群（広島湾－岩 国沖断層帯）	北から破壊	7.4	51.5	47.8	0.8	0.0	0.0	0.0
長者ヶ原断層－芳井断層	西から破壊	7.4	54.7	42.7	2.5	0.0	0.0	0.0
（参考）己斐－広島西縁断 層帯（M6.9）	南から破壊	6.9	93.5	6.5	0.0	0.0	0.0	0.0

震度別の面積割合 (どこでも起こりうる直下の地震)

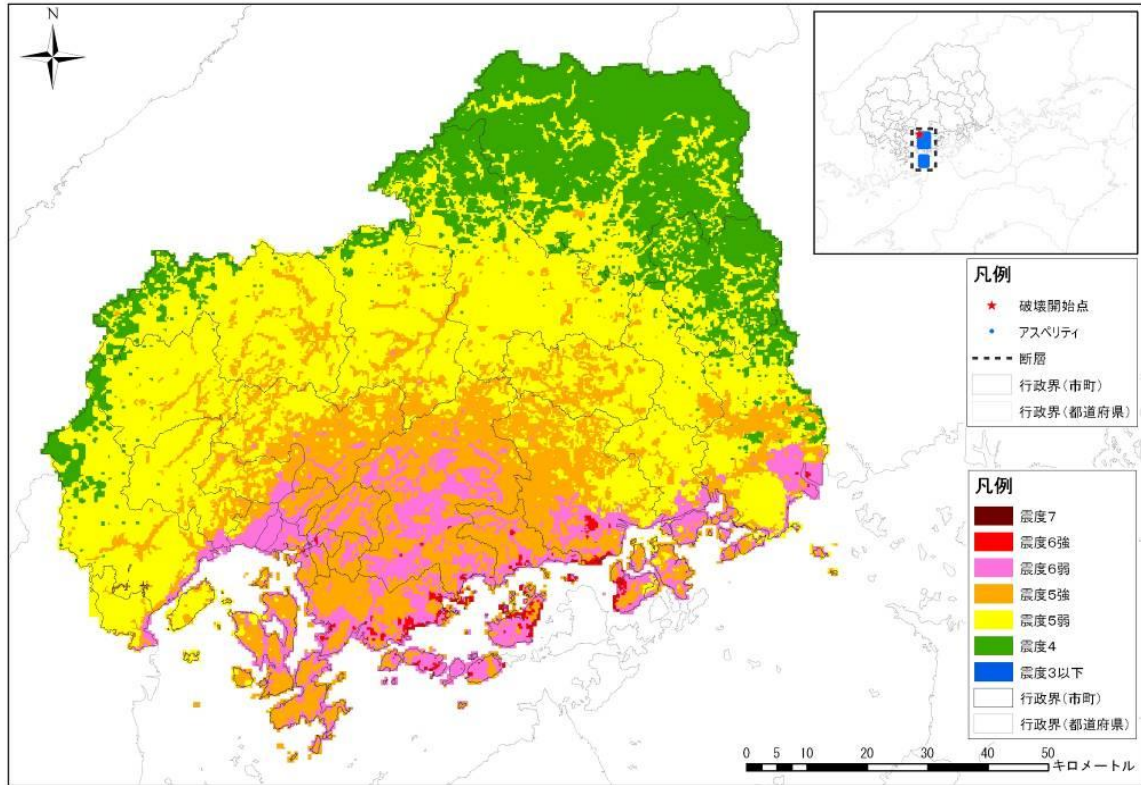
想定地震	震度 面積割合 (%)					
	4以下	5弱	5強	6弱	6強	7
広島市直下	76.6	14.1	6.6	2.2	0.5	0.0
呉市直下	82.0	8.6	6.4	2.7	0.3	0.0
竹原市直下	77.8	11.9	7.0	2.7	0.6	0.0
三原市直下	78.2	11.2	7.4	2.7	0.5	0.0
尾道市直下	81.3	9.1	5.7	2.9	0.9	0.0
福山市直下	85.7	7.0	3.4	2.6	1.2	0.1
府中市直下	77.4	10.8	8.0	3.6	0.3	0.0
三次市直下	74.6	16.8	6.9	1.6	0.1	0.0
庄原市直下	74.8	15.5	7.3	2.2	0.2	0.0
大竹市直下	88.6	7.4	3.2	0.7	0.1	0.0
東広島市直下	72.2	15.6	8.7	2.9	0.5	0.0
廿日市市直下	79.6	12.8	5.9	1.5	0.2	0.0
安芸高田市直下	72.0	18.6	7.8	1.3	0.2	0.0
江田島市直下	84.8	8.2	5.3	1.7	0.1	0.0
府中町直下	75.6	13.9	7.5	2.6	0.4	0.0
海田町直下	76.6	12.5	7.7	2.8	0.3	0.0
熊野町直下	77.5	11.2	7.3	3.8	0.2	0.0
坂町直下	77.6	12.0	7.3	2.8	0.2	0.0
安芸太田町直下	80.9	10.6	6.7	1.7	0.1	0.0
北広島町直下	76.4	14.3	7.4	1.7	0.2	0.0
大崎上島町直下	82.1	10.0	5.6	1.9	0.3	0.0
世羅町直下	70.5	17.5	9.8	2.1	0.1	0.0
神石高原町直下	76.7	12.2	9.1	2.0	0.0	0.0

※：数値は、各想定地震における全県の集計を示す。

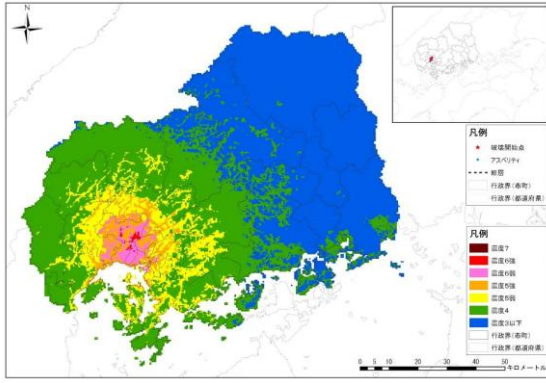
図-6 震度分布



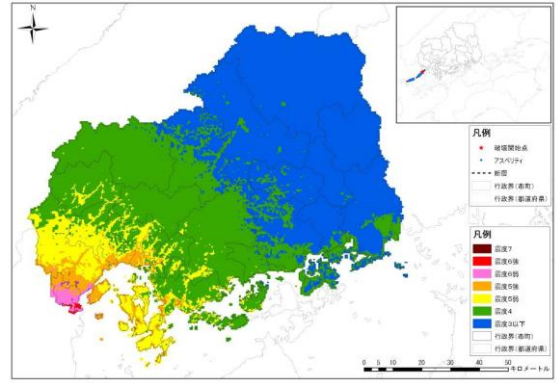
南海トラフ巨大地震 (陸側ケース)



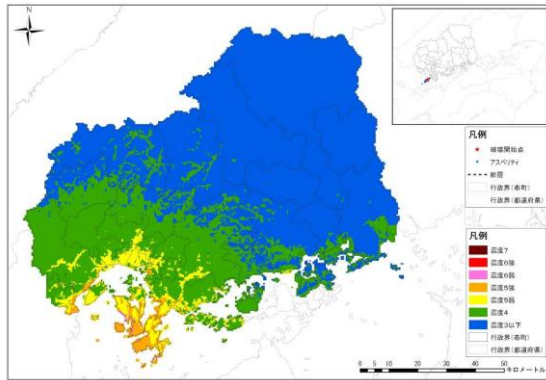
安芸灘～伊予灘～豊後水道の地震
(北から破壊)



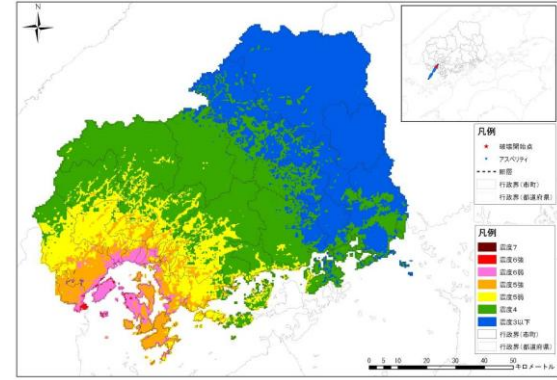
己斐-広島西縁断層帯の地震 (M6.5)
(北から破壊)



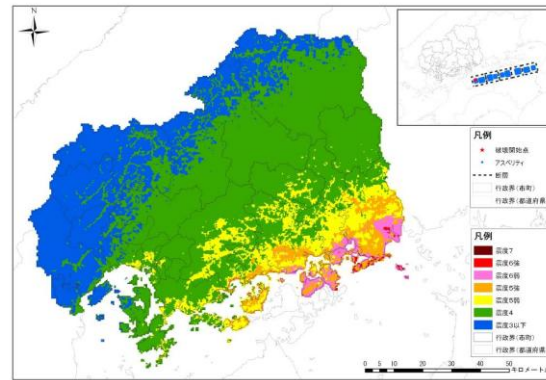
岩国断層帯の地震 (東から破壊)



安芸灘断層群 (主部) の地震 (北から破壊)

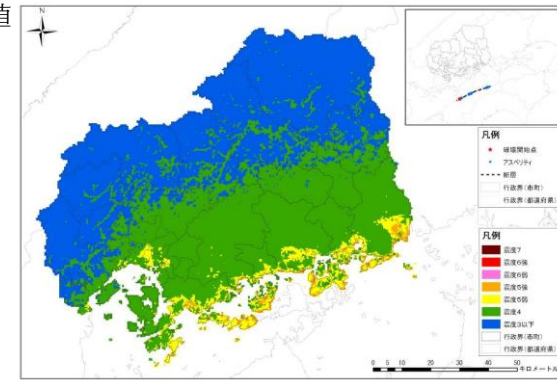


安芸灘断層群 (広島湾-岩国沖断層帯) の地震
(北から破壊)

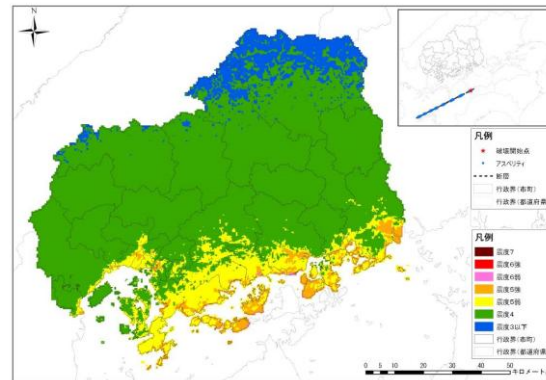


讃岐山脈南縁-石鎚山脈北縁東部の地震
(西から破壊)

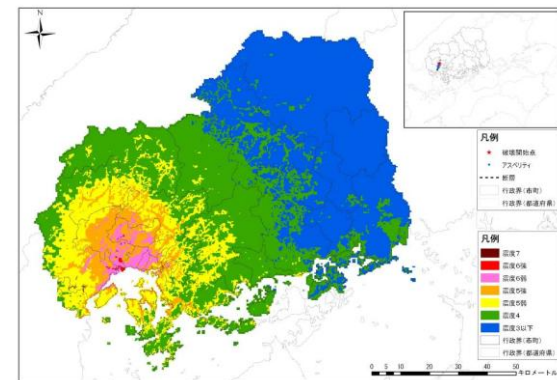
調直



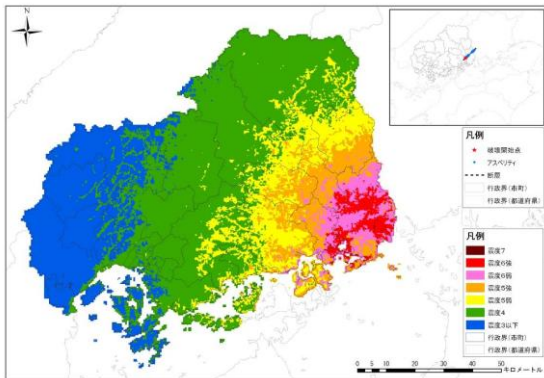
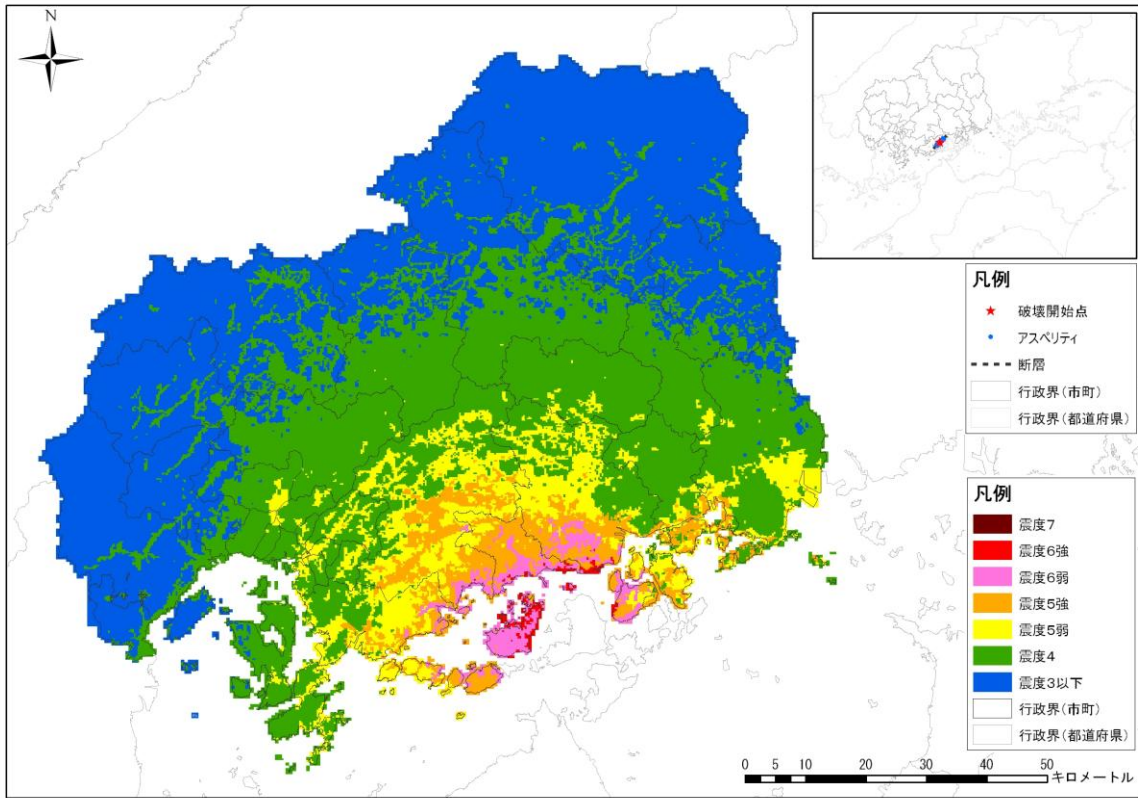
石鎚山脈北縁の地震 (西から破壊)



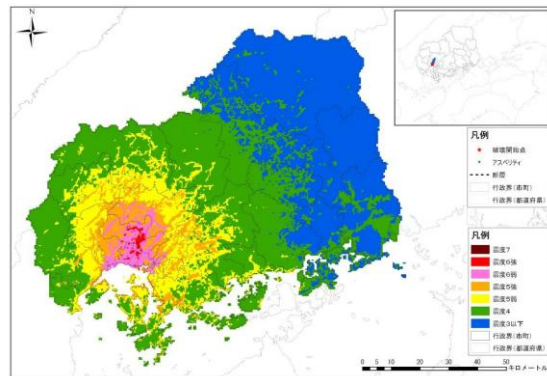
石鎚山脈北縁西部-伊予灘の地震
(東から破壊)



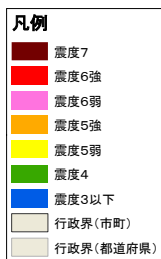
五日市断層の地震 (北から破壊)



長者ヶ原断層-芳井断層の地震(西から破壊)



(参考) 己斐-広島西縁断層帯の地震(M6.9)の地震(南から破壊)



液状化危険度

液状化危険度	PL 値
液状化危険度が極めて高い (以下「極めて高い」)	$30 < PL$
液状化危険度がかなり高い (以下「かなり高い」)	$15 < PL \leq 30$
液状化危険度が高い (以下「高い」)	$5 < PL \leq 15$
液状化危険度が低い (以下「低い」)	$0 < PL \leq 5$
液状化危険度がかなり低い (以下「かなり低い」)	$PL = 0$

(2) 液状化 (図-7 参照)

震度分布と土質状況をもとに、250mメッシュごとの液状化の危険度を示す PL 値分布を想定した。

各想定地震における市域面積に対する危険度判定基準別の面積割合を下表に示した。このとき、液状化の危険度の判定は、液状化可能性のある震度 5 弱以上の範囲で行った。

南海トラフ巨大地震については、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が示した「基本ケース」、「陸側ケース」、「東側ケース」、「西側ケース」の 4 つの強震断層モデルと、これを補完するための「経験的手法」及びこれらの震度の最大値の「重ね合わせ」の PL 値分布の想定を行い、これらの中から最も PL 値が大きくなる「陸側ケース」について記した。

南海トラフ巨大地震以外の地震では、想定断層の両端に破壊開始点を設定した 2 ケースの地震動の PL 値分布の想定を行い、このうち PL 値が大きくなるケースについて記した。

PL 値による液状化危険度判定基準は次のとおりである。

大崎上島町 液状化危険度別の面積割合（既に明らかとなっている断層等を震源とする地震）

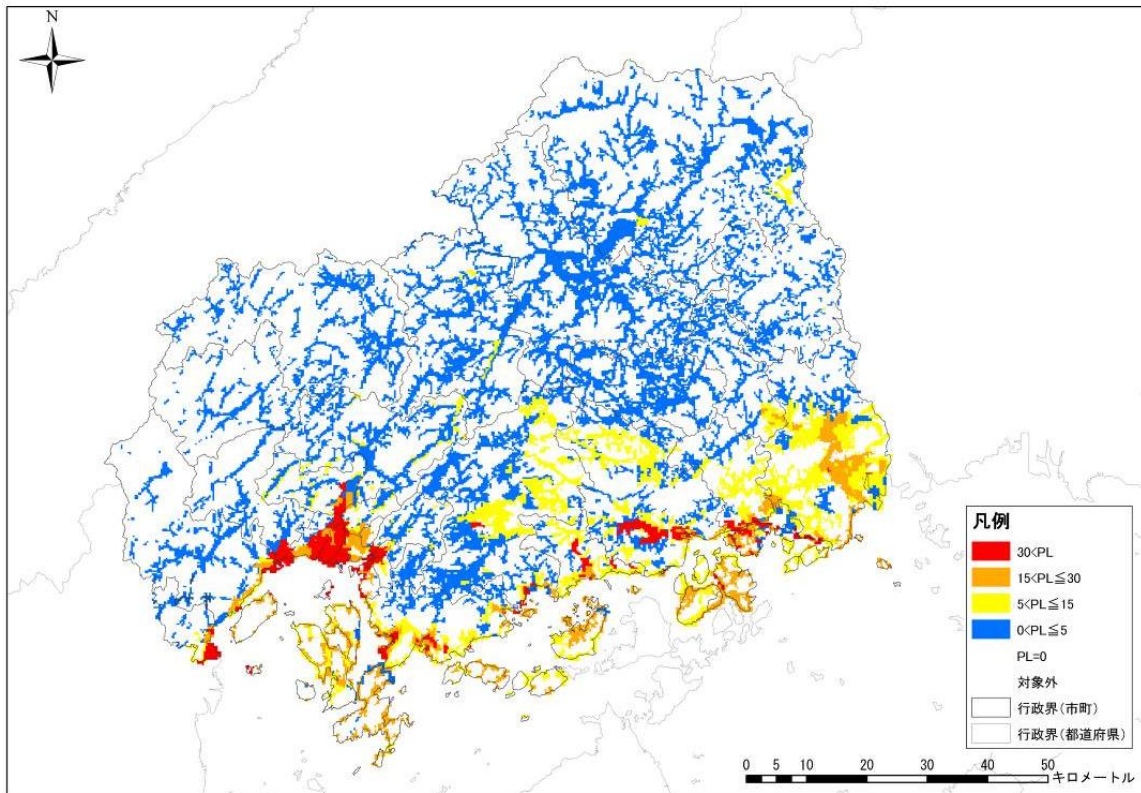
想定地震		マグニ チュード	液状化危険度 面積割合 (%)					
			対象外	かなり 低い	低い	高い	かなり 高い	極めて 高い
				PL=0	0<PL≤5	5<PL≤15	15<PL≤30	30<PL
南海トラフ地震	陸側ケース	9.0	0.0	51.5	2.3	18.2	28.0	0.0
安芸灘～伊予灘～豊後水道	北から破壊	7.4	0.0	51.5	2.1	3.0	32.2	11.1
讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部	西から破壊	8.0	18.9	32.6	7.9	35.1	5.6	0.0
石鎚山脈北縁	西から破壊	8.0	33.0	18.5	18.6	29.7	0.2	0.0
石鎚山脈北縁西部－伊予灘	東から破壊	8.0	18.6	32.9	9.3	33.7	5.6	0.0
五日市断層	北から破壊	7.0	67.3	7.1	8.1	17.5	0.0	0.0
己斐－広島西縁断層帯 (M6.5)	北から破壊	6.5	68.6	7.1	6.8	17.5	0.0	0.0
岩国断層帯	東から破壊	7.6	63.0	7.1	12.3	17.5	0.0	0.0
安芸灘断層群（主部）	北から破壊	7.0	66.7	7.1	8.7	17.5	0.0	0.0
安芸灘断層群（広島湾－岩国沖断層帯）	北から破壊	7.4	44.3	7.1	24.7	23.8	0.0	0.0
長者ヶ原断層－芳井断層	西から破壊	7.4	46.0	7.3	17.9	28.8	0.0	0.0
（参考）己斐－広島西縁断層帯 (M6.9)	南から破壊	6.9	65.3	7.1	10.0	17.5	0.0	0.0

液状化危険度の面積割合 (PL 値) (どこでも起こりうる直下の地震)

想定地震	液状化危険度 面積割合 (%)					
	対象外	かなり低い	低い	高い	かなり高い	極めて高い
		PL=0	0<PL≤5	5<PL≤15	15<PL≤30	30<PL
広島市直下	76.6	10.9	6.1	4.3	0.9	1.2
呉市直下	82.0	7.3	4.5	3.3	1.9	0.9
竹原市直下	77.8	8.1	7.2	5.3	1.1	0.4
三原市直下	78.2	8.5	6.2	5.5	1.1	0.5
尾道市直下	81.3	7.4	5.7	3.6	1.5	0.4
福山市直下	85.7	5.8	3.6	3.4	1.5	0.2
府中市直下	77.4	10.3	5.9	4.9	1.5	0.1
三次市直下	74.6	12.1	9.5	3.8	0.0	0.0
庄原市直下	74.8	13.2	7.6	4.3	0.0	0.0
大竹市直下	88.6	5.3	2.7	2.0	1.0	0.3
東広島市直下	72.2	11.4	7.6	6.7	1.8	0.3
廿日市市直下	79.6	10.4	4.8	3.2	0.8	1.1
安芸高田市直下	72.0	12.6	10.3	4.9	0.2	0.0
江田島市直下	84.8	6.1	4.5	1.9	1.7	1.0
府中町直下	75.6	11.1	6.3	5.1	0.7	1.2
海田町直下	76.6	10.3	5.7	5.2	0.9	1.3
熊野町直下	77.5	9.6	5.4	5.0	1.4	1.1
坂町直下	77.6	9.8	5.6	4.5	1.2	1.3
安芸太田町直下	80.9	12.7	3.5	2.3	0.5	0.1
北広島町直下	76.4	12.5	6.5	4.3	0.3	0.0
大崎上島町直下	82.1	6.3	5.9	4.2	1.2	0.4
世羅町直下	70.5	12.2	9.3	7.1	0.8	0.1
神石高原町直下	76.7	10.8	6.5	5.3	0.6	0.0

※：震度5弱以上を対象としている。

※：数値は、各想定地震における全県の集計を示す。



図ー7 液状化危険度分布 (PL 値)
南海トラフ巨大地震 (陸側ケース)

(3) 津波（図－8 参照）

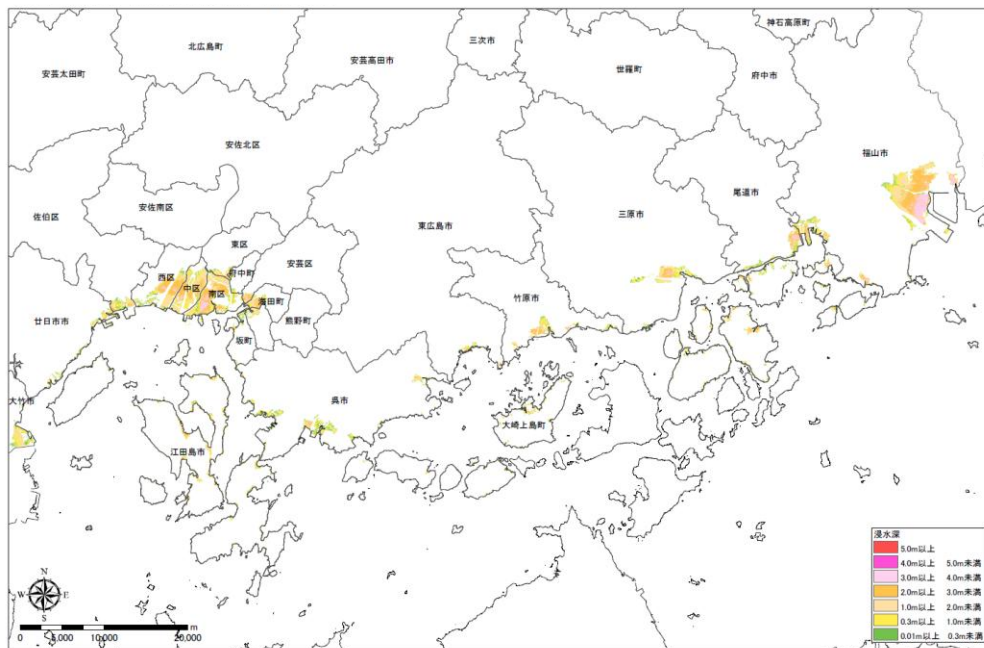
想定地震のうち、南海トラフ巨大地震、安芸灘～伊予灘～豊後水道の地震、讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部の地震、石鎚山脈北縁西部－伊予灘の地震、安芸灘断層群（主部）の地震、安芸灘断層群（広島湾－岩国沖断層帯）の地震については、津波による被害を記した。

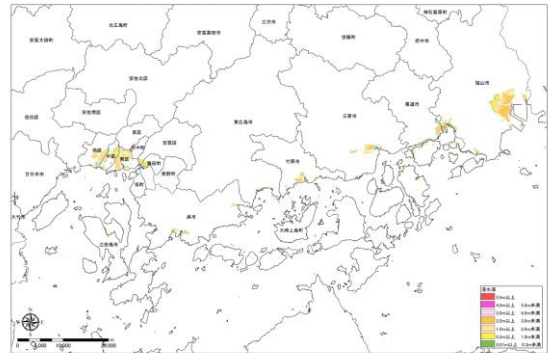
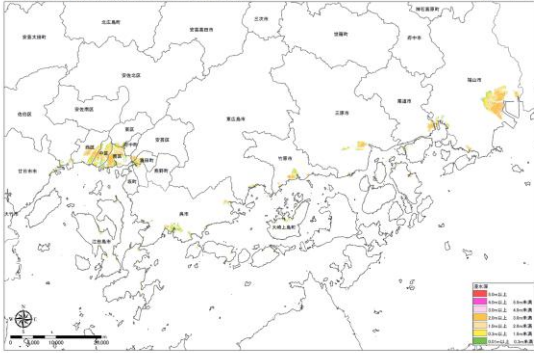
ここでは、浸水深別面積（堤防が機能しない場合）について、想定地震ごとに下表に示す。なお、南海トラフ巨大地震の津波については「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が示した津波断層モデル 11 ケースのうち、大崎上島町にとって被害の大きい（人的被害に結びつく浸水深 30cm 以上の広島県全域での浸水面積が最大）津波断層モデルケース 1 の場合を示す。

大崎上島町 浸水深別面積（構造物が機能しない場合）

想定地震	浸水面積 (ha)				
	浸水深 1cm 以上	浸水深 30cm 以上	浸水深 1m 以上	浸水深 2m 以上	浸水深 5m 以上
南海トラフ地震（津波ケース 1）	252	191	66	11	0
安芸灘～伊予灘～豊後水道	144	92	28	5	0
讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部	36	18	5	2	0
石鎚山脈北縁西部－伊予灘	35	16	5	2	0
安芸灘断層群（主部）	18	11	4	1	0
安芸灘断層群（広島湾－岩国沖断層帯）	19	11	4	1	0

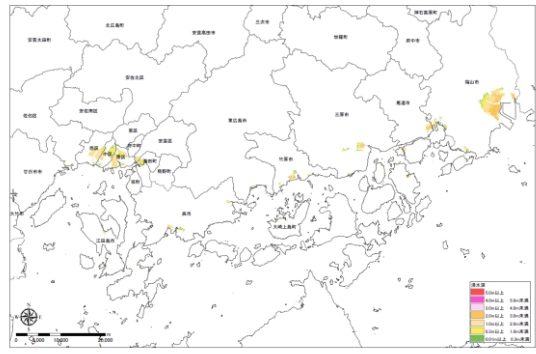
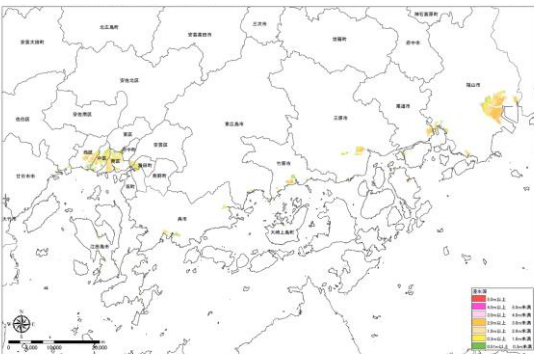
図－8 津波による最大水深分布図（構造物が機能しない場合）





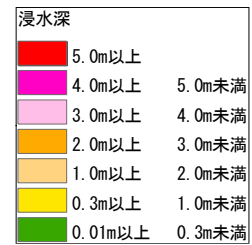
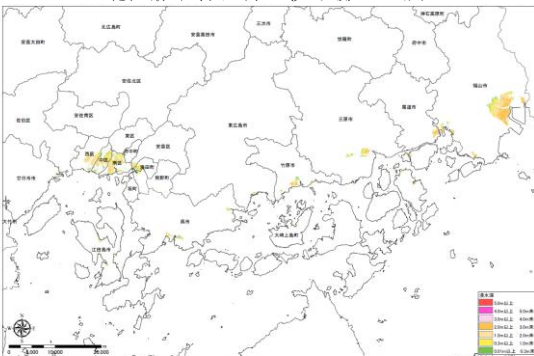
安芸灘～伊予灘～豊後水道の地震

讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部の地震



石鎚山脈北縁西部－伊予灘の地震

安芸灘断層群（主部）の地震



安芸灘断層群（広島湾－岩国沖断層帯）の地震

2 被害想定結果（既に明らかとなっている断層等を震源とする地震）

既に明らかとなっている断層等を震源とする地震の被害想定結果は次のとおりである。

被害想定結果一覧表（既に明らかとなっている断層等を震源とする地震） 1/2

想定項目	想定地震	南海トラフ 巨大地震	安芸灘～ 伊予灘～ 豊後水道	讃岐山脈南縁 ～石鎚山脈北 縁東部	石鎚山脈北縁	石鎚山脈北縁 西部～伊予灘	五日市断層		
		陸側ケース 津波ケース1	北から破壊	西から破壊	西から破壊	東から破壊	北から破壊		
		マグニチュード	9.0	7.4	8.0	8.0	8.0	7.0	
		地震タイプ	プレート間	プレート内	地殻内	地殻内	地殻内	地殻内	
今後30年以内の発生確率	-	40%	ほぼ0～0.3%	ほぼ0～0.3%	ほぼ0～0.3%	不明			
地震動・ 液状化	震度6弱以上のエリア	福山市 坂町 大崎上島町 他	呉市 海田町 大崎上島町 他	三原市 尾道市 福山市他	-	呉市 竹原市 三原市他	広島市 府中町 海田町他		
	県全面積に対する面積率	9.8%	11.3%	2.3%	0.0%	0.1%	2.1%		
	県全面積に対する液状化危険度面積率（PL>15の面積率）	5.0%	6.1%	1.5%	0.1%	0.4%	1.7%		
土砂 災害	①急傾斜地	483	418	62	0	2	58		
	②地すべり	5	1	2	0	0	0		
	③山腹崩壊	619	547	167	0	1	77		
津波 被害	津波の浸水面積（ha）	12,474	7,921	6,520	-	6,032	-		
建物 被害	全壊の主な原因	液状化	揺れ	揺れ	液状化	液状化	液状化		
	全壊棟数（棟）	69,210	29,012	7,689	1,693	3,002	6,820		
	半壊棟数（棟）	200,572	120,894	40,659	3,266	9,294	28,340		
	焼失棟数（棟）	*1	351	315	90	0	0	108	
人的 被害	死傷者数が最大となる発災季節・時間	冬・深夜	冬・深夜	冬・深夜	冬・深夜	冬・深夜	冬・深夜		
	死傷者の主な原因	津波	津波	津波	-	津波	建物倒壊		
	死者数（人）	*2	14,759	11,206	2,013	0	192	179	
	負傷者数（人）	*2	22,220	20,691	6,002	36	470	4,552	
	重傷者数（負傷者の内数）（人）	*2	3,426	2,259	732	0	46	307	
ライフ ライン 施設 被害	上水道（1日後の断水人口）（人）	*1	1,046,761	323,150	46,663	3	718	2,304	
	下水道（1日後の機能障害人口）（人）	*1	779,794	665,462	137,035	65,493	239,856	441,551	
	電力（直後の停電軒数）	*1	119,836	132,193	53,103	255	45,683	26,680	
	通信（直後の固定電話不通回線数）	*1	76,806	76,064	30,098	138	22,889	14,266	
	ガス（1日後の供給停止戸数）	*1	150,069	129,308	84,254	0	79,002	0	
交通 施設 被害	道路（被害箇所数）	1,699	1,428	455	100	341	419		
	鉄道（被害箇所数）	844	781	225	50	179	290		
	港湾（揺れによる被害箇所数）	191	231	131	26	44	74		
生活 支障	避難所避難者数（当日・1日後）（人）	*1	386,814	261,823	192,410	2,179	183,639	16,717	
	帰宅困難者数（人）	*3	165,911	165,911	145,475	150,986	157,472	148,773	
	食料の不足量（当日・1日後）（食）	*1	-569,818	-235,322	-56,786	312,571	-32,649	292,363	
	仮設トイレの不足量（当日・1日後）（基）	*1	-10,015	-8,067	-2,605	-79	-3,484	-3,960	
	医療機能支障（医療需要過不足数）（<0：不足）	*2	-1,240	2,953	23,113	31,035	27,859	25,860	
災害 廃 棄物	災害廃棄物発生量	可燃物（万t）	*1	124.40	49.70	13.32	2.75	4.82	11.33
	不燃物（万t）	*1	372.17	172.89	44.86	11.00	19.84	43.12	
その他 施設等 被害	エレベータ内閉じ込め者数（人）	*4	240	260	42	16	47	165	
	道路閉塞（幅員13m未満）（%）	道路リンク10～50%以下	5.7	1.8	0.5	0.0	0.0	0.2	
	災害時要援護者数（当日・1日後）（人）	*1	76,404	51,548	37,562	443	35,739	3,249	
	危険物施設の被害箇所数（箇所）		96	106	26	0	0	23	
	文化財の被害件数（件）	*1	11	9	6	0	4	0	
	孤立集落（集落）		0	5	3	0	0	3	
	ため池（災害発生の危険性が高いため池の箇所数）		126	234	44	0	0	0	
	重要施設	①災害対策本部等 ②避難拠点施設 ③医療施設	使用に支障のある施設数 （棟）	*1	61	70	15	0	35
経済 被害	直接被害（億円）	*1	89,030	58,776	20,514	4,779	9,953	18,511	
	間接被害（億円）	*1	37,477	28,082	15,267	3,862	5,743	8,522	
	合計（億円）		126,507	86,858	35,781	8,641	15,696	27,033	

※ は、被害の最大値を示す

*1：冬 18時，風速11m/s

*2：冬 深夜，風速11m/s

*3：昼12時

*4：朝7時～8時

被害想定結果一覧表（既に明らかとなっている断層等を震源とする地震） 2 / 2

想定項目	想定地震	己斐ー広島西 縁断層帯 (6.5)	岩国断層帯	安芸灘断層群 (主部)	安芸灘断層群 (広島湾ー岩 国沖断層帯)	長者ヶ原断層 一芳井断層	(参考) 己斐ー広島西 縁断層帯 (6.9)	
		北から破壊	東から破壊	北から破壊	北から破壊	西から破壊	南から破壊	
		マグニチュード	6.5	7.6	7.0	7.4	7.4	6.9
		地震タイプ	地殻内	地殻内	地殻内	地殻内	地殻内	地殻内
今後30年以内の発生確率	不明	0.03~2%	0.1~10%	不明	不明	不明		
地震動 液状化	震度6弱以上のエリア	広島市 府中町 坂町他	大竹市 廿日市市	呉市 江田島市	大竹市 江田島市 坂町他	尾道市 福山市 府中市他	府中町 海田町 坂町他	
	県全面積に対する面積率	1.6%	0.9%	0.2%	3.1%	7.6%	2.8%	
	県全面積に対する液状化危険度面積率 (PL>15の面積率)	1.4%	1.2%	1.1%	2.7%	2.0%	1.7%	
土砂 災害	①急傾斜地	危険度ランクが高い箇所	79	16	3	61	786	159
	②地すべり		0	0	0	0	8	0
	③山腹崩壊		90	9	7	86	734	168
津波 被害	津波の浸水面積 (ha)	-	-	5,382	5,844	-	-	
建物 被害	全壊の主な原因	揺れ	液状化	液状化	液状化	揺れ	揺れ	
	全壊棟数 (棟)	7,612	4,498	2,987	8,335	46,629	12,603	
	半壊棟数 (棟)	30,565	10,166	6,534	39,380	76,429	46,746	
	焼失棟数 (棟) *1	144	36	0	99	945	261	
人的 被害	死傷者数が最大となる発災季節・時間	冬・深夜	冬・深夜	冬・深夜	冬・深夜	冬・深夜	冬・深夜	
	死傷者の主な原因	建物倒壊	建物倒壊	津波	津波	建物倒壊	建物倒壊	
	死者数 (人) *2	249	72	43	3,495	2,840	539	
	負傷者数 (人) *2	5,302	1,073	230	5,962	22,170	9,131	
	重傷者数 (負傷者の内数) (人) *2	429	131	9	744	4,809	924	
ライフ ライン 施設 被害	上水道 (1日後の断水人口) (人) *1	3,681	21,327	530	48,585	544,113	10,814	
	下水道 (1日後の機能支障人口) (人) *1	433,144	219,826	200,642	455,622	168,735	504,304	
	電力 (直後の停電軒数) *1	31,859	2,761	39,865	69,582	44,585	49,426	
	通信 (直後の固定電話不通回線数) *1	16,068	2,527	19,987	37,493	38,675	25,105	
	ガス (1日後の供給停止戸数) *1	0	0	79,002	80,995	0	0	
交通 施設 被害	道路 (被害箇所数)	341	194	229	535	659	483	
	鉄道 (被害箇所数)	285	130	122	342	320	358	
	港湾 (揺れによる被害箇所数)	68	36	30	94	120	76	
	避難所避難者数 (当日・1日後) (人) *1	19,169	7,494	163,203	186,001	70,362	31,646	
生活 支障	帰宅困難者数 (人) *3	142,368	142,234	144,883	156,268	96,775	150,204	
	食料の不足量 (当日・1日後) (食) *1	289,219	302,781	17,577	-36,469	151,648	271,790	
	仮設トイレの不足量 (当日・1日後) (基) *1	-3,897	-1,670	-2,927	-5,523	-1,752	-4,707	
	医療機能支障 (医療需要過不足数) (<0:不足) *2	25,268	30,310	32,119	22,714	7,538	19,812	
	災害廃 棄物	災害廃棄物発生量	可燃物 (万t) *1	12.83	7.28	4.67	13.80	85.10
不燃物 (万t) *1		47.02	29.49	20.57	52.86	245.75	74.18	
その他 施設等 被害	エレベータ内閉じ込め者数 (人) *4	158	53	19	128	86	208	
	道路閉塞 (幅員13m未満) (%) 道路リンク10~50%以下	0.4	0.1	0.0	0.3	7.7	1.2	
	災害時要援護者数 (当日・1日後) (人) *1	3,742	1,470	31,701	36,176	13,519	6,173	
	危険物施設の被害箇所数 (箇所)	23	36	0	64	86	43	
	文化財の被害件数 (件) *1	0	0	4	4	30	1	
	孤立集落 (集落)	0	4	0	2	28	0	
	ため池 (災害発生の危険性が高いため池の箇所数)	1	2	0	8	175	5	
	重要施設	①災害対策本部等	36	15	5	37	22	37
②避難拠点施設		使用に支障のある施設数 (棟) *1	484	141	46	498	217	607
③医療施設			37	14	3	44	33	49
経済 被害	直接被害 (億円) *1	18,522	10,359	7,914	24,434	38,838	24,181	
	間接被害 (億円) *1	8,206	5,417	6,017	12,379	18,744	9,610	
	合計 (億円)	26,728	15,776	13,931	36,813	57,582	33,791	

※ は、被害の最大値を示す

*1: 冬 18時, 風速11m/s

*2: 冬 深夜, 風速11m/s

*3: 昼12時

*4: 朝7時~8時

3 被害想定結果（どこでも起こりうる直下の地震）

どこでも起こりうる直下の地震の被害想定結果は次のとおりである。
被害想定結果一覧表（どこでも起こりうる直下の地震） 1 / 4

想定項目	想定項目	想定地震		広島市 直下地震	呉市 直下地震	竹原市 直下地震	三原市 直下地震	尾道市 直下地震	福山市 直下地震
		マグニチュード		6.9	6.9	6.9	6.9	6.9	6.9
		地震タイプ		地殻内	地殻内	地殻内	地殻内	地殻内	地殻内
地震動・液状化	震度6弱以上のエリア		広島市 海田町 坂町他	呉市 熊野町 坂町他	竹原市 三原市 大崎上島町他	竹原市 三原市 尾道市他	三原市 尾道市 福山市他	尾道市 福山市 府中市他	
	県全面積に対する面積率		2.7%	3.0%	3.3%	3.2%	3.8%	3.9%	
	県全面積に対する液状化危険度面積率（PL>15の面積率）		2.1%	2.8%	1.5%	1.6%	1.9%	1.7%	
土砂災害	①急傾斜地	危険度ランクが高い箇所	165	176	248	284	456	257	
	②地すべり		0	0	1	2	5	5	
	③山腹崩壊		159	241	197	253	443	395	
建物被害	全壊の主な原因		揺れ	揺れ	揺れ	揺れ	揺れ	揺れ	
	全壊棟数（棟）		16,667	11,093	8,668	10,490	24,293	30,047	
	半壊棟数（棟）		52,115	33,959	22,396	34,439	46,261	50,609	
	焼失棟数（棟） *1		369	180	246	162	582	630	
人的被害	死傷者数が最大となる発災季節・時間		冬・深夜	冬・深夜	冬・深夜	冬・深夜	冬・深夜	冬・深夜	
	死傷者の主な原因		建物倒壊	建物倒壊	建物倒壊	建物倒壊	建物倒壊	建物倒壊	
	死者数（人） *2		777	433	341	503	1,426	1,773	
	負傷者数（人） *2		10,808	6,253	4,072	7,115	12,150	14,257	
	重傷者数（負傷者の内数）（人） *2		1,334	727	564	843	2,346	3,035	
ライフライン施設被害	上水道（1日後の断水人口）（人） *1		26,942	178,301	41,157	87,840	247,108	413,478	
	下水道（1日後の機能支障人口）（人） *1		516,903	360,916	164,379	116,739	118,894	139,583	
	電力（直後の停電軒数） *1		59,225	18,707	7,850	11,758	20,767	28,845	
	通信（直後の固定電話不通回線数） *1		30,245	11,432	5,131	7,215	15,404	26,023	
	ガス（1日後の供給停止戸数） *1		0	0	0	0	0	0	
交通施設被害	道路（被害箇所数）		493	390	406	438	428	385	
	鉄道（被害箇所数）		399	255	241	241	227	192	
	港湾（揺れによる被害箇所数）		88	94	106	130	127	97	
生活支障	避難所避難者数（当日・1日後）（人） *1		39,755	19,080	10,480	13,432	30,676	48,011	
	帰宅困難者数（人） *3		157,406	155,685	158,999	95,918	96,227	60,851	
	食料の不足量（当日・1日後）（食） *1		259,435	284,239	295,360	285,739	252,219	208,815	
	仮設トイレの不足量（当日・1日後）（基） *1		-4,898	-3,179	-1,146	-699	-886	-1,256	
	医療機能支障（医療需要過不足数）（<0：不足） *2		16,849	22,718	24,922	25,310	20,887	18,337	
災害廃棄物	災害廃棄物発生量		可燃物（万t） *1	29.12	19.19	15.21	18.76	44.35	54.43
	不燃物（万t） *1		96.50	65.19	50.03	57.54	128.41	161.12	
その他施設等被害	エレベータ内閉じ込め者数（人） *4		208	95	34	39	53	63	
	道路閉塞（幅員13m未満）（%） 道路リンク10～50%以下		1.7	0.9	1.0	1.1	2.2	4.3	
	災害時要援護者数（当日・1日後）（人） *1		7,765	3,950	2,167	2,791	6,329	9,110	
	危険物施設の被害箇所数（箇所）		52	23	12	19	37	67	
	文化財の被害件数（件） *1		3	2	3	3	16	13	
	孤立集落（集落）		0	1	0	0	0	4	
	ため池（災害発生の危険性が高いため池の箇所数）		4	17	26	46	68	101	
	重要施設	①災害対策本部等		46	32	9	20	21	17
		②避難拠点施設		670	322	93	110	154	132
③医療施設		53	29	8	14	24	32		
経済被害	直接被害（億円） *1		27,883	21,437	15,441	17,502	23,817	27,670	
	間接被害（億円） *1		10,777	11,243	8,303	11,514	14,677	16,144	
	合計（億円）		38,660	32,680	23,744	29,016	38,494	43,814	

※ は、被害の最大値を示す
*1：冬 18時，風速11m/s
*2：冬 深夜，風速11m/s
*3：昼12時
*4：朝7時～8時

被害想定結果一覧表（どこでも起こりうる直下の地震） 2 / 4

想定項目	想定項目	想定地震	府中市 直下地震	三次市 直下地震	庄原市 直下地震	大竹市 直下地震	東広島市 直下地震	廿日市市 直下地震	
		マグニチュード	6.9	6.9	6.9	6.9	6.9	6.9	
		地震タイプ	地殻内	地殻内	地殻内	地殻内	地殻内	地殻内	
地震動・液状化	震度6弱以上のエリア		尾道市 福山市 府中市他	三次市 庄原市 安芸高田市	三次市 庄原市	大竹市 廿日市市 江田島市他	竹原市 東広島市 熊野町他	広島市 廿日市市 坂町他	
		県全面積に対する面積率	3.9%	1.7%	2.4%	0.8%	3.4%	1.7%	
	県全面積に対する液状化危険度面積率（PL>15の面積率）	1.6%	0.0%	0.0%	1.3%	2.1%	1.9%		
土砂災害	①急傾斜地	危険度ランクが高い箇所	143	28	67	23	162	53	
	②地すべり		3	10	3	0	0		
	③山腹崩壊		285	53	60	11	117	75	
建物被害	全壊の主な原因		揺れ	揺れ	揺れ	液状化	液状化	液状化	
	全壊棟数（棟）		9,168	2,065	2,467	4,754	7,987	7,672	
	半壊棟数（棟）		34,802	7,565	7,238	11,211	24,015	27,786	
	焼失棟数（棟）	*1	162	27	27	36	117	144	
人的被害	死傷者数が最大となる発災季節・時間		冬・深夜	冬・深夜	冬・深夜	冬・深夜	冬・深夜	冬・深夜	
	死傷者の主な原因		建物倒壊	建物倒壊	建物倒壊	建物倒壊	建物倒壊	建物倒壊	
	死者数（人）	*2	439	94	124	93	223	233	
	負傷者数（人）	*2	7,242	1,482	1,494	1,358	3,611	4,615	
ライフライン施設被害	重傷者数（負傷者の内数）（人）	*2	758	153	200	168	368	399	
	上水道（1日後の断水人口）（人）	*1	184,358	16,476	9,016	25,354	70,710	17,777	
	下水道（1日後の機能支障人口）（人）	*1	122,135	35,141	39,879	199,511	316,357	411,177	
	電力（直後の停電軒数）	*1	17,338	1,233	1,551	3,658	11,712	21,853	
交通施設被害	通信（直後の固定電話不通回線数）	*1	14,987	549	860	3,376	7,942	12,559	
	ガス（1日後の供給停止戸数）	*1	0	0	0	0	0	0	
	道路（被害箇所数）		479	351	349	166	516	371	
	鉄道（被害箇所数）		224	170	179	126	303	269	
生活支障	港湾（揺れによる被害箇所数）		88	3	3	47	67	81	
	避難所避難者数（当日・1日後）（人）	*1	14,943	1,999	1,868	8,071	12,962	18,026	
	帰宅困難者数（人）	*3	84,830	106,030	86,439	134,132	165,300	148,773	
	食料の不足量（当日・1日後）（食）	*1	292,629	311,173	312,936	301,622	291,999	289,400	
災害廃棄物	仮設トイレの不足量（当日・1日後）（基）	*1	-767	226	180	-1,473	-2,682	-3,669	
	医療機能支障（医療需要過不足数）（<0：不足）	*2	26,702	32,821	33,528	30,713	24,529	26,030	
	災害廃棄物発生量								
その他施設等被害	可燃物（万t）	*1	16.34	3.70	4.45	7.77	13.52	12.89	
	不燃物（万t）	*1	50.74	11.26	13.20	30.72	48.81	47.66	
	エレベータ内閉じ込め者数（人）	*4	55	6	5	35	87	135	
	道路閉塞（幅員13m未満）（%） 道路リンク10～50%以下		1.0	0.3	0.4	0.2	0.7	0.4	
	災害時要援護者数（当日・1日後）（人）	*1	2,897	433	408	1,574	2,548	3,488	
	危険物施設の被害箇所数（箇所）		27	4	3	43	11	26	
	文化財の被害件数（件）	*1	3	0	1	0	0	0	
	孤立集落（集落）		7	0	0	2	1	0	
重要施設	ため池（災害発生の危険性が高いため池の箇所数）		78	3	1	2	141	4	
	①災害対策本部等 ②避難拠点施設 ③医療施設	使用に支障のある施設数（棟）	*1	12	4	4	12	12	33
				114	22	69	81	113	393
				21	0	1	7	17	40
経済被害	直接被害（億円）	*1	15,930	3,332	3,079	10,564	17,320	18,523	
	間接被害（億円）	*1	12,930	3,257	3,420	5,990	7,616	9,020	
	合計（億円）		28,860	6,589	6,499	16,554	24,936	27,543	

※ は、被害の最大値を示す
 *1：冬 18時、風速11m/s
 *2：冬 深夜、風速11m/s
 *3：昼12時
 *4：朝7時～8時

被害想定結果一覧表（どこでも起こりうる直下の地震） 3 / 4

想定項目	想定項目	想定地震	安芸高田市 直下地震	江田島市 直下地震	府中町 直下地震	海田町 直下地震	熊野町 直下地震	坂町 直下地震	
		マグニチュード	6.9	6.9	6.9	6.9	6.9	6.9	
		地震タイプ	地殻内	地殻内	地殻内	地殻内	地殻内	地殻内	
地震動・液状化	震度6弱以上のエリア		広島市 三次市 安芸高田市他	呉市 江田島市 坂町他	府中町 海田町 坂町他	府中町 海田町 熊野町他	海田町 熊野町 坂町他	海田町 熊野町 坂町他	
	県全面積に対する面積率		1.5%	1.8%	3.0%	3.1%	4.0%	3.0%	
	県全面積に対する液状化危険度面積率（PL>15の面積率）		0.2%	2.7%	1.9%	2.2%	2.5%	2.5%	
土砂災害	①急傾斜地	危険度ランクが高い箇所	57	88	233	207	135	169	
	②地すべり		0	0	0	0	0	0	
	③山腹崩壊		23	128	179	151	170	170	
建物被害	全壊の主な原因		液状化	液状化	揺れ	揺れ	揺れ	揺れ	
	全壊棟数（棟）		2,999	6,090	16,557	13,662	9,329	11,892	
	半壊棟数（棟）		9,025	22,353	52,246	44,460	40,712	44,576	
	焼失棟数（棟） *1		36	63	546	399	162	287	
人的被害	死傷者数が最大となる発災季節・時間		冬・深夜	冬・深夜	冬・深夜	冬・深夜	冬・深夜	冬・深夜	
	死傷者の主な原因		建物倒壊	建物倒壊	建物倒壊	建物倒壊	建物倒壊	建物倒壊	
	死者数（人） *2	94	127	782	590	315	474		
	負傷者数（人） *2	1,441	3,209	10,846	8,731	7,156	8,383		
	重傷者数（負傷者の内数）（人） *2	155	211	1,331	1,007	532	808		
ライフライン施設被害	上水道（1日後の断水人口）（人） *1	18,913	35,340	33,097	46,225	90,018	52,532		
	下水道（1日後の機能支障人口）（人） *1	153,041	334,151	520,239	492,661	451,125	480,623		
	電力（直後の停電軒数） *1	1,931	11,448	53,555	42,002	33,318	43,982		
	通信（直後の固定電話不通回線数） *1	1,165	6,639	27,136	21,506	18,173	22,625		
	ガス（1日後の供給停止戸数） *1	0	0	0	0	0	0		
交通施設被害	道路（被害箇所数）	387	307	529	522	510	495		
	鉄道（被害箇所数）	173	202	410	392	354	383		
	港湾（揺れによる被害箇所数）	8	92	89	93	104	95		
生活支障	避難所避難者数（当日・1日後）（人） *1	3,765	10,521	39,793	31,555	20,163	27,445		
	帰宅困難者数（人） *3	164,462	148,205	157,406	157,406	157,406	157,406		
	食料の不足量（当日・1日後）（食） *1	310,352	299,463	255,652	264,728	286,171	272,176		
	仮設トイレの不足量（当日・1日後）（基） *1	-969	-2,837	-4,931	-4,591	-4,084	-4,438		
	医療機能支障（医療需要過不足数）（<0：不足） *2	28,622	27,605	18,071	20,271	21,465	20,426		
災害廃棄物	災害廃棄物発生量		可燃物（万t） *1	5.17	10.04	29.08	23.77	15.91	20.52
			不燃物（万t） *1	17.70	38.82	95.76	80.26	56.35	70.69
その他施設等被害	エレベーター内閉じ込め者数（人） *4	39	81	208	186	148	170		
	道路閉塞（幅員13m未満）（%） 道路リンク10～50%以下	0.5	0.4	1.8	1.0	0.5	0.7		
	災害時要援護者数（当日・1日後）（人） *1	781	2,158	7,812	6,245	4,030	5,456		
	危険物施設の被害箇所数（箇所）	4	16	50	48	31	46		
	文化財の被害件数（件） *1	0	0	4	1	1	2		
	孤立集落（集落）	0	0	22	29	5	9		
	ため池（災害発生の危険性が高いため池の箇所数）	0	12	4	4	25	4		
	重要施設		①災害対策本部等	2	28	37	34	36	36
		②避難拠点施設	22	313	650	586	495	603	
		③医療施設	2	29	48	46	40	47	
経済被害	直接被害（億円） *1	6,226	17,129	27,611	25,578	23,540	25,068		
	間接被害（億円） *1	3,438	10,679	11,394	11,415	11,618	11,632		
	合計（億円）	9,664	27,808	39,005	36,993	35,158	36,700		

※：は、被害の最大値を示す

*1：冬 18時、風速11m/s

*2：冬 深夜、風速11m/s

*3：昼12時

*4：朝7時～8時

被害想定結果一覧表（どこでも起こりうる直下の地震） 4/4

想定項目	想定項目	想定地震	安芸太田町 直下地震	北広島町 直下地震	大崎上島町 直下地震	世羅町 直下地震	神石高原町 直下地震	
		マグニチュード	6.9	6.9	6.9	6.9	6.9	
		地震タイプ	地殻内	地殻内	地殻内	地殻内	地殻内	
地震動・液状化	震度6弱以上のエリア		広島市 廿日市市 安芸太田町他	広島市 安芸高田市 北広島町他	竹原市 三次市 大崎上島町他	三次市 福山市 世羅町他	福山市 府中市 神石高原町他	
		県全面積に対する面積率	1.8%	1.9%	2.2%	2.2%	2.0%	
		県全面積に対する液状化危険度面積率（PL>15の面積率）	0.6%	0.3%	1.6%	0.9%	0.6%	
土砂災害	①急傾斜地	危険度ランクが高い箇所	91	77	169	54	25	
	②地すべり		1	0	1	2	0	
	③山腹崩壊		88	57	107	52	56	
建物被害	全壊の主な原因		液状化	液状化	揺れ	液状化	液状化	
	全壊棟数（棟）		2,781	3,262	6,333	3,416	2,078	
	半壊棟数（棟）		6,410	8,942	18,887	13,631	9,690	
	焼失棟数（棟） *1		18	36	45	18	18	
人的被害	死傷者数が最大となる発災季節・時間		冬・深夜	冬・深夜	冬・深夜	冬・深夜	冬・深夜	
	死傷者の主な原因		建物倒壊	建物倒壊	建物倒壊	建物倒壊	建物倒壊	
	死者数（人） *2	37	89	225	70	33		
	負傷者数（人） *2	567	1,290	3,209	1,896	1,377		
	重傷者数（負傷者の内数）（人） *2	60	148	366	107	54		
ライフライン施設被害	上水道（1日後の断水人口）（人） *1	4,130	3,614	24,681	15,143	13,268		
	下水道（1日後の機能支障人口）（人） *1	171,647	204,770	100,593	105,558	94,108		
	電力（直後の停電軒数） *1	3,011	5,123	5,502	5,962	5,384		
	通信（直後の固定電話不通回線数） *1	3,345	5,887	3,595	3,603	2,646		
	ガス（1日後の供給停止戸数） *1	0	0	0	0	0		
交通施設被害	道路（被害箇所数）	214	325	317	499	417		
	鉄道（被害箇所数）	62	112	185	206	149		
	港湾（揺れによる被害箇所数）	13	6	98	65	39		
生活支障	避難所避難者数（当日・1日後）（人） *1	4,532	4,626	7,232	4,022	2,943		
	帰宅困難者数（人） *3	134,767	157,027	158,999	100,234	61,090		
	食料の不足量（当日・1日後）（食） *1	308,938	308,331	302,772	309,420	311,426		
	仮設トイレの不足量（当日・1日後）（基） *1	-1,162	-1,494	-479	-497	-373		
	医療機能支障（医療需要過不足数）（<0：不足） *2	31,508	29,301	28,237	31,232	33,464		
災害廃棄物	災害廃棄物発生量							
			可燃物（万t） *1	4.48	5.52	11.06	5.83	3.51
			不燃物（万t） *1	18.39	19.90	36.24	20.39	12.71
その他施設等被害	エレベータ内閉じ込め者数（人） *4	45	63	30	32	26		
	道路閉塞（幅員13m未満）（%） 道路リンク10～50%以下	0.1	0.2	0.7	0.1	0.1		
	災害時要援護者数（当日・1日後）（人） *1	900	934	1,556	823	586		
	危険物施設の被害箇所数（箇所）	1	5	10	7	5		
	文化財の被害件数（件） *1	1	0	0	1	0		
	孤立集落（集落）	0	0	1	0	1		
	ため池（災害発生の危険性が高いため池の箇所数）	0	3	27	2	3		
	重要施設	①災害対策本部等 ②避難拠点施設 ③医療施設	使用に支障のある施設数（棟） *1	3	1	13	5	4
				145	25	76	49	42
				6	4	7	5	3
経済被害	直接被害（億円） *1	6,340	7,029	12,855	9,299	6,606		
	間接被害（億円） *1	3,533	3,282	7,403	7,427	7,543		
	合計（億円）	9,873	10,311	20,258	16,726	14,149		

※ は、被害の最大値を示す

*1：冬 18時，風速11m/s

*2：冬 深夜，風速11m/s

*3：昼12時

*4：朝7時～8時

〔津波浸水想定〕

○津波浸水想定

津波浸水想定は、「広島県津波浸水想定（平成 25 年 3 月）」を基に作成したものであり、詳細な浸水想定については、これを使用し対応策等を検討する。

広島県の津波浸水想定においては、国土交通省の「津波浸水想定の設定の手引き（平成 24 年 10 月）」等の手法に基づき、「最大クラスの津波」及び「津波到達時間が短い津波」を想定津波として選定している。

津波浸水シミュレーションは、「最大クラスの津波」として南海トラフ巨大地震を破壊開始地点の異なる 8 ケース、「津波到達時間が短い津波」として瀬戸内海域の活断層及びプレート内地震を 5 ケース選定している。

1 南海トラフ巨大地震及び瀬戸内海域活断層等の概要

区 分	地 震	規 模
最大クラスの津波 （発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波）	○南海トラフ巨大地震 ・内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において示された津波断層モデルのうち、破壊開始の地点を変更させた 8 ケース	マグニチュード：Mw=9.1
津波到達時間が短い津波	○瀬戸内海域活断層等 ・安芸灘～伊予灘～豊後水道 ・讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部 ・石鎚山脈北縁西部－伊予灘 ・安芸灘層群（主部） ・安芸灘層群（広島湾－岩国沖断層帯）	マグニチュード：Mw=7.5 マグニチュード：Mw=7.6 マグニチュード：Mw=7.4 マグニチュード：Mw=6.6 マグニチュード：Mw=6.9

2 南海トラフ巨大地震及び瀬戸内海域活断層等による津波浸水想定

(1) 津波浸水想定は、以下のような悪条件下において発生した場合に想定される津波の浸水域・浸水深を津波浸水想定図として作成している。

ア 初期潮位として 2009 年(平成 21 年)から 2013 年(平成 25 年)の年間最高潮位（最大と最小を除いた平均値）を設定

イ 地震による地盤の沈下を考慮

ウ 構造物について、護岸や防波堤は機能せず、堤防は地震前の 25%の高さまで沈下するものと設定し、津波が堤防を越流した場合は破壊される。

- (2) 浸水域・浸水深さは、広島県における地形データを用いて10mメッシュ単位で示しており、浸水域は選定した津波別に想定される浸水深の中で最も大きい値を示している。

浸水面積（最大の場合）

（単位：ha）

浸水面積(浸水深別)					
大崎上島町	1cm以上	30cm以上	1m以上	2m以上	5m以上
	252	191	66	11	—

3 南海トラフ巨大地震及び瀬戸内海域活断層等による「最高津波水位」、「最大波到達時間」及び「津波影響開始時間」

(1) 南海トラフ巨大地震

大崎上島町	最高津波水位（m）		最大波到達時間 （分）	津波影響開始 時間※2 （分）
	※1	うち津波の高さ （m）		
	3.1	1.2	372	29

※1 「最高津波水位」は、海岸線における最高の津波水位を標高で表示

※2 「津波影響開始時間」は、海域を伝播してきた津波により、概ね海岸線において、地震発生後に初期潮位から±20 cmの変化が生じるまでの時間

(2) 瀬戸内海域活断層等

大崎上島町	最高津波水位（m）		最大波到達時間 （分）	津波影響開始 時間※2 （分）
	※1	うち津波の高さ （m）		
	2.6	0.5	138	15

※1 「最高津波水位」は、海岸線における最高の津波水位を標高で表示

※2 「津波影響開始時間」は、海域を伝播してきた津波により、概ね海岸線において、地震発生後に初期潮位から±20 cmの変化が生じるまでの時間

【留意事項】

- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成 23 年法律第 123 号)第 8 条第 1 項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生される場合に想定される浸水の区域(浸水域)と水深(浸水深)を表したものです。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から想定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。
- 浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
- 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではないことにご注意ください。
- 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場合もあります。
- 「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することもあります。

【用語の解説】

- (1) 浸水域
海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域
- (2) 浸水深
陸上の各地点で水面が最も高い位置にきたときの地面から水面までの高さ
- (3) 津波水位
津波襲来時の海岸線における、海面の高さ（標高※で表示）
※ 標高は東京湾平均海面からの高さ（単位：T.P. +m）として表示しています。
- (4) 津波の高さ
津波襲来時の海岸線における、「津波水位」と「初期潮位」との差
- (5) 最大波到達時間
津波の最高到達高さが生じるまでの時間
- (6) 津波影響開始時間
海域を伝播してきた津波により、初期水位から±20cm（海辺にいる人々の人命に影響が出るおそれのある水位変化）の変化が生じるまでの時間
- (7) 水位変動
津波による水位変化の様子
- (8) 浸水面積
津波によって浸水する陸域の面積

「津波水位」の定義（広島県）

